

附 属 资 料

附属資料 目次

附属資料 1	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の概要	附- 1
附属資料 2	1900年以降に発生した地震の規模の大きなもの上位10位	附- 1
附属資料 3	阪神・淡路大震災と東日本大震災の比較	附- 2
附属資料 4	東日本大震災とスマトラ島沖大地震の比較	附- 3
附属資料 5	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による津波の 岩手県から福島県までの浸水範囲図	附- 4
附属資料 6	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震を原因とする 津波	附- 5
附属資料 7	東日本大震災における被害額の推計	附- 6
附属資料 8	世界の災害に比較する日本の災害	附- 7
附属資料 9	自然災害による死者・行方不明者内訳	附- 8
附属資料 10	我が国における近年の主な自然災害	附- 9
附属資料 11	災害対策基本法制定から現在までの社会環境の変化	附-10
附属資料 12	水防団員数の推移	附-13
附属資料 13	災害対策に関する主な法律の一覧	附-14
附属資料 14	中央防災会議の組織について	附-16
附属資料 15	近年の中央防災会議の開催状況（平成20年度以降）	附-17
附属資料 16	中央防災会議専門調査会の設置状況	附-18
附属資料 17	防災計画の構成と体系	附-19
附属資料 18	防災基本計画の修正履歴	附-19
附属資料 19	年度別防災関係予算額	附-20
附属資料 20	防災関係予算額の推移	附-21
附属資料 21	防災関係予算内訳割合の推移	附-21
附属資料 22	主な施設・構造物についての耐震基準と耐震改修の現状	附-22
附属資料 23	ハザードマップの整備状況	附-24
附属資料 24	平成24年度総合防災訓練大綱に基づき政府が行った 訓練の概要	附-24
附属資料 25	平成24年以降に発生した主な災害における各府省庁の 対応	附-25
	25- 1 平成24年5月に発生した突風等	附-25
	25- 2 平成24年九州北部豪雨	附-26
	25- 3 平成24年8月13日から14日にかけての大雨	附-27

	25- 4	平成24年台風第17号	附-28
	25- 5	平成24年11月末からの大雪等	附-28
	25- 6	淡路島付近を震源とする地震	附-30
附属資料26		緊急災害対策本部及び非常災害対策本部の設置状況	附-31
附属資料27		政府調査団の派遣状況（阪神・淡路大震災以降）	附-32
附属資料28		災害救助法の適用実績（阪神・淡路大震災以降）	附-33
附属資料29		被災者生活再建支援制度の概要	附-36
附属資料30		被災者生活再建支援制度に係る支援金の支給について	附-37
附属資料31		過去5年の激甚災害の適用実績	附-40
附属資料32		施設関係等被害額及び同被害額の国民総生産に対する 比率の推移	附-41
附属資料33		平成23年発生災害による災害別施設関係等被害額	附-41
附属資料34		学習指導要領等における主な防災教育関連記述	附-42
附属資料35		1900年以降の主な自然災害の状況（世界）	附-47
附属資料36		国の1人あたり平均所得別自然災害による死者数の割合 （2000～2011年）	附-50
附属資料37		近年の自然災害による被災額のGDP比が大きい事例	附-50
附属資料38		技術協力プロジェクト事業における防災関係の事例 （2012年度）	附-51
附属資料39		国際緊急援助隊の派遣及び緊急援助物資供与の実績	附-53
附属資料40		我が国の主な被害地震（明治以降）	附-55
附属資料41		気象庁震度階級関連解説表	附-56
附属資料42		津波予報区	附-60
附属資料43		大規模地震対策特別措置法等による東海地震対策	附-61
附属資料44		東海地震に係る地震防災対策強化地域（市町村一覧）	附-62
附属資料45		地震対策緊急整備事業計画	附-63
附属資料46		地震防災緊急事業五箇年計画の概算事業量等	附-64
附属資料47		東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する 特別措置法による東南海・南海地震対策	附-65
附属資料48		東南海・南海地震防災対策推進地域（市町村一覧）	附-66
附属資料49		日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 （市町村一覧）	附-68
附属資料50		日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱の概要	附-69

附属資料51	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領 について	附-69
附属資料52	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略 について	附-70
附属資料53	中部圏・近畿圏直下地震対策大綱の概要	附-70
附属資料54	火山防災対策の取組状況	附-71
附属資料55	我が国の主な火山噴火及び噴火災害	附-72
附属資料56	土砂災害の発生状況の推移	附-73
附属資料57	竜巻の発生位置の分布図	附-74

附属資料 1 平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震の概要

項目	データ	
発生日時	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分	
震源及び規模（推定）	三陸沖（北緯 38 度 6 分，東経 142 度 52 分，牡鹿半島の東南東 130km 付近） 深さ 24km，マグニチュード 9.0	
震源域	長さ約 450km，幅約 200km	
断層のすべり量	最大 20～30m 程度	
震源直上の海底の移動量	東南東に約 24m 移動，約 3m 隆起	
震度（震度 5 強以上の地域震度）	震度 7	宮城県北部
	震度 6 強	宮城県南部・中部，福島県中通り・浜通り，茨城県北部・南部，栃木県北部・南部
	震度 6 弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部，福島県会津，群馬県南部，埼玉県南部，千葉県北西部
	震度 5 強	青森県三八上北・下北，岩手県沿岸北部，秋田県沿岸南部・内陸南部，山形県村山・置賜，群馬県北部，埼玉県北部，千葉県北東部・南部，東京都 23 区，新島，神奈川県東部・西部，山梨県中部・西部，山梨県東部・富士五湖

出典：気象庁資料，海上保安庁資料

附属資料 2 1900 年以降に発生した地震の規模の大きなもの上位 10 位

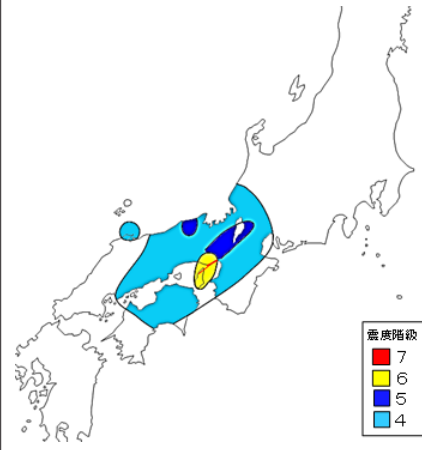
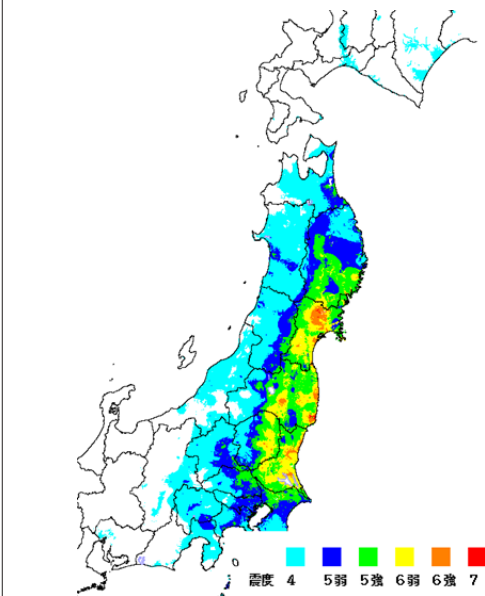
（平成 25 年 5 月 31 日現在）

順位	日時（日本時間）	発生場所	マグニチュード（Mw）
1	1960 年 5 月 23 日	チリ	9.5
2	1964 年 3 月 28 日	アラスカ湾	9.2
3	2004 年 12 月 26 日	インドネシア，スマトラ島北部西方沖	9.1
4	2011 年 3 月 11 日	日本，三陸沖 （平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震）	9.0
	1952 年 11 月 5 日	カムチャッカ半島	9.0
6	2010 年 2 月 27 日	チリ，マウリ沖	8.8
	1906 年 2 月 1 日	エクアドル沖	8.8
8	1965 年 2 月 4 日	アラスカ，アリューシャン列島	8.7
9	2012 年 4 月 11 日	インドネシア，スマトラ島北部西方沖	8.6
	2005 年 3 月 29 日	インドネシア，スマトラ島北部	8.6
	1957 年 3 月 10 日	アラスカ，アリューシャン列島	8.6
	1950 年 8 月 16 日	チベット，アッサム	8.6

※ Mw：モーメントマグニチュード

出典：米国地質調査所資料

附属資料3 阪神・淡路大震災と東日本大震災の比較

	阪神・淡路大震災	東日本大震災
発生日時	平成7年1月17日5:46	平成23年3月11日14:46
マグニチュード	7.3	9.0
地震型	直下型	海溝型
被災地	都市部中心	農林水産地域中心
震度6弱以上県数	1県（兵庫）	8県（宮城，福島，茨城，栃木，岩手，群馬，埼玉，千葉）
津波	数十cmの津波の報告あり，被害なし	各地で大津波を観測（最大波 相馬9.3m以上，宮古8.5m以上，大船渡8.0m以上）
被害の特徴	建築物の倒壊。 長田区を中心に大規模火災が発生。	大津波により，沿岸部で甚大な被害が発生，多数の地区が壊滅。
死者 行方不明者	死者6,434名 行方不明者3名 （平成18年5月19日）	死者15,883名 行方不明者2,676名 （平成25年5月10日時点）
住家被害 （全壊）	104,906	126,419 （平成25年5月10日時点）
災害救助法の適用	25市町（2府県）	241市区町村（10都県） （※）長野県北部を震源とする地震で適用された4市町村（2県）を含む
震度分布図 （震度4以上を表示）		

（注）平成8年に震度階級が改定され，5弱，5強，6弱および6強が新たに加わった。

出典：内閣府資料

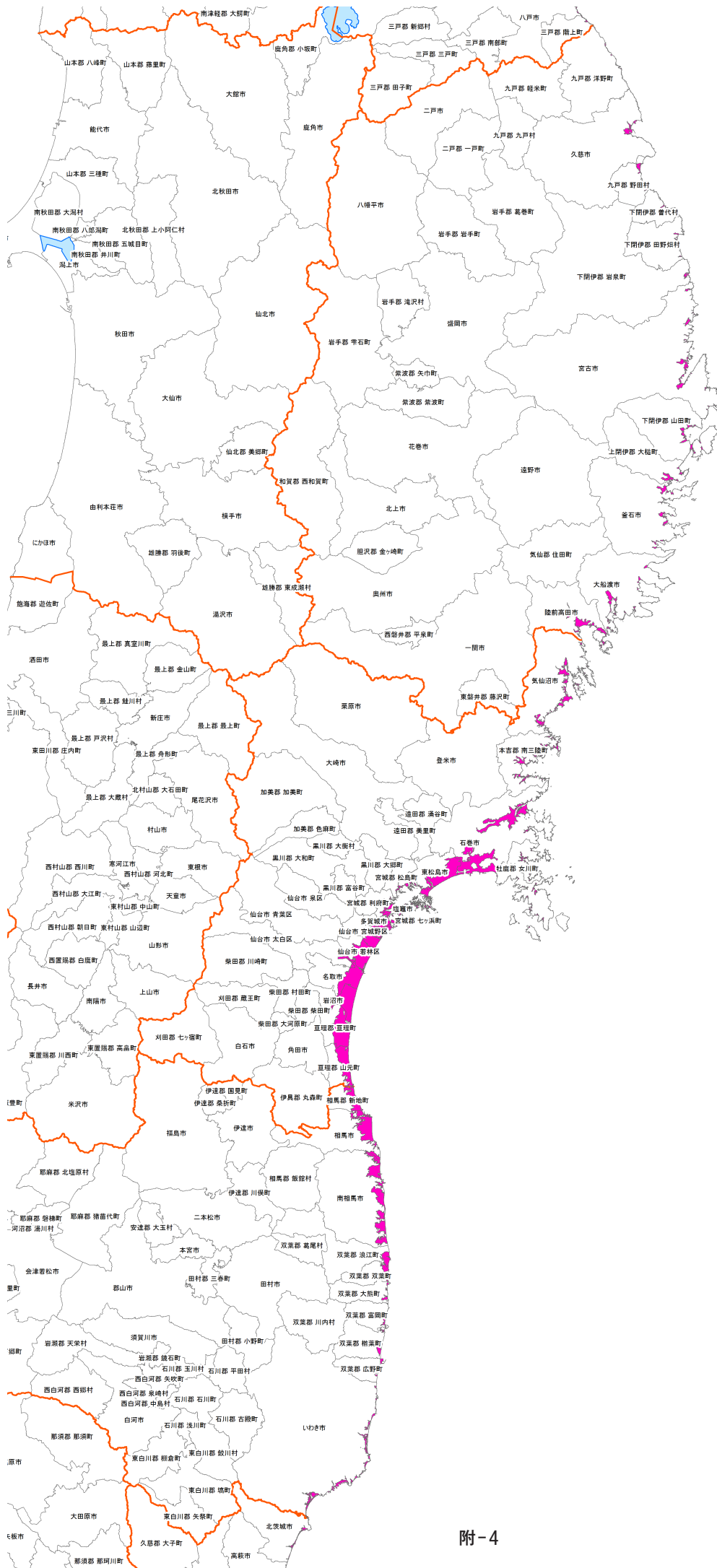
附属資料4 東日本大震災とスマトラ島沖大地震の比較

	東日本大震災 (日本)	スマトラ島沖大地震 (インドネシア)
発生日時 (日本時間)	平成23年3月11日14:46	平成16年12月26日9:58
マグニチュード	9.0	9.1
地震型	海溝型	海溝型
津波	各地で大津波を観測 (最大波 相馬9.3m以上, 宮古8.5m以上, 大船渡8.0m以上)	インドネシアの他, インド洋沿岸各国でも 大津波を観測
被害の特徴	大津波により, 沿岸部で甚大な被害が発生, 多数の地区が壊滅	大津波により, インド洋沿岸各国で被害が 発生, 特にインドネシアでは甚大な被害が 発生
死者 行方不明者	死者15,883名 行方不明者2,676名 (平成25年5月10日時点)	死者126,732名 行方不明者93,662名 (平成17年3月30日時点)
住家被害	全壊126,419 (平成25年5月10日時点)	※不明

出典：警察庁，消防庁，UNOCHA資料をもとに内閣府作成

附属資料5

平成23年(2011年)
東北地方太平洋沖地震
による津波の岩手県から
福島県までの浸水範囲
図



出典：国土地理院資料

附属資料6 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震を原因とする津波

○津波警報等の発表状況

- ・3月11日14時49分 津波警報（大津波）等発表
- ・3月13日17時58分 すべて解除

津波警報発表日時	11日	11日	11日	11日	11日	11日	11日	12日	12日	12日	13日	13日
津波予報区	14:49	15:14	15:30	16:08	18:47	21:35	22:53	03:20	13:50	20:20	07:30	17:58
青森県太平洋沿岸	1m	3m	8m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	切下げ	切下げ	切下げ	解除
岩手県	3m	6m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	切下げ	切下げ	切下げ	解除
宮城県	6m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	切下げ	切下げ	切下げ	解除
福島県	3m	6m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	切下げ	切下げ	切下げ	解除
茨城県	2m	4m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	切下げ	切下げ		解除
千葉県九十九里・外房	2m	3m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	切下げ			解除
北海道太平洋沿岸中部	1m	2m	6m	8m	8m	8m	8m	8m	切下げ	切下げ		解除
北海道太平洋沿岸東部	0.5m	1m	3m	6m	6m	6m	6m	6m	切下げ	切下げ		解除
北海道太平洋沿岸西部	0.5m	1m	4m	6m	6m	6m	6m	6m	切下げ	切下げ		解除
伊豆諸島	1m	2m	4m	6m	6m	6m	6m	6m	切下げ			解除
千葉県内房	0.5m	1m	2m	4m	4m	4m	4m	4m	切下げ		解除	
小笠原諸島	0.5m	1m	2m	4m	4m	4m	4m	4m	切下げ			解除
青森県日本海沿岸	0.5m	1m	2m	3m	3m	3m	3m	3m	切下げ	解除		
相模湾・三浦半島	0.5m	0.5m	2m	3m	3m	3m	3m	3m	切下げ	解除		
静岡県	0.5m	0.5m	2m	3m	3m	3m	3m	3m	切下げ		解除	
和歌山県	0.5m	0.5m	2m	3m	3m	3m	3m	3m	切下げ	切下げ		解除
徳島県	0.5m	0.5m	2m	3m	3m	3m	3m	3m	切下げ		解除	
高知県	0.5m	0.5m	2m	2m	2m	2m	3m	3m	切下げ	切下げ		解除

※津波警報（大津波）を発表した津波予報区のみ掲示

- 津波警報（大津波）
- 津波警報（津波）
- 津波注意報
- 津波なし・解除

出典：気象庁資料

○津波の観測値（最大波）（津波観測点）

地点名	観測時刻	津波の高さ
えりも町庶野	15:44	3.5m
宮古	15:26	8.5m以上
大船渡	15:18	8.0m以上
釜石	15:21	4.2m以上
石巻市鮎川	15:26	8.6m以上
相馬	15:51	9.3m以上
大洗	16:52	4.0m

出典：気象庁資料

附属資料7 東日本大震災における被害額の推計

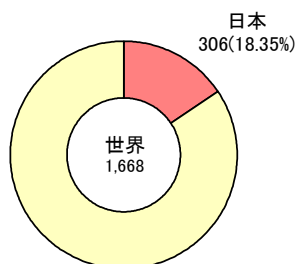
平成23年6月24日公表

項目	被害額
建築物等 (住宅・宅地, 店舗・事務所, 工場, 機械等)	約10兆4千億円
ライフライン施設 (水道, ガス, 電気, 通信・放送施設)	約1兆3千億円
社会基盤施設 (河川, 道路, 港湾, 下水道, 空港等)	約2兆2千億円
農林水産関係 (農地・農業用施設, 林野, 水産関係施設等)	約1兆9千億円
その他 (文教施設, 保健医療・福祉関係施設, 廃棄物処理施設, その他公共施設等)	約1兆1千億円
総計	約16兆9千億円

(注) 各県及び関係府省からのストック(建築物, ライフライン施設, 社会基盤施設等)の被害額に関する提供情報に基づき, 内閣府(防災担当)において取りまとめたものである。今後, 被害の詳細が判明するに伴い, 変動があり得る。また, 四捨五入のため合計が一致しないことがある。

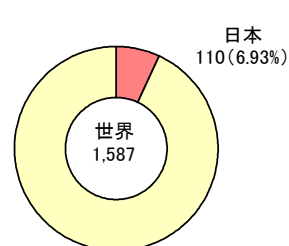
出典: 内閣府資料

マグニチュード6.0以上の地震回数



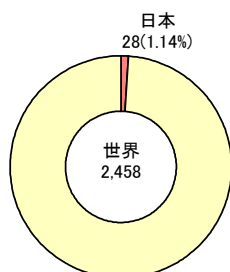
出典) 2003年から2012年の合計。日本については気象庁、世界については米国地質調査所(USGS)の資料をもとに内閣府作成。

活火山数



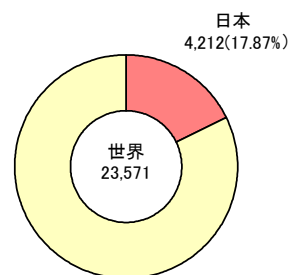
出典) 活火山は過去およそ一万年以内に噴火した火山等。日本については気象庁、世界については米国のスミニアン自然史博物館の火山資料をもとに内閣府作成。

災害死者数(千人)



出典) 1983年から2012年の合計。ベルギー・ルーバン・カトリック大学疫学研究センター(CRED)の資料をもとに内閣府作成。

災害被害額(億ドル)



出典) 1983年から2012年の合計。CREDの資料をもとに内閣府作成。

附属資料9 自然災害による死者・行方不明者内訳

年	風水害	地震・津波	火山	雪害	その他	合計
平成5年	183	233	1	9	11	437
6	8	3	0	21	7	39
7	19	6,437	4	14	8	6,482
8	21	0	0	28	35	84
9	51	0	0	16	4	71
10	80	0	0	28	1	109
11	109	0	0	29	3	141
12	19	1	0	52	6	78
13	27	2	0	59	2	90
14	20	0	0	26	2	48
15	48	2	0	12	0	62
16	240	68	0	16	3	327
17	48	1	0	98	6	153
18	87	0	0	88	2	177
19	14	16	0	5	4	39
20	21	24	0	48	7	100
21	76	1	0	35	3	115
22	31	0	0	57	1	89
23	136	18,559	0	125	2	18,822
24	43	0	0	101	0	144

(注) 本表は、対象年の1月1日から12月31日の死者・行方不明者数を表す。

平成24年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値

(平成23年に起きた災害のうち「地震・津波」欄については、警察庁資料「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」(平成25年5月10日)による。)

出典：消防庁資料をもとに内閣府作成

附属資料 10 我が国における近年の主な自然災害

年 月 日	災 害 名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
平成 13. 3. 24	平成 13 年 (2001 年) 芸予地震 (M6.7)	広島県、愛媛県、山口県	2 人
4. 3	静岡県中部を震源とする地震 (M5.3)	静岡県	0 人
7. 11 ~	九州北部地方における大雨	福岡県、佐賀県、熊本県、長崎県、山口県	0 人
8. 20 ~	台風第 11 号	西日本を中心とする全国	6 人
9. 6 ~	台風第 16 号	沖縄県、西日本	0 人
9. 8 ~	台風第 15 号	東日本を中心とする全国	8 人
14. 7. 9 ~	台風第 6 号	東北地方を中心とする全国	7 人
7. 13 ~	台風第 7 号	鹿児島県を中心とする全国	0 人
10. 1 ~	台風第 21 号	北海道、東北・関東・中部地方	4 人
15. 5. 26	宮城県沖を震源とする地震 (M7.1)	東北地方	0 人
7. 18 ~	梅雨前線豪雨	九州地方	23 人
7. 26	宮城県北部を震源とする地震 (M6.4)	宮城県	0 人
8. 7 ~	台風第 10 号	北海道を中心とする全国	19 人
9. 11 ~	台風第 14 号	沖縄県を中心とする全国	3 人
9. 26	平成 15 年 (2003 年) 十勝沖地震 (M8.0)	北海道	2 人
16. 7. 12 ~	平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨	新潟県、福島県	16 人
7. 17 ~	平成 16 年 7 月福井豪雨	福井県	5 人
7. 29 ~	8. 6 台風第 10 号・第 11 号及び関連する大雨	中国、四国地方	3 人
8. 17 ~	20 台風第 15 号及び関連する大雨	東北、四国地方	10 人
8. 27 ~	31 台風第 16 号	西日本を中心とする全国	17 人
9. 5	紀伊半島沖・東海道沖を震源とする地震 (M7.1/M7.4)	愛知県、三重県、和歌山県	0 人
9. 4 ~	8 台風第 18 号	中国地方を中心とする全国	45 人
9. 26 ~	30 台風第 21 号	西日本を中心とする全国	27 人
10. 8 ~	10 台風第 22 号	東日本太平洋側	9 人
10. 18 ~	21 台風第 23 号	近畿、四国地方を中心とする全国	98 人
10. 23	平成 16 年 (2004 年) 新潟県中越地震 (M6.8)	新潟県	68 人
12. ~ 17. 3.	雪害	北海道、東北及び北陸地方等	88 人
17. 3. 20	福岡県西方沖を震源とする地震 (M7.0)	福岡県	1 人
6. 27 ~	7. 25 梅雨前線による大雨	東北地方南部から九州地方	12 人
7. 23	千葉県北西部を震源とする地震 (M6.0)	東京、埼玉、神奈川、千葉	0 人
8. 16	宮城県沖を震源とする地震 (M7.2)	東北地方	0 人
8. 25 ~	26 台風第 11 号	関東、東海地方	0 人
9. 4 ~	8 台風第 14 号	中国、四国、九州地方を中心とする全国	29 人
12. ~ 18. 3.	平成 18 年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152 人
18. 6. 10 ~	7. 29 梅雨前線による豪雨	関東、中部、近畿、中国、九州地方	33 人
9. 15	9. 20 台風第 13 号	中国、九州地方	10 人
11. 7	佐呂間町における竜巻	北海道 (佐呂間町)	9 人
19. 3. 25	平成 19 年 (2007 年) 能登半島地震 (M6.9)	石川県	1 人
4. 15	三重県中部を震源とする地震 (M5.4)	三重県	0 人
7. 5 ~	17 台風第 4 号及び梅雨前線による大雨	中部、四国、九州地方	7 人
7. 16	平成 19 年 (2007 年) 新潟県中越沖地震 (M6.8)	新潟県	15 人
8. 2 ~	4 台風第 5 号	九州地方	0 人
9. 6 ~	8 台風第 9 号	東北、関東、中部地方	3 人
9. 13 ~	18 台風第 11 号及び前線による大雨	東北地方	4 人
10. 1	神奈川県西部を震源とする地震 (M4.9)	神奈川県	0 人
20. 2. 23 ~	24 低気圧による被害	北海道、東北、中部地方	4 人
6. 14	平成 20 年 (2008 年) 岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	東北地方 (特に宮城、岩手)	23 人
7. 24	岩手県沿岸北部を震源とする地震 (M6.8)	北海道、東北地方	1 人
7. 28 ~	29 大雨による被害	北陸、近畿地方 (特に兵庫)	6 人
8. 26 ~	31 平成 20 年 8 月末豪雨	東北、関東、東海、中国地方 (特に愛知)	2 人
21. 7. 21 ~	26 平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨	中国、九州地方 (特に山口、福岡)	35 人
8. 10 ~	11 平成 21 年台風第 9 号	近畿、四国地方 (特に兵庫)	27 人
8. 11	駿河湾を震源とする地震 (M6.5)	東海地方	1 人
10. 7 ~	8 平成 21 年台風第 18 号	東北、関東、中部、近畿地方	5 人
22. 2. 28	チリ中部沿岸を震源とする地震による津波	東北、関東、東海、近畿、四国地方	0 人
6. 11 ~	7. 19 平成 22 年梅雨前線による大雨	中国、九州地方を中心とする全国	21 人
10. 18 ~	30 鹿児島県奄美地方における大雨	鹿児島県 (奄美)	3 人
11. ~ 23. 3.	平成 22 年 11 月からの大雪	北海道、東北及び北陸地方等	131 人
23. 1. 26 ~	霧島山 (新燃岳) の噴火	宮崎県、鹿児島県	0 人
3. 11	平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震 (Mw9.0)	東北地方を中心とする全国	18,559 人
7. 19 ~	24 平成 23 年台風第 6 号	関東、東海、近畿、四国地方	3 人
7. 28 ~	30 平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨	東北、北陸地方 (特に新潟、福島)	6 人
8. 30 ~	9. 5 平成 23 年台風第 12 号	関東、東海、近畿、中国、四国地方	98 人
9. 15 ~	22 平成 23 年台風第 15 号	全国	19 人
11. ~ 24. 3.	平成 24 年の大雪等	北海道、東北及び北陸地方等	132 人
24. 5. 6	平成 24 年 5 月に発生した突風等	関東地方 (特に茨城、栃木)	3 人
6. 18 ~	6. 20 平成 24 年台風第 4 号	全国	1 人
7. 2	7. 9 平成 24 年 7 月 3 日からの大雨	九州、沖縄地方を中心とする全国	2 人
7. 11	7. 14 平成 24 年 7 月 11 日からの大雨	九州北部地方を中心とする全国	32 人
8. 13	8. 15 平成 24 年 8 月 13 日からの大雨	近畿、中部地方	3 人
9. 15	9. 19 平成 24 年台風第 16 号	全国	0 人
9. 28	10. 1 平成 24 年台風第 17 号	中部、近畿、九州、沖縄地方	1 人
12. ~ 25. 3.	平成 25 年の大雪等	北海道、東北及び北陸地方等	101 人
25. 4. 6	4. 9 平成 25 年 4 月 6 日からの低気圧	全国	1 人

注) 1. 内閣府において情報対策室が設置されたもの、死者・行方不明者があったもの。

2. 新潟県中越地震については、いわゆる関連死を含む。

3. 平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震については、余震とみられる地震 (※) の被害を含む。

(※4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震、4月11日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、4月12日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、5月22日に発生した千葉県北西部を震源とする地震、7月25日に発生した福島県沖を震源とする地震、7月31日に発生した福島県沖を震源とする地震、8月12日に発生した福島県沖を震源とする地震、8月19日に発生した福島県沖を震源とする地震、9月10日に発生した茨城県北部を震源とする地震、10月10日に発生した福島県沖を震源とする地震、11月20日に発生した茨城県北部を震源とする地震、平成24年2月19日に発生した茨城県北部を震源とする地震、3月1日に発生した茨城県沖を震源とする地震、3月14日に発生した千葉県東方沖を震源とする地震、6月18日に発生した宮城県沖を震源とする地震、8月30日に発生した宮城県沖を震源とする地震、12月7日に発生した三陸沖を震源とする地震及び平成25年1月31日に発生した茨城県北部を震源とする地震)

4. 平成 24 年以降の死者・行方不明者数は内閣府取りまとめによる速報値。

出典：気象年鑑、理科年表、警察庁資料、消防庁資料

情報伝達手段の拡大

	テレビ の普及率	パソコン の普及率	プッシュホン の普及率	携帯電話 の普及率
1961年(昭和36年) 災害対策基本法制定	62.5% (白黒テレビ)			
(参考) 1988年(昭和63年)	99.0% (カラーテレビ)	9.7%	25.9%	
1995年(平成7年) 災害対策基本法一部改正	98.9% (カラーテレビ)	15.6%	58.3%	
現在	99.4% (カラーテレビ) (2012年(平成24年))	77.3% (2012年(平成24年))	95.3% (2004年(平成16年))	94.5% (2012年(平成24年))

出典:消費動向調査(内閣府)

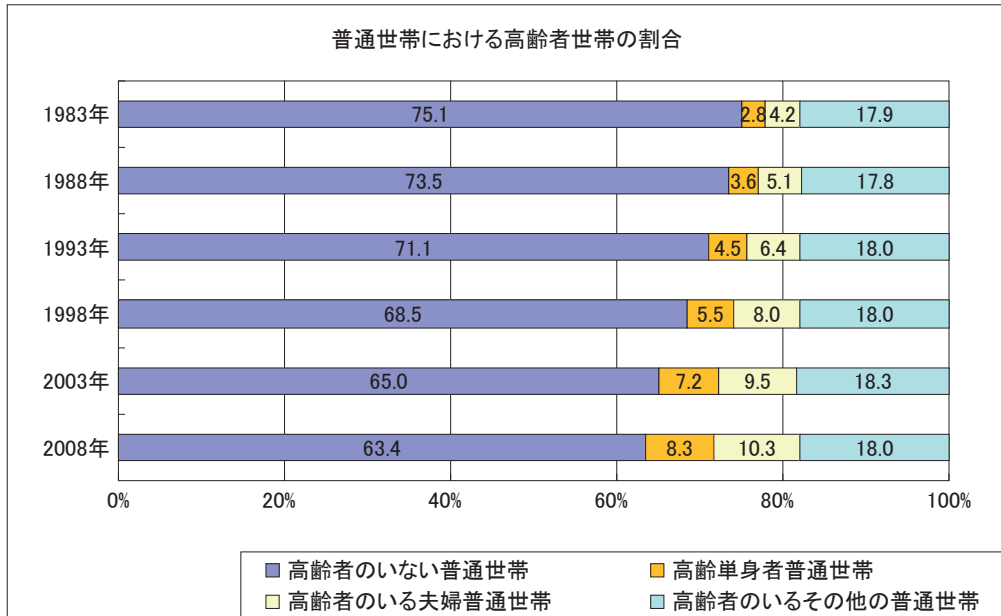
住居構造の変化

	木造住宅・ 防火木造住宅の割合	鉄骨・鉄筋コンクリート 造住宅の割合	2階以上の住宅の割合
(参考) 1988年(昭和63年)	73.0%	24.5%	77.4%
1995年(平成7年) 災害対策基本法一部改正	68.1% (1993年(平成5年))	29.0% (1993年(平成5年))	82.3% (1993年(平成5年))
現在	58.9% (2008年(平成20年))	32.8% (2008年(平成20年))	90.0% (2008年(平成20年))

出典:住宅統計調査,住宅・土地統計調査(総務省)

高齢化の進展，高齢者の単身世帯の増加

人口に占める65歳以上の 高齢者の割合(%)	1960年 (昭和35年)	1970年 (昭和45年)	1980年 (昭和55年)	1990年 (平成2年)	2000年 (平成12年)	2010年 (平成22年)
	5.7	7.1	9.1	12.1	17.4	23.0

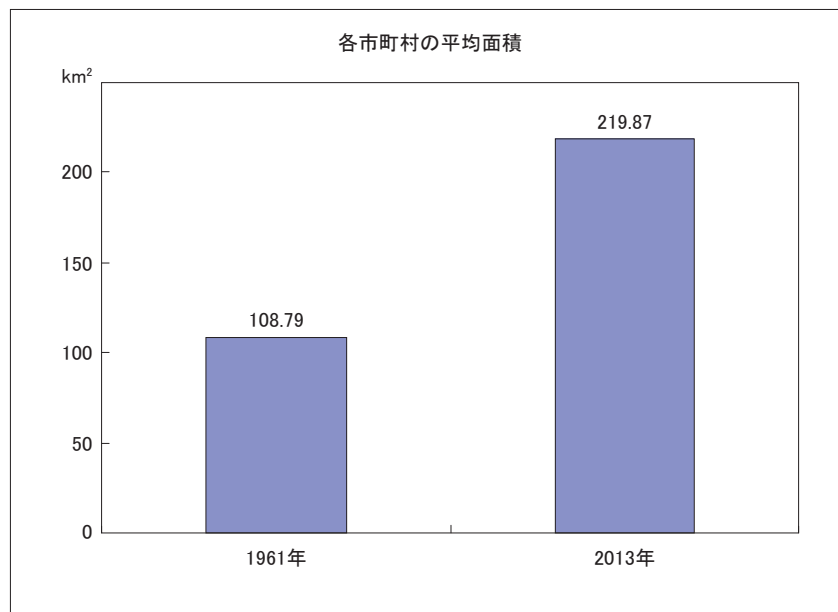


出典：国勢調査及び平成20年住宅・土地統計調査の解説（総務省統計局）をもとに作成

市町村合併の進展

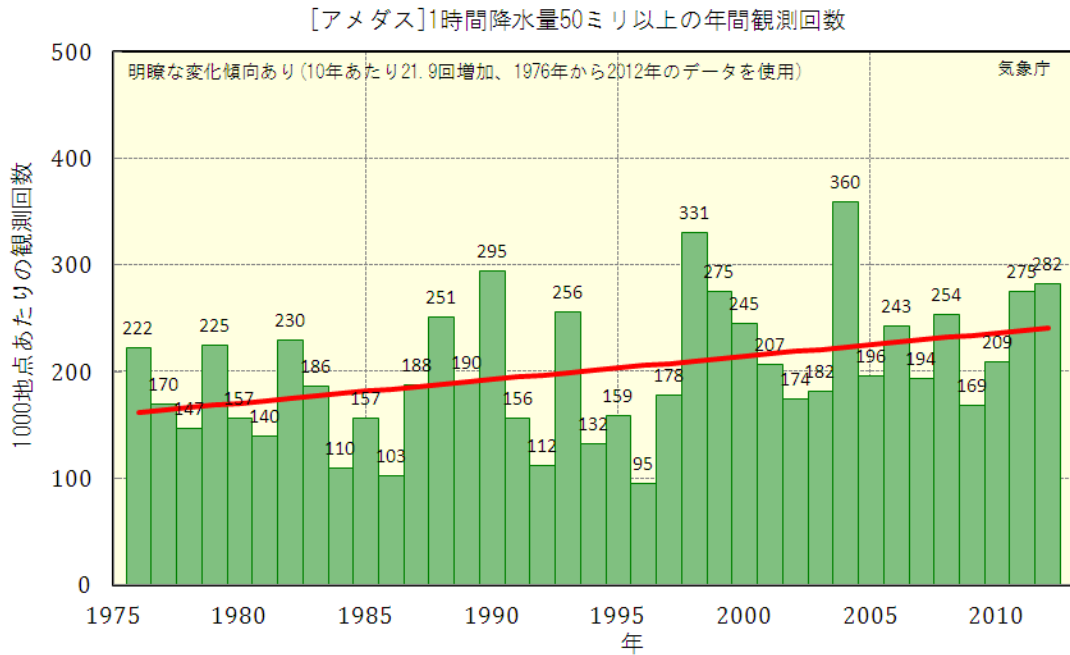
市町村数	1961年 (昭和36年)	2013年 (平成25年)
	3,472	1,719

出典：総務省統計局資料

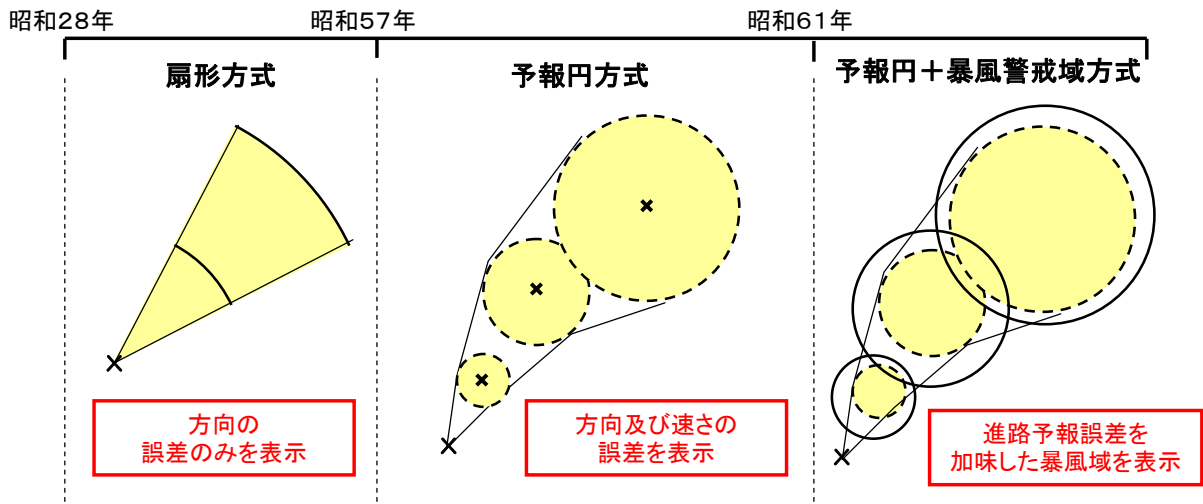


出典：上段の市町村数に平成23年都道府県別面積(377,955km²)を除いて算定

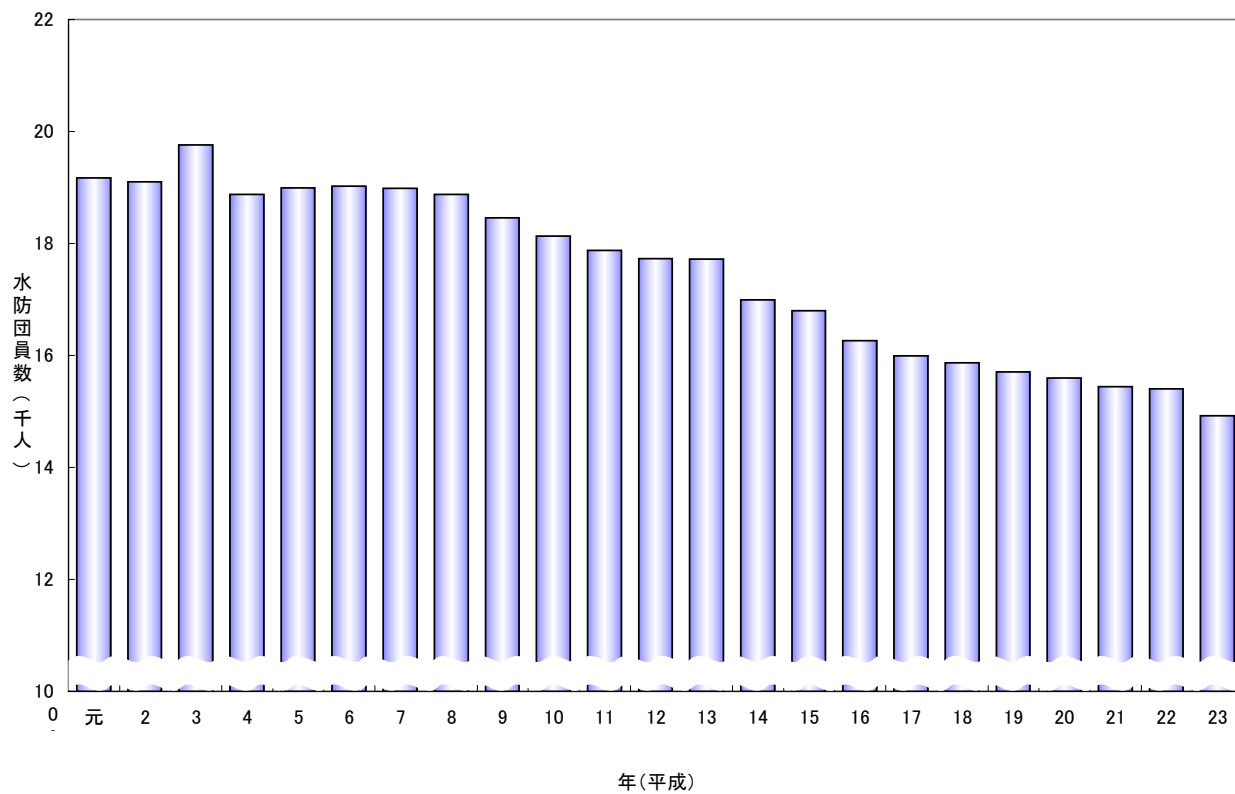
短時間強雨の増加傾向



台風予報の表示方法の変遷



附属資料 12 水防団員数の推移



出典：国土交通省資料

【基本法関係】

1. 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（内閣府，消防庁）
2. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（海上保安庁，環境省）
3. 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）（消防庁，経済産業省）
4. 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）（内閣府，消防庁）
5. 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（内閣府，文部科学省，経済産業省，国土交通省）
6. 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（内閣府，消防庁）
7. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）（内閣府，消防庁）
8. 東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）（復興庁）
9. 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）（復興庁）
10. 福島復興再生特別措置法施行令（平成24年政令第115号）（復興庁）

【災害予防関係】

1. 砂防法（明治30年法律第29号）（国土交通省）
2. 建築基準法（昭和25年法律第201号）（国土交通省）
3. 森林法（昭和26年法律第249号）（農林水産省）
4. 特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）（総務省，農林水産省，国土交通省）
5. 気象業務法（昭和27年法律第165号）（気象庁）
6. 海岸法（昭和31年法律第101号）（農林水産省，国土交通省）
7. 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）（農林水産省，国土交通省）
8. 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和33年法律第72号）（内閣府）
9. 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）（総務省，農林水産省，国土交通省）
10. 河川法（昭和39年法律第167号）（国土交通省）
11. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）（国土交通省）
12. 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）（内閣府，農林水産省）
13. 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）（内閣府）
14. 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）（内閣府，文部科学省）
15. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（国土交通省）
16. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）（国土交通省）
17. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（国土交通省）
18. 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）（国土交通省）
19. 津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）（内閣府）
20. 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（国土交通省）

【災害応急対策関係】

1. 災害救助法（昭和22年法律第118号）（厚生労働省）
2. 消防法（昭和23年法律第186号）（消防庁）
3. 水防法（昭和24年法律第193号）（国土交通省）

【災害復旧・復興，財政金融措置関係】

1. 森林国営保険法（昭和12年法律第25号）（農林水産省）
2. 罹災都市借地借家臨時処理法（昭和21年法律第13号）（法務省，国土交通省）
3. 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）（農林水産省）
4. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）（農林水産省）
5. 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）（中小企業庁）
6. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）（農林水産省，国土交通省）
7. 公営住宅法（昭和26年法律第193号）（国土交通省）
8. 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）（農林水産省）
9. 鉄道軌道整備法（昭和28年法律第169号）（国土交通省）
10. 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）（文部科学省）
11. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）（農林水産省）
12. 空港法（昭和31年法律第80号）（国土交通省）
13. 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）（中小企業庁）
14. 激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（内閣府）
15. 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）（農林水産省）
16. 地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）（財務省）
17. 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）（国土交通省）
18. 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（厚生労働省）
19. 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）（国土交通省）
20. 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成7年法律第43号）（法務省）
21. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）（内閣府，総務省，法務省，国土交通省）
22. 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）（内閣府）
23. 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）（財務省，農林水産省，経済産業省）
24. 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）（復興庁）
25. 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年11月28日法律第113号）（復興庁）

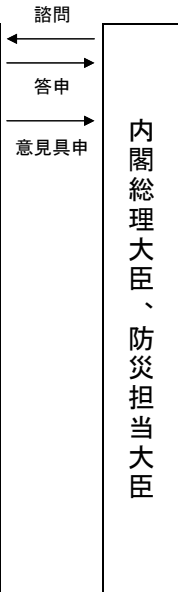
【組織関係】

1. 消防組織法（昭和22年法律第226号）（消防庁）
2. 海上保安庁法（昭和23年法律第28号）（海上保安庁）
3. 警察法（昭和29年法律第162号）（警察庁）
4. 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（防衛省）
5. 復興庁設置法（平成23年法律第125号）（復興庁）

出典：内閣府資料

附属資料 14 中央防災会議の組織について

中央防災会議（災害対策基本法第2章第1節）			
会長	内閣総理大臣		
委員	防災担当大臣	指定公共機関の代表者 (総理任命)	学識経験者 (総理任命)
	その他の国務大臣 (全国務大臣を総理任命)	日本銀行総裁 黒田 東彦	東京大学名誉教授 阿部 勝征
		日本赤十字社社長 近衛 忠輝	新潟県知事 泉田 裕彦
		NHK会長 松本 正之	東京国際大学教授 小室 広佐子
		NTT社長 鶴浦 博夫	日本消防協会理事 渡邊 茂治
専門調査会			
●防災対策実行会議(H25.3.26設置)			
幹事会			
会長	内閣府大臣政務官	副会長	内閣府政策統括官(防災担当), 消防庁次長
顧問	内閣危機管理監	幹事	各府省庁局長クラス
【役割】 ○ 防災基本計画及び地震防災計画の作成及びその実施の推進 ○ 内閣総理大臣・防災担当大臣の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議 (防災の基本方針, 防災に関する施策の総合調整, 災害緊急事態の布告等)等 ○ 防災に関する重要事項に関し, 内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申			



出典：内閣府資料

附属資料 15 近年の中央防災会議の開催状況（平成 20 年度以降）

平成 20 年度	
H20. 4. 23	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 20 年度総合防災訓練大綱 ○ 自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン 説明：泉信也（内閣府特命担当大臣（防災））等
H20. 12. 12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略 ○ 首都直下地震避難対策等専門調査会報告 ○ 中央省庁業務継続計画の策定状況について ○ 中部圏・近畿圏の内陸地震に関する報告 ○ 首都直下地震に係る避難者・帰宅困難者対策について
平成 21 年度	
H21. 4. 21	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 21 年度総合防災訓練大綱 ○ 中部圏・近畿圏直下地震対策大綱 ○ 新たな地震調査研究の推進について ○ 火山噴火の可能性と防災対策について
H22. 1. 15	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方都市の地震防災のあり方等に関する専門調査会の設置について ○ 首都直下地震対策大綱等の修正について ○ 災害教訓の継承に関する専門調査会報告 ○ 我が国の震災対策
平成 22 年度	
H22. 4. 21	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 22 年度総合防災訓練大綱 ○ 災害時の避難に関する専門調査会の設置について ○ 大規模水害対策に関する専門調査会報告 ○ チリ中部沿岸を震源とする地震による津波について ○ 首都圏水没～被害軽減のためにとるべき対策とは～（大規模水害対策に関する専門調査会報告の概要）
平成 23 年度	
H23. 4. 27	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「東北地方太平洋沖地震－東日本大震災－の特徴と課題」 ○ これまでの地震・津波対策について 等
H23. 10. 11	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告 ○ 今後の防災対策に関する各府省庁の取組状況について ○ 防災対策推進検討会議の設置について
H23. 12. 27	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災基本計画の修正について ○ 中央防災会議運営要領の改正について ○ 災害教訓の継承に関する専門調査会報告について ○ 防災対策推進検討会議の検討状況について 等
H24. 3. 29	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災対策推進検討会議 中間報告について ○ 防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針について ○ 平成 24 年度総合防災訓練大綱について 等
平成 24 年度	
H24. 9. 6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災基本計画の修正について ○ 首都圏大規模水害対策大綱について ○ 新たな地震調査研究の推進について ○ 防災対策推進検討会議 最終報告について ○ 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告について ○ 災害時の避難に関する専門調査会 報告について ○ 南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について 等
H25. 3. 26	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策法制の見直し、南海トラフ巨大地震対策及び首都直下地震対策の検討状況について ○ 防災対策実行会議の設置について ○ 平成 25 年度総合防災訓練大綱について 等

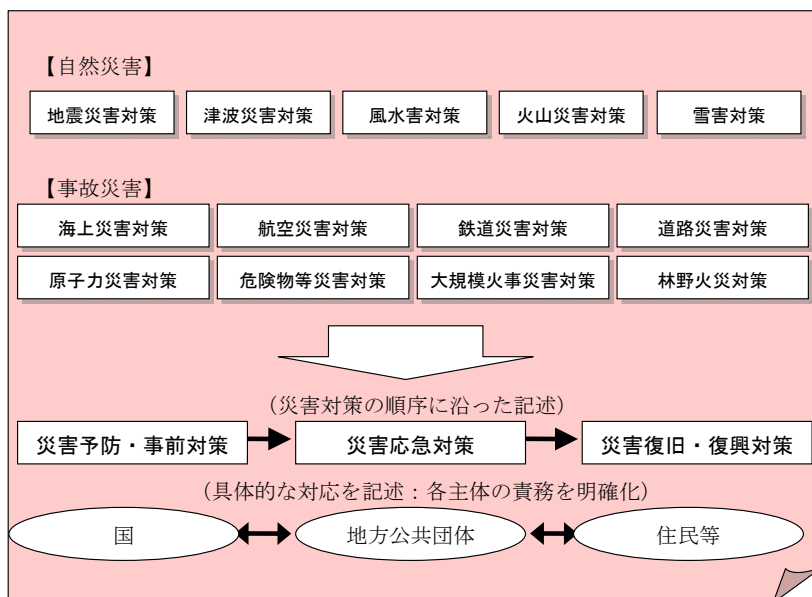
出典：内閣府資料

附属資料 16 中央防災会議専門調査会の設置状況

専門調査会 名称	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
東海地震に関する専門調査会 (全11回)		H13.3.14											
今後の地震対策のあり方に関する専門調査会 (全11回)		H13.9.17	H14.6.26										
東南海・南海地震等に関する専門調査会 (全36回)		H13.10.3	H13.10.3	H16.11.26	H16.11.26				H20.12.2				
防災基本計画専門調査会 (全9回)		H13.10.11	H14.6.28										
東海地震対策専門調査会 (全10回)		H14.3.4	H15.5.12										
防災に関する人材の育成・活用専門調査会 (全5回)		H14.9.25	H15.5.13										
防災情報の共有化に関する専門調査会 (全12回)		H14.10.3	H15.7.16										
災害教訓の継承に関する専門調査会 (全15回)		H15.7.31									H22.12.2		
首都直下地震対策専門調査会 (全20回)		H15.9.12	H17.7.22										
民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会 (全5回)		H15.9.18	H17.10.14										
日本海溝・千島海溝沿海溝型地震に関する専門調査会 (全17回)		H15.10.27	H16.7.23										
災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会 (全14回)		H17.12.9	H18.12.3										
首都直下地震避難対策等専門調査会 (全14回)		H18.8.16	H20.10.21										
大規模水害対策に関する専門調査会 (全20回)		H18.8.29	H22.3.18										
地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会 (全10回)			H22.4.26									H23.5.28 H23.9.28	
災害時の避難に関する専門調査会 (全8回)			H22.8.26									H24.3.22	
東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 (全12回)													
防災対策推進検討会議 (全13回)													H23.10.28 H24.7.31

出典：内閣府資料

附属資料 17 防災計画の構成と体系



出典：内閣府資料

附属資料 18 防災基本計画の修正履歴

修正年月	修正等の概要
昭和 38 年 6 月	防災基本計画の策定
46 年 5 月	一部修正（地震対策，石油コンビナート対策等）
平成 7 年 7 月	全面修正（自然災害対策） ・阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ，国，公共機関，地方公共団体，事業者等の各主体それぞれの役割を明らかにしつつ，具体的かつ実践的な内容に修正。
9 年 6 月	一部修正（事故災害対策編の追加）
12 年 5 月	一部修正（原子力災害対策編の全面修正） ・平成 11 年 9 月の茨城県東海村におけるウラン加工施設臨界事故，及びこれを踏まえて制定された原子力災害対策特別措置法の施行に合わせて修正。
12 年 12 月	一部修正（中央省庁等改革に伴う修正）
14 年 4 月	一部修正（風水害対策編及び原子力災害対策編）
16 年 3 月	一部修正（震災対策編）
17 年 7 月	一部修正（自然災害対策に係る各編） ・災害への備えを実践する国民運動の展開，地震防災戦略の策定，インド洋津波災害を踏まえた津波防災対策の充実，集中豪雨時等の情報伝達及び高齢者等の避難支援の強化等，最近の災害対策の進展を踏まえ修正。
19 年 3 月	一部修正（防衛庁の防衛省への移行に伴う修正）
20 年 2 月	一部修正（各編） ・防災基本計画上の重点課題のフォローアップの実施，国民運動の戦略的な展開，企業防災の促進のための条件整備，緊急地震速報の本格導入，新潟県中越沖地震の教訓を踏まえた原子力災害対策強化等，近年発生した災害の状況や中央防災会議における審議等を踏まえ修正。
23 年 12 月	一部修正（津波災害対策編の追加等） ・東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化，最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映。
24 年 9 月	一部修正 ・災害対策基本法の改正，中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告等を踏まえた大規模広域災害への対策の強化（各編） ・原子力規制委員会設置法等の制定を踏まえた原子力災害対策の強化（原子力災害対策編）

出典：内閣府資料

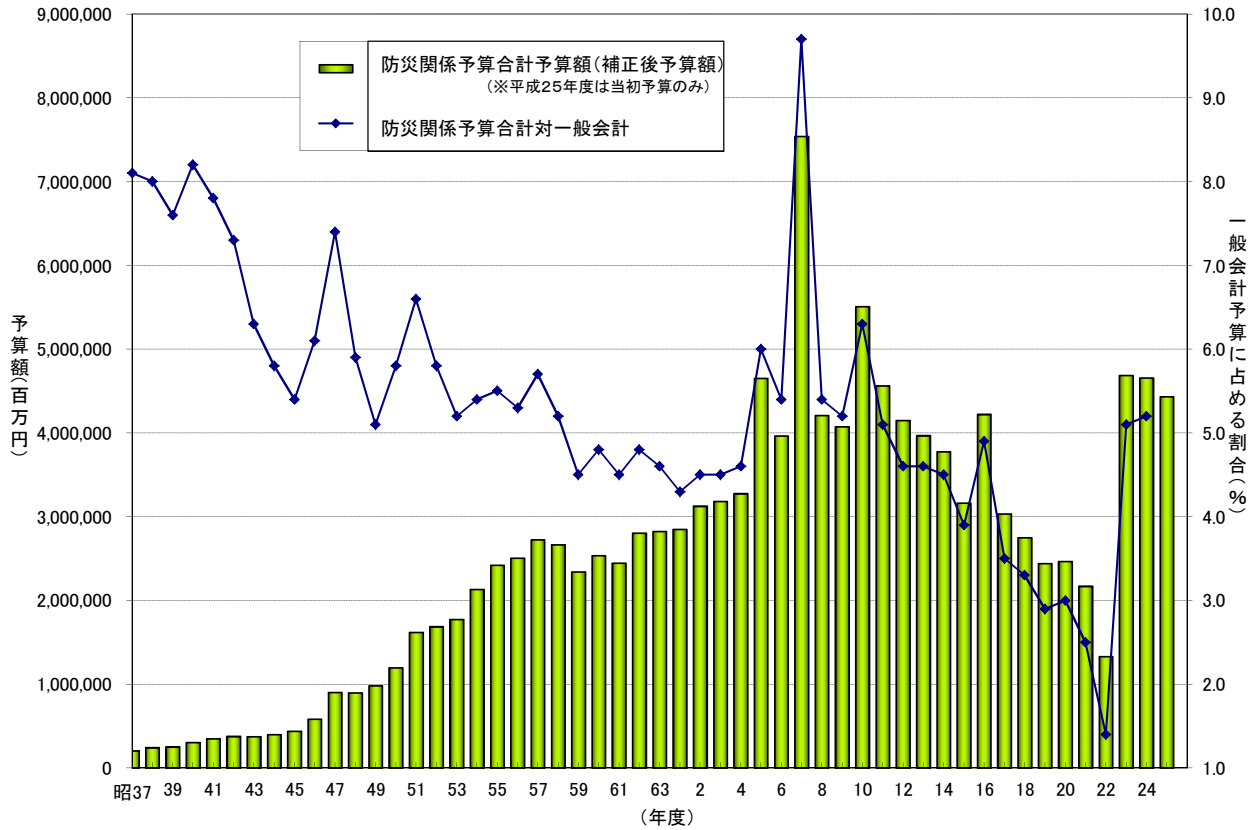
附属資料 19 年度別防災関係予算額

年度	科学技術の研究		災害予防		国土保全		災害復旧等		合計 (百万円)
	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	
昭37	751	0.4	8,864	4.3	97,929	47.1	100,642	48.3	208,006
38	1,021	0.4	8,906	3.7	116,131	47.7	117,473	48.2	243,522
39	1,776	0.7	13,724	5.4	122,409	48.3	115,393	45.6	253,302
40	1,605	0.5	17,143	5.6	147,858	48.3	139,424	45.6	306,030
41	1,773	0.5	20,436	5.9	170,650	49.0	155,715	44.7	348,574
42	2,115	0.6	23,152	6.1	197,833	52.3	154,855	41.0	377,955
43	2,730	0.7	25,514	6.8	207,600	55.4	138,815	37.1	374,659
44	2,747	0.7	30,177	7.5	236,209	59.0	131,270	32.8	400,403
45	2,756	0.6	36,027	8.2	269,159	60.9	133,998	30.3	441,940
46	3,078	0.5	50,464	8.6	352,686	60.3	178,209	30.5	584,437
47	3,700	0.4	93,425	10.3	488,818	54.1	316,895	35.1	902,838
48	6,287	0.7	111,321	12.4	493,580	54.9	287,082	32.0	898,270
49	14,569	1.5	118,596	12.1	505,208	51.5	342,556	34.9	980,929
50	17,795	1.5	159,595	13.3	615,457	51.3	405,771	33.9	1,198,618
51	21,143	1.3	186,297	11.5	711,159	43.9	700,688	43.3	1,619,287
52	22,836	1.4	234,409	13.9	904,302	53.6	525,886	31.2	1,687,433
53	29,642	1.7	307,170	17.3	1,093,847	61.6	345,603	19.5	1,776,262
54	35,145	1.6	435,963	20.4	1,229,401	57.6	432,759	20.3	2,133,268
55	29,929	1.2	456,575	18.9	1,229,615	50.8	705,168	29.1	2,421,287
56	29,621	1.2	474,926	18.9	1,240,788	49.5	761,950	30.4	2,507,285
57	28,945	1.1	469,443	17.2	1,261,326	46.3	963,984	35.4	2,723,698
58	29,825	1.1	489,918	18.4	1,268,712	47.6	875,851	32.9	2,664,306
59	28,215	1.2	485,219	20.7	1,350,592	57.7	475,878	20.3	2,339,904
60	27,680	1.1	512,837	20.2	1,355,917	53.5	640,225	25.2	2,536,659
61	28,646	1.2	482,889	19.7	1,354,397	55.3	581,462	23.8	2,447,394
62	38,296	1.4	612,505	21.9	1,603,599	57.2	548,337	19.6	2,802,737
63	31,051	1.1	587,073	20.8	1,550,132	54.9	657,681	23.3	2,825,937
平元	34,542	1.2	588,354	20.7	1,638,104	57.5	587,819	20.6	2,848,819
2	35,382	1.1	625,239	20.0	1,669,336	53.4	796,231	25.5	3,126,188
3	35,791	1.1	628,596	19.8	1,729,332	54.3	788,603	24.8	3,182,322
4	36,302	1.1	745,405	22.8	2,017,898	61.6	475,411	14.5	3,275,015
5	43,152	0.9	866,170	18.6	2,462,800	52.9	1,280,569	27.5	4,652,691
6	40,460	1.0	747,223	18.9	1,945,295	49.1	1,230,072	31.0	3,963,050
7	105,845	1.4	1,208,134	16.0	2,529,386	33.5	3,696,010	49.0	7,539,375
8	52,385	1.2	1,029,658	24.5	2,156,714	51.3	968,182	23.0	4,206,938
9	49,128	1.2	1,147,102	28.2	2,014,695	49.4	864,370	21.2	4,075,295
10	62,435	1.1	1,228,539	22.3	2,905,921	52.8	1,310,515	23.8	5,507,411
11	78,134	1.7	1,142,199	25.0	2,400,534	52.6	941,886	20.6	4,562,752
12	73,502	1.8	1,011,535	24.4	2,376,083	57.3	689,225	16.6	4,150,346
13	49,310	1.2	1,060,445	26.7	2,238,816	56.4	618,427	15.6	3,966,998
14	48,164	1.3	1,202,984	31.9	1,981,686	52.5	543,949	14.4	3,776,783
15	35,133	1.1	814,101	25.7	1,625,670	51.4	689,255	21.8	3,164,159
16	30,478	0.7	815,059	19.3	1,753,418	41.5	1,622,112	38.4	4,221,067
17	11,097	0.4	866,290	28.6	1,426,745	47.0	728,606	24.0	3,032,738
18	11,627	0.4	689,505	25.1	1,439,129	52.3	610,302	22.2	2,750,563
19	9,687	0.4	706,853	29.0	1,332,222	54.6	391,637	16.0	2,440,399
20	8,921	0.4	819,359	33.2	1,275,135	51.7	363,471	14.7	2,466,886
21	8,761	0.4	498,397	23.0	1,383,254	63.7	279,789	12.9	2,170,201
22	7,695	0.6	224,841	16.9	813,359	61.1	285,038	21.4	1,330,933
23	28,072	0.6	376,169	8.0	743,936	15.9	3,536,475	75.5	4,684,652
24	29,422	0.6	561,021	12.0	790,422	17.0	3,129,561	67.2	4,656,656
25	8,708	0.2	447,805	10.1	786,225	17.7	3,181,183	71.7	4,434,199

- 注) 1 補正後予算額(国費)である。ただし、平成25年度は速報値であり、当初予算である。
 2 平成19年度における科学技術の研究の減額は、国立試験研究機関の独立行政法人化によるところが大きい(独立行政法人の予算は本表においては計上しない)。
 3 平成21年度における災害予防の減額は、道路特定財源の一部が一般財源化されたことに伴い、一部施策について防災関係予算として金額を特定できなくなったことによるものである。
 4 平成22年度における災害予防及び国土保全の減額は、「社会資本整備総合交付金」等の創設により、災害予防の一部施策や国土保全における補助事業の多くを当該交付金で措置することによるものである。
 5 平成23年度における国土保全の減額は、関連する人件費等を別途計上することとしたことに伴う減額である。

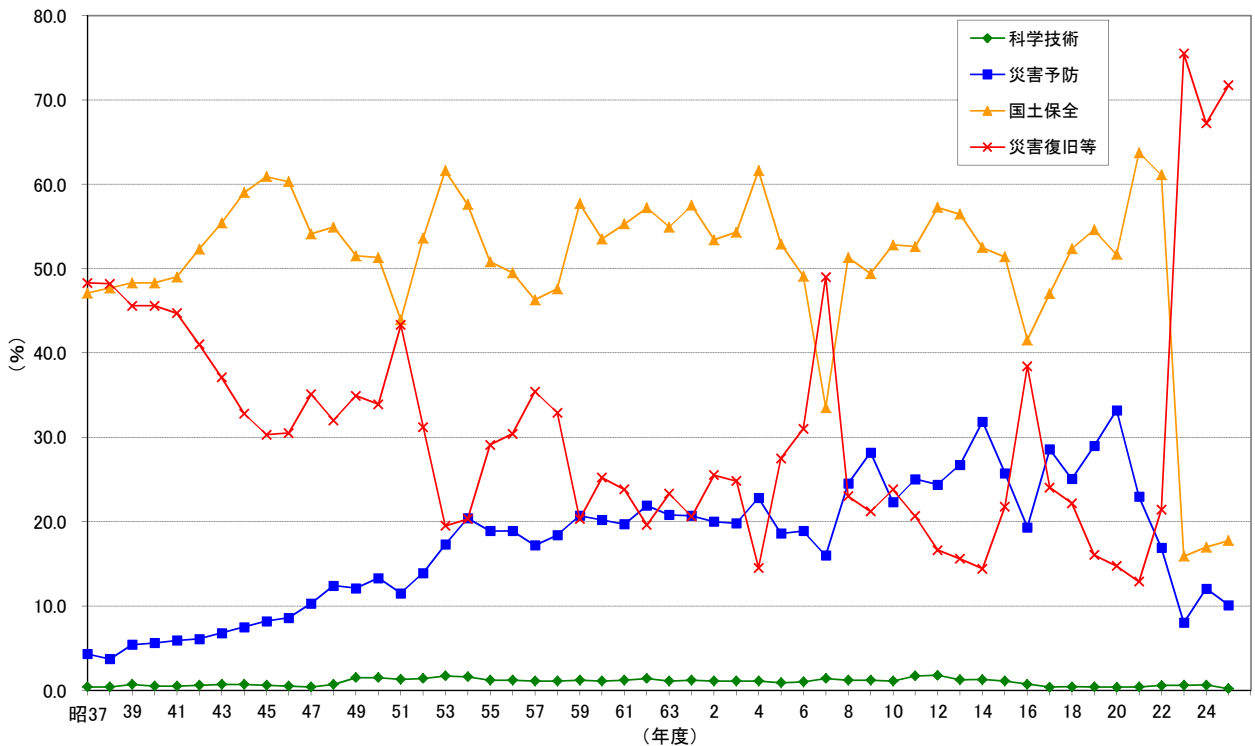
出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料20 防災関係予算額の推移



出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料21 防災関係予算内訳割合の推移



※防災関係予算は、当該年度の補正予算も含む。ただし、平成25年度は、当初予算のみとなっている
 出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

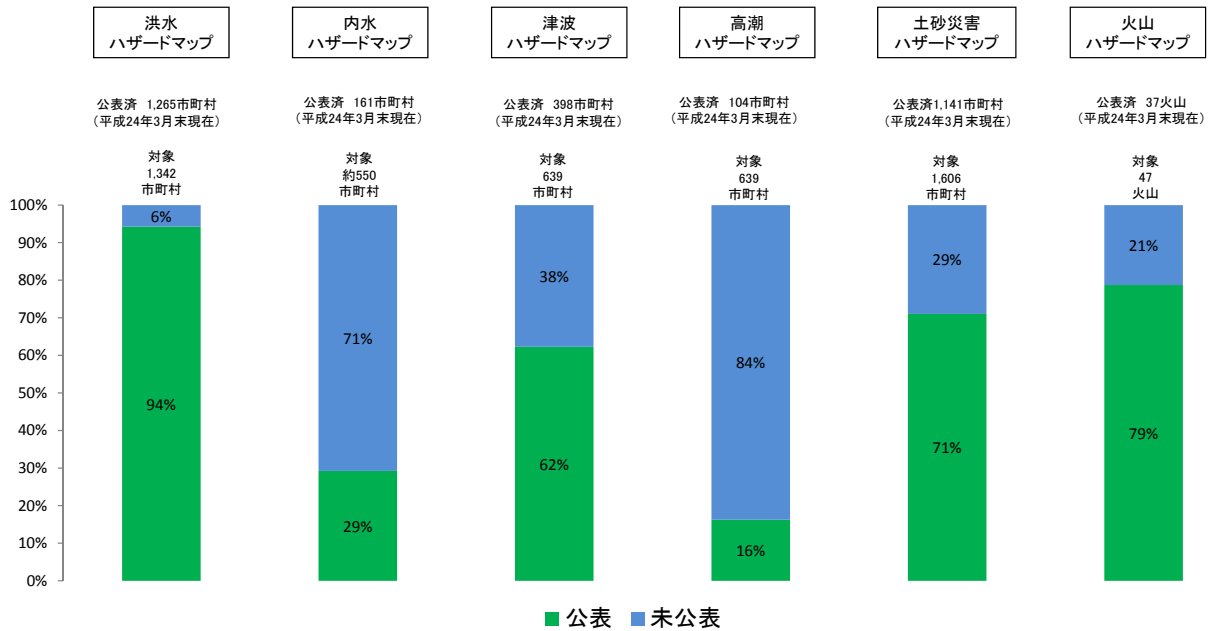
附属資料22 主な施設・構造物についての耐震基準と耐震改修の現状

	耐震基準	耐震改修
道路橋	平成8年12月に道路橋示方書を改訂。重要度に応じて道路橋を2分類し、2段階の地震動に対してそれぞれ目標とする耐震性能を規定。平成13年12月に性能規定型の基準体系への見直し、耐震性能の照査方法等の充実に関する改訂。平成24年2月に改訂し、近年の研究成果や平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被災経験に基づき、設計地震動のうち、プレート境界型の大規模な地震を対象としたものについて見直すなど規定を充実。	緊急輸送道路に存在する橋梁約5万橋のうち、これまで落橋・倒壊の恐れのある橋梁を中心に耐震補強を実施。しかしながら、阪神淡路大震災クラスの地震が発生した場合、落橋・倒壊の恐れのある橋梁が約2千橋(約4%)、損傷の恐れのある橋梁が約1万3千橋(約26%)存在することから(平成19年度末見込み)、引き続きこれらの橋梁の耐震補強を重点的に推進。
鉄道施設	平成10年12月に兵庫県南部地震を契機に鉄道構造物等設計標準(耐震設計)を策定。2段階の地震動に対してそれぞれ耐震性能を照査する性能照査型の設計体系を導入。平成24年7月に設計地震動の見直し等最新の知見を導入するとともに、東北地方太平洋沖地震から得られた知見を踏まえ改訂。	新幹線及び在来線の列車本数の多い線区において、高架橋の柱及び開削トンネルの中柱約11万2千本の耐震補強、橋梁約1万連についての落橋防止施設の設置を平成23年度末までに実施済み。平成24年度以降も引き続き耐震補強を推進。
港湾施設	平成19年3月に「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」及び「港湾の技術上の基準の細目を定める告示」を改正。基準体系を仕様規定型から性能規定型に移行するとともに、2段階の地震動を設けて港湾の施設に求められる耐震性能を規定。 更に平成19年7月に「港湾の施設の技術上の基準・同解説」を改訂。性能照査手法等を提示。	全国約1,000の港湾のうち、179の港湾において、緊急物資輸送に対応した耐震強化岸壁336バースの整備を予定。平成24年度末現在で199バースの事業が完了し、28バースで事業中である。また、国際海上コンテナターミナル等についても耐震改修を実施。
河川堤防	平成9年に「河川砂防技術基準(案)設計編」を改訂し、堤防の耐震機能を規定。平成19年3月に「河川構造物の耐震性能照査指針(案)・同解説」を通知(平成24年2月改訂)し、大規模地震に対する耐震性能照査について規定。	平成19年の指針に基づく河川堤防の耐震照査により、照査対象延長約1,500kmのうち平成23年度までに約1,100kmの照査を実施し、約1,000kmで耐震性能が確保されていることを確認。要対策区間については耐震対策を推進。
砂防設備等	砂防設備、地すべり防止施設等について、それぞれ検討委員会により、それまでの基準の妥当性を確認。	老朽化した砂防設備及び現行基準を満たさない施設について、順次補強工事を実施中。
海岸保全施設	平成16年3月に海岸保全施設の技術上の基準を定め、レベル1、2の2段階の地震動に対してそれぞれ目標とする耐震性能を規定。 平成23年12月には、東日本大震災の教訓を踏まえ、「海岸堤防等の粘り強い構造及び耐震対策について」を通知。	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)は、平成23年度末で約28%であり、引き続き海岸堤防等の耐震対策を実施中。
官庁施設	平成18年3月に官公庁施設の建設等に関する法律に基づき定められる基準(告示)を改正。官庁施設をその有する機能等から分類し、それぞれに求める性能を数値化。それを受け、平成19年12月に官庁施設の総合耐震計画基準(平成8年10月策定)を改定。 また、平成25年3月には長時間・長周期地震対策等を追加し、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に改定。	官庁施設については、平成18～27年度の10年間で、耐震化率9割の達成を目標としている。このため、既存不適格建築物の耐震化を行うとともに、災害応急対策活動の拠点施設としての所要の耐震性能を確保するための耐震化を行う。 平成24年3月現在で、83%の耐震化を達成。

	耐震基準	耐震改修
建築物	<p>阪神・淡路大震災後に調査委員会を設置して調査した結果、現行設計基準における地震荷重のレベルはほぼ妥当であると確認。また、RC造ピロティ建築物等について基準告示の一部を改正。平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を制定。多数の者が利用する建築物について耐震診断と耐震改修を努力義務化等。平成17年11月に同法を抜本的に改正し、計画的に耐震化を促進する仕組みを導入するとともに、特定建築物に対する指導・指示等を強化。</p>	<p>平成20年現在で約1,050万戸（全体の約21%）の住宅、約8万棟（全体の約20%）の特定建築物が現行の耐震基準を満たしていないと考えられていることから、国において、補助制度及び税制措置により耐震診断・改修を促進しているほか、地方公共団体においても、耐震診断や改修等について助成を行うなど、個人住宅等の耐震改修を促進。</p> <p>平成24年3月現在で8,316件について耐震改修促進法に基づく耐震改修計画を認定。</p>
水道施設	<p>平成21年3月に「水道施設耐震工法指針・解説」を改訂。平成20年3月に水道施設の技術的基準を定める省令を改正し（平成20年10月施行）、水道施設の備える耐震性能を明確化。</p>	<p>平成23年度末現在で全国の水道の基幹管路の中で耐震適合性のある管路の総延長は約3.1万km（約32%）。地方公共団体が実施する水道施設の耐震化等に要する費用に対して補助を実施。</p>
下水道施設	<p>平成18年8月に、「下水道施設の耐震対策指針と解説」を改定。東日本大震災を受け設置した「下水道地震・津波対策技術検討委員会」の報告書を踏まえ、平成26年3月に改定予定。平成17年10月に政令を改正し、下水道施設の備える耐震性能を明確化。</p>	<p>平成23年度末現在において、下水道の重要な幹線等で耐震基準を満たしている延長は約1.9万km（33%）。「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づく既存施設の補強、改築などの耐震性向上を図るとともに、幹線管渠や処理場のネットワーク化などにより下水道のシステムとしての地震対策を推進。</p>
その他		<p>地方公共団体が単独事業として実施する避難地や災害対策活動の拠点となる公共・公用施設、不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震改修について、防災対策事業債の発行を許可し、その元利償還金の一部を普通交付税で措置。</p>

出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料23 ハザードマップの整備状況



出典：国土交通省資料をもとに内閣府作成

附属資料24 平成24年度総合防災訓練大綱に基づき政府が行った訓練の概要

- 「防災の日」政府本部運営訓練（9月1日）** 首都直下
全閣僚による官邸への徒歩参集や首都中枢機能の停止に伴う各種障害などへの対応を協議する緊急災害対策本部会議等を実施。
- 政府調査団派遣訓練（9月1日）** 首都直下
九都県市合同防災訓練と連携し、訓練会場（横浜市）の総理視察と政府調査団派遣訓練を実施し、緊急輸送時の臨時ヘリポート確保と離発着条件の検証等を実施。
- 広域医療搬送訓練（9月1日）** 南海トラフ
広域医療搬送に関するDMAT及び患者輸送、広域搬送拠点臨時医療施設運営等支援などの総合的な実動訓練を実施し、活動に係る組織体制の機能と実効性の検証を実施。
- 首都直下地震を想定した政府図上訓練（1月10日）** 首都直下
東京湾北部を震源とするM7.3の地震想定により、防災関係省庁と九都県市、DMAT事務局等が連携したロールプレイング形式の訓練を実施し、緊急災害対策本部事務局機能の検証を実施。
- 緊急災害対策本部事務局機能班別図上訓練（12月）** 首都直下
政府図上訓練に先立ち、緊急災害対策本部事務局マニュアルの改定試行案に基づき、実動対応、輸送活動調整、物資調整などの対応班別の訓練を実施。
- 初動対応図上訓練（7月5日）**
台風により荒川の堤防が決壊し、首都圏において、広域で大規模な浸水被害が発生することを想定した図上訓練を実施。
- 津波防災訓練（9月2日）** 南海トラフ
情報収集・提供、避難、救助・救護、道路障害物撤去、港湾障害物撤去、被災施設応急復旧、緊急物資輸送、地域住民のボランティア活動による各種支援等の訓練を、防災関係機関が協力・連携して実施。
- 原子力防災訓練**
関係地方自治体の状況も勘案し、24年度の訓練実施は見送り。
【課題】25年度の確実な実施。
- 地域ブロック広域訓練（2月7日ほか）**
中部ブロックにおいて、政府現地対策本部の設置・通信連携及び関係省庁、地方公共団体等関係機関との実動訓練を実施。南海トラフ
九都県市合同防災訓練、近畿府県合同防災訓練等と連携して、実動省庁等による訓練を実施。首都直下 南海トラフ
- 静岡県と連携した実動訓練（8月29、30日・9月2日）** 東海地震
予期・予知なく発生した際の政府現地対策本部の設置・運営及び県本部等との連携訓練を8月29、30日に実施。また、自衛隊、警察庁、海上保安庁及び地元消防機関等による実動訓練を9月2日に実施。
- 九都県市と連携した実動訓練（9月1日）** 首都直下
救出・救助、水難救助、被害情報収集、緊急医療支援等の各機能別事項及び消防、自治体等関係機関との連携能力向上の訓練を実施。
- 近畿府県と連携した実動訓練（10月27、28日）** 南海トラフ
陸路、空路、海路を一体的に活用した広域かつ大規模な実動訓練を近畿府県と実動省庁等が実施。
- 東海地震に関連する情報の伝達訓練（11月19日）** 東海地震
地震災害警戒本部の設置や警戒宣言発令、地震に関連する情報の取扱いなど、東海地震特有の対応について習熟を図るとともに、関係機関の連携を確認・検証する訓練を実施。
- 業務継続計画実効性確認訓練（8月下旬～9月1日）** 首都直下
安否確認訓練、非常参集訓練をはじめ、災害対策本部の設置・運営等の業務継続計画実効性確認訓練を全省庁が実施。
- 分野（業界）別、テーマ別訓練（12月5日）** 首都直下
全国銀行協会と金融庁との連携による銀行業界横断的な訓練を実施し、業務継続計画の検証を実施。
【課題】他のライフライン・インフラ分野における訓練の実施。
- 鉄道事故対応訓練（10月24日）**
大規模な鉄道災害が発生（同時に毒劇物流出事故も発生）した場合を想定し、初動対応訓練を関係省庁が連携して実施。
- 排出油等防除訓練（11月28日）**
港湾内におけるタンカーから大量の貨物油流出を想定し、オイルフェンス、油回収資機材等の運用訓練を関係機関が連携して実施。

出典：内閣府資料

25-1 平成24年5月に発生した突風等

内閣府は、5月5日16時00分、情報対策室を設置し、関係機関から情報収集を行うとともに、官邸、関係省庁との情報連絡を行った。また、同日18時00分、職員3名を茨城県つくば市へ派遣し、情報収集を実施した。

警察庁は、連絡体制を強化して被害情報の収集等を実施した。茨城県警察では、5月6日、機動隊61名をつくば市内に派遣し、救出救助活動を実施したほか、同日以降、機動隊員等により被災地内の警戒活動を実施する等した。また、避難所に警察職員を派遣し、被災者支援活動を実施した。また、栃木県警察では、5月6日以降、被災地内の警戒活動を実施した。

消防庁は、5月6日16時35分、災害対策室を設置し、関係機関との連絡調整を行った。また、つくば市災害対策本部に連絡要員1名を派遣した。

防衛省・自衛隊は、5月6日16時45分茨城県知事からの災害派遣要請を受け、5月6日から5月8日までの間、人員延べ約160名、車両延べ約53両により、人名救助等の活動を実施した。

金融庁は、5月7日、「災害救助法」の適用を受け、栃木県、茨城県内の関係金融機関等に対し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請した。

総務省は、5月8日、「災害救助法」の適用を受けた栃木県真岡市、芳賀郡茂木町及び益子町、茨城県つくば市、常陸大宮市、筑西市及び桜川市内を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。また、5月16日に、茨城県内の4市及び栃木県内の3市町に対して、6月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付した。

財務省は、5月8日、「災害救助法」の適用を踏まえ、茨城県及び栃木県に係る被災中小企業者対策として、日本政策金融公庫等における特別相談窓口の設置、災害貸付の適用等の措置を実施したほか、今回の災害を危機認定し、日本政策金融公庫から指定金融機関を通じた危機対応融資の対象に追加した。また、被災者の応急の住居として、国家公務員宿舎を無償提供した。

農林水産省は、5月8日、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について、関係金融機関に依頼したほか、農業共済の迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払等について通知を発出した。また、関東森林管理局が茨城県及び栃木県とともに、山林の被害状況を把握するためヘリ調査を実施した。5月9日、被害状況調査のため、本省担当官を茨城県つくば市及び栃木県真岡市に派遣した。5月15、16日、被災状況調査のため、農政局担当官を茨城県、栃木県に派遣した。

経済産業省は、5月7日、職員をつくば市に派遣し、中小企業関係被害情報収集等を実施するとともに、5月8日、「災害救助法」の適用を踏まえ、茨城県及び栃木県における被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即日貸付の適用の措置を講じた。

厚生労働省は、5月8日、被用者保険においては、保険者の判断により、一部負担金の減免等及び保険料の納期限の延長ができること等について、健康保険組合等に通知する等したほか、茨城県及び栃木県に対して、被災した要介護高齢者等への対応として、避難所や旅館等の避難先においてもヘルパー等による介護サービスの提供を可能とすること、介護保険施設等で定員超過でのサービス提供を認めること等を通知した。

国土交通省は、5月6日15時40分、国土交通本省注意体制をとった。5月6日から7日の間、建築研究所研究員及び国土技術政策総合研究所職員が合同で北条地区等の調査を実施した。

気象庁は、5月6日から8日の間、気象庁機動調査班を茨城県・栃木県・福島県に派遣して現地調査を実施した。

国土地理院は、5月7日、測量用航空機による茨城県つくば市、常総市、栃木県真岡市、益子町の空中写真撮影を実施した。5月8日、空中写真を基に作成した正射写真及び正射写真地図を国土地理院ホームページで公開した。

環境省は、5月7日以降、関東地方環境事務所職員を茨城県つくば市、筑西市、桜川市、常陸大宮市、栃木県真岡市、益子町及び茂木町に派遣し、災害廃棄物関係情報収集等を実施した。

25-2 平成24年九州北部豪雨

内閣官房は、7月12日8時15分、情報連絡室を設置した。

内閣府は、7月12日11時30分、内閣府情報対策室を設置したほか、同日13時00分、担当官2名を情報収集のため熊本県庁災害対策本部に派遣した。

警察庁は、7月12日8時15分、災害情報連絡室を設置した。7月12日から14日にかけて、行方不明者の捜索活動を実施するため福岡県警察21名、佐賀県警察12名及び宮崎県警察13名の広域緊急援助隊並びに九州管区警察局関係県情報通信部の機動警察通信隊3名を熊本県へ派遣した。また、同管区警察局関係県情報通信部等の機動警察通信隊が被災地に出動し、現場の状況を撮影する等、被害情報収集を実施した。

消防庁は、7月12日8時00分、災害対策室を設置し、同日13時30分には災害対策本部へ移行したほか、情報収集のため職員2名を熊本県庁災害対策本部へ派遣した。同日、熊本県の要請により、福岡市、長崎県、山口県及び愛媛県の消防防災ヘリが情報収集、捜索及び救助活動を実施した。7月14日、福岡県の要請により、京都市、島根県、宮崎県及び長崎県の消防防災ヘリが情報収集及び救助活動を実施した。

防衛省・自衛隊は、福岡県、大分県及び熊本県知事の災害派遣要請を受け、7月12日から7月21日までの間、人員延べ約5,262名、車両延べ約1,279両、航空機延べ35機により、人命救助、孤立者の救助、行方不明者の捜索、給水支援、水防活動、物資輸送等の活動を実施した。

海上保安庁は、7月14日以降、延べ巡視艇7隻、航空機12機により、行方不明者の捜索、流出船等漂流物の調査活動等を実施した。

金融庁は、「災害救助法」の適用を受け、7月12日に大分県、熊本県、7月14日に福岡県内の関係金融機関等に対し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請した。

総務省は、7月25日に、福岡県内の8市町村、熊本県内の5市町村及び大分県内の1市に対して、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付した。また、福岡県内7市町村、熊本県内5市町村、大分県内1市の「災害救助法」の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。さらに、行政評価事務所において、無料災害行政相談電話や特別合同行政相談所の開設等、被災者支援のための特別行政相談活動を実施した。

財務省は、「災害救助法」の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として、日本政策金融公庫等における特別相談窓口の設置、災害貸付の適用等の措置を実施したほか、今回の災害を危機認定し、日本政策金融公庫から指定金融機関を通じた危機対応融資の対象に追加した。また、利用可能な国有財産のリストを情報提供した。

文部科学省は、7月12日9時5分、災害情報連絡室を設置した。全国の都道府県教育委員会に対し、防災態勢の強化を図るとともに、児童生徒等の安全確保及び施設の安全確保等に万全を期すよう要請したほか、教育活動に支障が生じないように、学校施設の早期復旧について国の調査を待たず復旧工事が行える旨の通知を関係教育委員会に発出した。

厚生労働省は、避難所の生活環境の整備等について、十分な配慮を行うよう大分県、熊本県及び

福岡県に通知した。健康保険について一部負担金の減免等及び保険料の納期限の延長ができること等について、介護保険について市町村の判断により、利用者負担額・介護保険料の減免等を行うことができること等について関係機関に通知したほか、雇用保険について災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方に対して雇用保険失業等給付（基本手当）を支給する特別措置を実施する等した。

農林水産省は、7月13日、大臣を本部長とする「梅雨前線豪雨等に関する農林水産省緊急災害対策本部」を設置した。梅雨前線豪雨等全般に関し、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について関係金融機関に通知したほか、農業共済の迅速かつ適切な損害評価の実施及び早期支払体制の確立について共済組合連合会等に通知した。また、九州森林管理局がヘリコプターによる現地調査を熊本県、福岡県と連携して実施したほか、被災状況の把握と技術的指導等のため、農政局や森林管理局の担当官等を派遣した。

経済産業省は、7月13日、熊本県における「災害救助法」の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即時貸付の適用の措置を講じた。また、7月15日から16日にかけて、職員を福岡県、熊本県、大分県に派遣し中小企業関係被害の情報収集等を実施した。

国土交通省は、7月12日以降、地方整備局等の災害対策用ヘリコプターによる現地調査を実施した。また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を延べ717人日派遣し、河川・道路復旧の技術指導や土砂被災調査、排水作業支援、災害復旧事業の実施に向けた技術的指導を行った。また、被災状況の把握や技術指導のため、国土技術政策総合研究所、土木研究所等の専門家を派遣した。

気象庁は、7月12日、警戒体制をとり、同14日に非常体制に移行した。関係機関に対する気象解説及び災害時気象支援資料の提供を実施した。また、平成24年7月11日から14日に九州北部地方で発生した豪雨について、「平成24年7月九州北部豪雨」と命名した。

国土地理院は、7月14日、非常体制をとった。福岡県矢部川周辺、熊本県白川周辺等の空中写真を撮影した。また、空中写真、正射画像及び正射写真地図を国土地理院ホームページに掲載した。

環境省は、被災状況の情報収集を行うとともに、被災県に対する災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金制度の周知等を実施した。

25-3 平成24年8月13日から14日にかけての大雨

内閣府は、8月14日13時00分、情報共有を図るとともに今後の対応を確認するため、関係省庁による会議を開催した。

警察庁は、連絡体制を強化して被害情報の収集等を実施した。また、京都府警察が行方不明者の捜索活動を実施した。

防衛省・自衛隊は、8月14日7時15分京都府知事より災害派遣要請を受け、8月14日から8月16日までの間、人員延べ約419名、車両延べ約86両、航空機延べ約2機により行方不明者捜索、孤立者支援等の活動を実施した。

金融庁は、8月14日、「災害救助法」の適用を受け、京都府内の関係金融機関等に対し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請した。

総務省は、8月14日、「災害救助法」の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。また、8月27日に、京都府内の1市に対して、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付した。

財務省は、8月15日、「災害救助法」の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として、日本政策金融公庫等における特別相談窓口の設置、災害貸付の適用等の措置を実施したほか、今回の災害を危機認定し、日本政策金融公庫から指定金融機関を通じた危機対応融資の対象に追加した。

経済産業省は、8月15日、「災害救助法」の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即時貸付の適用の措置を講じた。また、8月16日、職員を京都府に派遣し、中小企業関係被害の情報収集等を実施した。

厚生労働省は、8月14日、避難所の生活環境の整備等について、十分な配慮を行うよう京都府に通知した。また、同15日、介護保険について、市町村の判断により、利用者負担額・介護保険料の減免等を行うことができること等について、関係自治体に通知した。

農林水産省は、8月15日、近畿農政局が通帳等を流失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を発出した。

国土交通省は、災害対策用ヘリコプターにより被害状況調査を実施した。また、河川・道路等の被災状況調査や内水排除支援のため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣したほか、被害情報の収集や自治体からの要望に対する調整のため、災害情報連絡担当官（リエゾン）を派遣した。さらに、滋賀県等からの要請を受け、土砂災害の専門家を派遣する等した。

25-4 平成24年台風第17号

内閣府は、9月28日17時00分、情報共有を図るとともに今後の対応を確認するため、関係省庁による会議を開催した。

警察庁は、9月30日19時00分、災害警備連絡室を設置した。また、三重県警察が行方不明者の搜索活動を実施した。

消防庁は、9月28日13時50分、各都道府県に対して台風警戒情報を発出し、警戒体制の強化等について呼びかけた。

海上保安庁は、第一管区から第十一管区において警戒態勢をとり、海難等の対応及び関連情報の収集を実施した。

文部科学省は、9月28日11時48分、全国の都道府県教育委員会に対し、防災態勢の強化を図るとともに、児童生徒等の安全確保及び施設の安全確保等に万全を期すよう要請した。

農林水産省は、9月27日、農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底及び農業共済の対応について通知を発出したほか、農地・農業用施設災害の二次災害等の発生防止及び緊急を要する復旧箇所の応急対策の実施等について通知を発出する等した。

国土交通省は、愛知県等に災害情報連絡担当官（リエゾン）を派遣する等した。

気象庁は、9月28日、警戒体制をとるとともに、各地気象台より関係機関に対し、気象解説及び災害時気象支援資料を適宜提供した。

25-5 平成24年11月末からの大雪等

内閣府は、12月13日、人命の保護を第一とした防災態勢の一層の強化を図るため、中央防災会議会長（内閣総理大臣）による「降積雪期における防災態勢の強化等について」の通知を発出した。12月26日16時30分、内閣総理大臣の指示を受けて、内閣府情報対策室を設置した。3月7日、融雪出水期を迎え、気温上昇に伴う雪崩の発生や、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害が発生することが懸念されることから、防災態勢の一層の強化を図るため、中央防災会議会長（内閣総理大臣）による「融雪出水期における防災態勢の強化について」の通知を発出した。

警察庁は、都道府県警察に対し、除排雪作業に伴う事故防止に向けた広報啓発や交通管理対策、大規模な雪害事案発生時の的確な対応についての通達等を発出した。また、警察においては、降雪

時における道路交通の安全を図るため、道路管理者と連携を密にし、道路の通行に関する情報提供を行うとともに、必要な区間においては、迅速に交通規制を実施したほか、迂回路誘導対策、交通信号機減灯対策等を実施した。

消防庁は、12月13日、都道府県に対し「降積雪期における防災態勢の強化等について」の通知を発出した。12月26日20時00分、消防庁災害対策室を設置した。さらに、3月3日、都道府県に対し「大雪等による被害への対応について」の通知を発出した。

防衛省・自衛隊は、北海道知事より災害派遣要請を受け、11月27日から11月30日までの間、人員延べ約160名、車両延べ49両により救援物資輸送、運営支援等の活動を実施した。また翌25年3月2日から3月3日までの間、人員延べ約93名、車両延べ約15両により輸送支援、安否確認等の活動を実施した。

海上保安庁は、気象警報等に留意し、随時、即応態勢をとり、情報収集を実施した。

総務省は、2月18日、今冬の大雪等により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、3月に交付すべき特別交付税の一部を繰り上げて交付した。また、「災害救助法」の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。

財務省は、11月29日、「災害救助法」の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として、日本政策金融公庫等における特別相談窓口の設置、災害貸付の適用等の措置を実施したほか、今回の災害を危機認定し、日本政策金融公庫から指定金融機関を通じた危機対応融資の対象に追加した。

金融庁は、「災害救助法」の適用を受け、11月28日に北海道、2月22日に新潟県、2月27日に山形県内の関係金融機関等に対し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請した。

農林水産省は、漁港施設・海岸保全施設、漁業用施設等における防災上の適切な措置および工事中の各施設の必要な安全対策、今冬期の大雪による被災農業者等への農業共済制度及び災害復旧資金の迅速・的確な対応等について通知を発出した。

文部科学省は、12月26日18時26分、文部科学省災害情報連絡室を設置した。全国の都道府県教育委員会に対し、防災態勢の強化を図るとともに、児童生徒等の安全確保及び施設の安全確保等に万全を期すよう要請した。

経済産業省は、電力事業者に対して、降積雪期における防災態勢の強化を要請したほか、ガス事業者、LPガス販売事業者等に対して、降積雪期における防災態勢の強化を要請した。

厚生労働省は、12月17日、降積雪期における「災害救助法」の対応について、必要に応じて適切な措置を講じるよう都道府県に対し通知した。また、健康保険について一部負担金の減免等及び保険料の納期限の延長ができること等について、介護保険について保険者の判断により、介護保険料の減免等を行うことができること等について関係機関に通知したほか、雇用保険について災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方に対して雇用保険失業等給付（基本手当）を支給する特別措置を実施する等した。

国土交通省は、12月26日20時00分、国土交通本省豪雪情報連絡室を設置した。雪処理の担い手不足、地域の除雪問題に対応するため、「地域除雪活動実践ガイドブック」を作成・公表した。また、道府県に対して社会資本整備総合交付金を追加配分するとともに、市町村に対し臨時特例措置として市町村道除雪費補助を措置した。さらに、地方整備局等が保有している除雪機械を無償貸出したほか、市町村等から要請を受け、新たな雪捨て場の確保や面積の拡大など直轄河川で河川敷地を雪捨て場として活用する等の措置をとった。

25-6 淡路島付近を震源とする地震

内閣官房は、4月13日5時36分、官邸対策室を設置した。

内閣府は、4月13日5時35分、災害対策室を設置し、関係機関から情報収集を行うとともに、官邸及び関係省庁との情報連絡を行った。内閣府特命担当大臣（防災）の指示により、4月13日から14日にかけて内閣府副大臣等が現地調査を実施した。また、4月13日に「平成25年4月13日に発生した淡路島付近を震源とする地震による被災者の支援について」の通知を大阪府、兵庫県、徳島県、香川県に発出する等した。

警察庁は、災害警備本部を設置し被害情報の収集等を実施した。また、兵庫県警察は機動隊を被災地に派遣したほか、関係府県警察とともに航空隊ヘリによる被害情報収集を実施した。

消防庁は、継続中の災害対策本部において関係機関との連絡調整を行った。

防衛省・自衛隊は、4月13日、航空機15機による情報収集を実施した。

海上保安庁は、4月13日5時36分、海上保安庁対策本部を設置した。また、4月13日に巡視船艇29隻、航空機4機による被害状況調査を実施したほか、兵庫県災害対策本部に職員1名を派遣した。

経済産業省は、4月13日から14日にかけて、職員を兵庫県淡路市、洲本市、南あわじ市に派遣し、中小企業関係の被害情報収集等を実施した。

文部科学省は、4月13日7時10分、災害情報連絡室を設置した。4月13日7時12分、兵庫県、大阪府、徳島県、香川県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請した。また、4月14日、地震調査研究推進本部地震調査委員会（臨時会）を開催し、地震に関する評価を行った。

農林水産省は、4月13日、農業用施設の現地調査等のため職員9名を派遣した。また、4月15日、農業用施設の現地調査のため、職員4名及び農村工学研究所の専門家2名を派遣した。

国土交通省は、4月13日5時33分、淡路島付近を震源とする地震に関する災害対策本部を設置した。4月13日、災害対策用ヘリコプターによりTEC-FORCE（先遣隊）が淡路島上空を調査した。また、同13日から14日にかけて兵庫県庁、洲本市、淡路市、南あわじ市へ8名の災害情報連絡担当官（リエゾン）を派遣したほか、同15日から16日にかけてTEC-FORCE 8名を派遣した。さらに、国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所及び独立行政法人建築研究所より専門家を派遣した。

気象庁は、4月13日5時33分、非常体制をとった。また、震度6弱から5弱が観測された地域を中心に大阪管区气象台、神戸海洋气象台、高松地方气象台から気象庁機動調査班（JMA-MOT）を派遣し被害状況の調査を行ったほか、震度観測点の環境に問題がないことを確認する等した。

附属資料 26 緊急災害対策本部及び非常災害対策本部の設置状況

平成 25 年 3 月 31 日現在

本 部 の 名 称		設 置 期 間	本 部 長
1	豪雪地帯非常災害対策本部	S38.1.29～5.31	国務大臣
2	新潟地震非常災害対策本部	S39.6.16～10.31	国務大臣
3	昭和 40 年台風第 23 号、第 24 号及び第 25 号非常災害対策本部	S40.9.17～12.17	国務大臣
4	昭和 41 年台風第 24 号及び第 26 号非常災害対策本部	S41.9.26～12.27	国務大臣
5	昭和 42 年 7 月豪雨及び 8 月豪雨非常災害対策本部	S42.7.9～12.26	国務大臣
6	1968 年十勝沖地震非常災害対策本部	S43.5.16～S44.5.2	国務大臣
7	昭和 47 年 7 月豪雨非常災害対策本部	S47.7.8～12.19	国務大臣
8	昭和 51 年台風第 17 号非常災害対策本部	S51.9.13～12.10	国土庁長官
9	昭和 52 年有珠山噴火非常災害対策本部	S52.8.11～S54.12.4	国土庁長官
10	1978 年伊豆大島近海の地震非常災害対策本部	S53.1.16～8.4	国土庁長官
11	1978 年宮城県沖地震非常災害対策本部	S53.6.13～11.28	国土庁長官
12	昭和 54 年台風第 20 号非常災害対策本部	S54.10.20～12.4	国土庁長官
13	昭和 57 年 7 月及び 8 月豪雨非常災害対策本部	S57.7.24～12.24	国土庁長官
14	昭和 58 年（1983 年）日本海中部地震非常災害対策本部	S58.5.26～12.23	国土庁長官
15	昭和 58 年 7 月豪雨非常災害対策本部	S58.7.23～12.23	国土庁長官
16	昭和 58 年（1983 年）三宅島噴火非常災害対策本部	S58.10.4～S59.6.5	国土庁長官
17	昭和 59 年（1984 年）長野県西部地震非常災害対策本部	S59.9.16～S60.2.19	国土庁長官
18	平成 3 年（1991 年）雲仙岳噴火非常災害対策本部	H3.6.4～H8.6.4	国土庁長官
19	平成 5 年（1993 年）北海道南西沖地震非常災害対策本部	H5.7.13～H8.3.31	国土庁長官
20	平成 5 年（1993 年）8 月豪雨非常災害対策本部	H5.8.9～H6.3.15	国土庁長官
21	平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震非常災害対策本部	H7.1.17～H14.4.21	国土庁長官 ↓ 兵庫県南部 対策担当大臣 ↓ 国土庁長官 ↓ 防災担当大臣
	兵庫県南部地震緊急対策本部※ 1	H7.1.19～H7.4.28	内閣総理大臣
22	平成 9 年（1997 年）ダイヤモンドグレース号油流出事故非常災害対策本部	H9.7.2～H9.7.11	運輸大臣
23	平成 12 年（2000 年）有珠山噴火非常災害対策本部	H12.3.31～H13.6.28 ※ 2	国土庁長官 ↓ 防災担当大臣
24	平成 12 年（2000 年）三宅島噴火及び新島・神津島近海地震非常災害対策本部	H12.8.29～H14.5.15	国土庁長官 ↓ 防災担当大臣
	平成 12 年（2000 年）三宅島噴火非常災害対策本部※ 3	H14.5.16～H17.3.31	防災担当大臣
25	平成 16 年（2004 年）台風第 23 号非常災害対策本部	H16.10.21～H19.3.31	防災担当大臣
26	平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震非常災害対策本部	H16.10.24～H20.3.31	防災担当大臣
27	平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部	H23.3.11～	内閣総理大臣
28	平成 23 年（2011 年）台風第 12 号非常災害対策本部	H23.9.4～	防災担当大臣

(注) 上記は「災害対策基本法」(昭和 36 年 223 号)に基づく緊急災害対策本部及び非常災害対策本部。

※ 1 閣議決定に基づき内閣に設置されたもので、「災害対策基本法」に基づくものではない。

※ 2 噴火が鎮静化したことによる。本部廃止と同時に有珠山噴火災害復旧・復興対策会議を設置。

※ 3 新島及び神津島については、応急対策が終了したことから名称変更。

出典：内閣府資料

附属資料 27 政府調査団の派遣状況（阪神・淡路大震災以降）

平成 25 年 3 月 31 日現在

年	災害名	派遣月日	調査都道府県	団長
平成 7	平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震	1.17～18	兵庫県	国土庁長官
平成 9	平成 9 年 7 月梅雨前線豪雨	7.11～12	鹿児島県・熊本県	国土庁長官
平成 10	平成 10 年 8 月末豪雨	8.28	栃木県・福島県	国土政務次官
平成 11	平成 11 年 6 月 23 日からの大雨	6.30～7.1	広島県	国土庁長官
	平成 11 年台風第 18 号と前線に伴う大雨	9.25	熊本県	国土庁長官
平成 12	平成 12 年（2000 年）有珠山噴火	3.31～4.1	北海道	国土庁長官
	平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震	10.7	鳥取県	国土庁長官
平成 13	平成 13 年（2001 年）芸予地震	3.29	広島県・愛媛県	内閣府大臣政務官
平成 15	7 月梅雨前線豪雨	7.22	熊本県・鹿児島県	防災担当大臣
	宮城県北部を震源とする地震	7.27	宮城県	防災担当大臣
	平成 15 年（2003 年）十勝沖地震	9.26～27	北海道	内閣府副大臣
平成 16	平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨	7.14	新潟県	防災担当大臣
		7.15	福島県	内閣府副大臣
	平成 16 年 7 月福井豪雨	7.20	福井県	内閣府副大臣
	平成 16 年台風第 21 号	10.1	三重県	防災担当大臣
	平成 16 年台風第 22 号	10.14	静岡県	内閣府副大臣
	平成 16 年台風第 23 号	10.22	兵庫県・京都府	防災担当大臣
		10.22	香川県・岡山県	内閣府副大臣
平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震	10.24	新潟県	防災担当大臣	
平成 17	福岡県西方沖を震源とする地震	3.20～21	福岡県	内閣府副大臣
	宮城県沖を震源とする地震	8.16～17	宮城県	内閣府大臣政務官
	平成 17 年台風第 14 号	9.9	宮崎県	防災担当大臣
平成 18	7 月 4 日からの梅雨前線による大雨	7.21	長野県	防災担当大臣
		7.25	鹿児島県	内閣府副大臣
	平成 18 年台風第 13 号	9.19	宮崎県	防災担当大臣
	北海道佐呂間町における竜巻	11.7～8	北海道	防災担当大臣
平成 19	平成 19 年（2007 年）能登半島地震	3.25～26	石川県	防災担当大臣
	台風第 4 号及び梅雨前線による大雨	7.13	熊本県	内閣府副大臣
	平成 19 年（2007 年）新潟県中越沖地震	7.16	新潟県	防災担当大臣
平成 20	平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震	6.14～6.15	岩手県・宮城県	防災担当大臣
	岩手県沿岸北部を震源とする地震	7.24	岩手県・青森県	防災担当大臣
	平成 20 年 8 月末豪雨	8.29	愛知県	防災担当大臣
平成 21	平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨	7.22	山口県	防災担当大臣
		7.27	福岡県	防災担当大臣
	平成 21 年台風第 9 号	8.11	兵庫県・岡山県	防災担当大臣
平成 23	平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震	3.11	宮城県	内閣府副大臣
		3.12	岩手県	内閣府副大臣
		3.12	福島県	財務大臣政務官
	平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨	7.31	新潟県、福島県	防災担当大臣
		8.2	福島県	内閣府副大臣
	平成 23 年台風第 12 号	9.4～9.7	和歌山県、奈良県、三重県	内閣府大臣政務官
9.6		奈良県	国土交通大臣	
平成 24	平成 24 年 5 月に発生した突風等	5.7	茨城県、栃木県	内閣府副大臣
	平成 24 年 7 月九州北部豪雨	7.13～7.14	熊本県、大分県	防災担当大臣
		7.21～7.22	福岡県、大分県、鹿児島県	防災担当大臣
平成 25	平成 24 年 11 月末からの大雪等	3.4～3.5	北海道	内閣府大臣政務官、 内閣総理大臣補佐官

出典：内閣府資料

附属資料28 災害救助法の適用実績（阪神・淡路大震災以降）

平成25年3月31日現在

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成 7	平成7年（1995年）兵庫県南部地震	1.17	兵庫県	20
			大阪府	5
	新潟県北部地震	4.1	新潟県	1
	平成7年7月梅雨前線豪雨	7.11, 12	新潟県	2
長野県			2	
平成 8	台風第17号	9.22	埼玉県	1
		9.22	千葉県	2
平成 9	平成9年7月梅雨前線豪雨	7.10	鹿児島県	1
	平成9年台風第19号	9.16	大分県	1
			宮崎県	4
平成10	平成10年8月上旬豪雨	8.4, 8.27, 8.28, 8.27, 30, 8.28, 8.30	新潟県	3
			福島県	3
			茨城県	1
			栃木県	4
			埼玉県	1
			静岡県	1
	平成10年台風第5号	9.16	埼玉県	1
			福井県	1
	平成10年台風第7号	9.22	兵庫県	1
			奈良県	1
	平成10年9月23日～25日の大雨	9.25	高知県	6
平成10年台風第10号	10.17	岡山県	4	
平成11	平成11年6月23日からの大雨	6.29	広島県	2
			福岡県	1
	平成11年8月27日～28日対馬地方豪雨	8.27, 9.24	長崎県	1
			山口県	9
	平成11年台風第18号と前線に伴う大雨	9.24	福岡県	1
			熊本県	9
東海村臨界事故	9.30	茨城県	2	
平成11年10月27日からの大雨	10.28	青森県	1	
		岩手県	1	
平成12	平成12年（2000年）有珠山噴火	3.29	北海道	3
	平成12年（2000年）三宅島噴火及び新島・神津島近海地震	6.26	東京都	1
	平成12年（2000年）新島・神津島近海地震	7.1, 15	東京都	2
	平成12年台風第3号	7.8, 9.11	埼玉県	1
			愛知県	21
	平成12年秋雨前線と台風第14号に伴う大雨	9.11	岐阜県	1
鳥取県			6	
平成12年（2000年）鳥取県西部地震	10.6	鳥取県	6	
		島根県	2	
平成13	平成13年（2001年）芸予地震	3.24	広島県	13
			愛媛県	1
	平成13年9月6日の大雨	9.6	高知県	2
平成13年台風第16号	9.8, 11	沖縄県	2	
平成14	平成14年台風第6号	7.11	岩手県	1
		7.10	岐阜県	1
平成15	7月梅雨前線豪雨	7.19	福岡県	5
		7.20	熊本県	1
	宮城県北部を震源とする地震	7.26	宮城県	5
平成15年台風第10号	8.9	北海道	3	

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数	
平成16	平成16年7月新潟・福島豪雨	7.13	新潟県	7	
	平成16年7月福井豪雨	7.18	福井県	5	
	平成16年台風第10号, 台風第11号及び関連する大雨	7.31	徳島県	2	
	平成16年台風第15号と前線に伴う大雨	8.17	愛媛県	1	
			高知県	1	
	平成16年台風第16号	8.30	岡山県	9	
			香川県	13	
			愛媛県	1	
	平成16年台風第18号	9.7	宮崎県	2	
	平成16年台風第21号	9.29	広島県	2	
			三重県	5	
	平成16年台風第22号	10.9	愛媛県	4	
兵庫県			2		
平成16年台風第23号	10.20	静岡県	1		
		宮崎県	1		
		徳島県	4		
		香川県	9		
		兵庫県	18		
平成16年(2004年)新潟県中越地震	10.23	岐阜県	1		
平成17	福岡県西方沖を震源とする地震	新潟県	54		
		福岡県	1		
		東京都	2		
		山口県	2		
		高知県	1		
平成18	平成17年台風第14号	宮崎県	13		
		鹿児島県	1		
		1.6, 8, 11, 13	新潟県	11	
		1.7, 12	長野県	8	
平成19	平成18年豪雪	6.15	沖繩県	2	
	平成18年6月長雨土砂災害	7.19	長野県	3	
	7月4日からの梅雨前線による大雨	7.22	鹿児島県	6	
			宮崎県	1	
	平成18年台風第13号	9.17	宮崎県	1	
	北海道佐呂間町における竜巻	11.7	北海道	1	
	平成19年(2007年)能登半島地震	3.25	石川県	7	
台風第4号及び梅雨前線による大雨	7.6	熊本県	1		
平成20	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震	7.16	新潟県	10	
	平成19年台風第5号	8.2	宮崎県	1	
	平成19年台風第11号及び前線による大雨	9.17	秋田県	2	
平成21	2月23日から24日にかけての低気圧	2.24	富山県	1	
		平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	6.14	岩手県	5
				宮城県	2
		7月28日からの大雨	7.28	富山県	1
石川県	1				
平成22	平成20年8月末豪雨	8.28	愛知県	2	
		平成21年7月中国・九州北部豪雨	7.21	山口県	2
				7.24	福岡県
平成22	平成21年台風第9号	8.9	兵庫県	3	
		岡山県	1		
平成22	平成22年梅雨前線による大雨	7.14	広島県	2	
		7.15	山口県	1	
		7.16	広島県	1	
		10.20	鹿児島県	3	

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成23	平成22年11月からの大雪等	1.27	新潟県	4
		1.30	新潟県	2
		1.31	新潟県	3
	霧島山（新燃岳）の噴火	1.30	宮崎県	1
		2.10	宮崎県	1
	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	3.11	青森県	2
			岩手県	34
			宮城県	35
			福島県	59
			茨城県	37
			栃木県	15
			千葉県	8
			東京都	47
	平成23年7月新潟・福島豪雨	7.29	新潟県	15
			福島県	9
平成23年台風第12号	9.2	三重県	3	
		奈良県	10	
		和歌山県	5	
		岡山県	1	
平成23年台風第15号	9.3	鳥取県	2	
		9.21	青森県	1
平成24	今冬期の大雪等	1.14	新潟県	2
		1.28	新潟県	4
		1.31	新潟県	1
		2.1	青森県	2
			長野県	5
		2.3	新潟県	4
		2.4	新潟県	1
	平成24年5月に発生した突風等	5.6	茨城県	4
			栃木県	3
	7月3日からの大雨	7.3	福岡県	1
			大分県	2
	7月11日からの梅雨前線による大雨	7.12	熊本県	5
			大分県	1
			7.13	福岡県
	8月13日からの大雨	8.14	京都府	1
平成24年台風第16号	9.15	鹿児島県	1	
11月27日の暴風雪	11.27	北海道	7	
平成25	今冬期の大雪等	2.22	新潟県	8
		2.25	新潟県	1
		2.26	山形県	1
		2.28	山形県	1

出典：内閣府資料

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4. 支援金の支給申請

- | | |
|------------|---|
| (申請窓口) | 市町村 |
| (申請時の添付書面) | ①基礎支援金: り災証明書、住民票 等
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等 |
| (申請期間) | ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内
②加算支援金: 災害発生日から37月以内 |

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出額:600億円)
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

附属資料30 被災者生活再建支援制度に係る支援金の支給について

(平成25年3月31日現在)

年	対象災害	適用日	対象都道府県名	市町村名	支援金の支給状況	
					既支給世帯数	支援金支給額(千円)
H11	6月末豪雨災害※	6/29	広島県	全域適用	65	53,685
	台風第18号災害※	9/24	熊本県	全域適用	106	80,375
			山口県	下関市, 宇部市, 山口市, 防府市, 小野田市, 大畠町, 秋穂町, 阿知須町, 山陽町	83	61,571
			愛知県	豊橋市	37	28,545
			福岡県	北九州市	12	6,857
			合計	238	177,349	
H12	10月末豪雨災害※	10/28	岩手県	軽米町	21	17,600
	有珠山噴火災害※	3/31	北海道	全域適用	262	213,549
	三宅島噴火災害※	6/26	東京都	三宅村	1,484	1,178,659
	東海地方豪雨災害※	9/11	愛知県	名古屋市, 半田市, 東海市, 大府市, 豊明市, 阿久比町, 東浦町, 美浜町, 稲武町	9	6,212
			岐阜県	上矢作町	9	7,261
				合計	18	13,472
	鳥取県西部地震※	10/6	鳥取県	全域適用	366	280,971
鳥根県			安来市, 伯太町	20	17,278	
			合計	386	298,249	
H13	芸予地震※	3/24	広島県	呉市	52	42,508
	台風第16号等豪雨※	9/6	高知県	土佐清水市, 大月町	30	24,252
		9/8・11	沖縄県	沖縄市, 渡名喜村	10	6,665
			合計	40	30,916	
H14	台風第6号豪雨※	7/10	岐阜県	大垣市	0	0
		7/11	岩手県	釜石市, 東山町	0	0
			合計	0	0	
H15	7月梅雨前線豪雨※	7/18	福岡県	福岡市, 飯塚市, 太宰府市, 志面町, 穂波町	15	11,713
		7/20	熊本県	水俣市	15	10,247
				合計	30	21,960
	宮城県北部を震源とする地震※	7/26	宮城県	全域適用	516	397,907
	十勝沖地震※	9/26	北海道	全域適用	56	30,477
H16	佐賀県突風災害※	6/27	佐賀県	佐賀市	13	14,622
	新潟県豪雨災害※	7/13	新潟県	長岡市, 三条市, 見附市, 栃尾市, 中之島町, 三島町, 和島村	317	403,776
	福井県豪雨災害※	7/18	福井県	福井市, 鯖江市, 美山町, 今立町, 池田町	30	24,579
	台風第15号豪雨※	8/17	愛媛県	新居浜市	29	32,508
	台風第16号豪雨等※	8/30	愛媛県	大洲市	0	0
			岡山県	倉敷市, 笠岡市, 玉野市, 寄島町, 岡山市	38	33,176
			香川県	坂出市, 観音寺市	2	2,298
				合計	40	35,474
	台風第18号豪雨等※	9/7	広島県	呉市, 倉橋町	12	20,448
	台風第21号豪雨※	9/29	三重県	津市, 紀伊長島町, 海山町, 宮川村	17	28,219
			愛媛県	新居浜市, 西条市, 四国中央市, 小松町	80	77,143
			兵庫県	赤穂市, 上郡町, 上月町	19	23,914
				合計	116	129,276
台風第22号豪雨※	10/9	静岡県	全域適用	107	111,069	
台風第23号豪雨※	10/20	岐阜県	高山市	0	0	
		京都府	舞鶴市, 宮津市, 大江町, 加悦町, 伊根町, 京丹後市, 福知山市	26	32,209	
		兵庫県	全域適用	1,227	733,918	
		香川県	高松市, 坂出市, さぬき市, 東かがわ市, 三木町, 綾上町, 綾南町, 国分寺町, 飯山町	52	64,838	
		岡山県	玉野市	6	12,090	
		徳島県	徳島市, 鳴門市, 小松島市, 吉野川市	0	0	
			合計	1,311	843,055	
新潟県中越地震※	10/23	新潟県	全域適用	5,207	7,353,480	

年	対象災害	適用日	対象都道府県名	市町村名	支援金の支給状況	
					既支給世帯数	支援金支給額(千円)
H17	三宅島噴火災害(婦島関連分)	2/1	東京都	三宅村	1,093	673,507
	福岡県西方沖で発生した地震※	3/20	福岡県	全域適用	238	291,587
	台風第14号豪雨※	9/4	鹿児島県	垂水市, 錦江町	43	41,350
			高知県	四万十市	5	7,953
			山口県	美川町, 岩国市	8	9,515
			宮崎県	全域適用	1,192	1,096,404
			合 計		1,248	1,155,222
H18	平成18年梅雨期豪雨※	6/12	沖縄県	那覇市	9	8,538
		7/19	長野県	岡谷市, 諏訪市, 塩尻市, 下諏訪町, 辰野町	17	25,874
		7/22	宮崎県	えびの市	1	204
			鹿児島県	全域適用	225	255,614
		合 計		252	290,230	
	台風第13号豪雨等※	9/16	沖縄県	石垣市, 竹富町	34	51,984
		9/17	宮崎県	全域適用	117	105,606
			合 計		151	157,590
	佐呂間町竜巻災害※	11/7	北海道	佐呂間町	10	6,199
	H19	平成19年(2007年)能登半島地震※	3/25	石川県	全域適用	841
平成19年(2007年)新潟県中越沖地震※		7/16	新潟県	全域適用	3,033	6,623,639
台風第11号及び前線による大雨災害※		9/14	沖縄県	久米島町	52	84,375
			秋田県	北秋田市	46	78,750
		合 計		98	163,125	
台風第12号災害※	9/18	沖縄県	竹富町	6	7,125	
H20	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震※	6/14	宮城県	栗原市	55	114,500
	7月28日からの大雨災害※	7/28	石川県	金沢市	6	8,875
	平成20年8月末豪雨※	8/28	愛知県	名古屋市, 岡崎市	5	9,750
H21	平成21年7月中国・九州北部豪雨災害	7/21	山口県	山口市, 防府市	55	106,000
		7/24	福岡県	飯塚市	5	5,625
			合 計		60	111,625
	台風第9号災害	8/9	兵庫県	全域適用	508	852,750
			岡山県	美作市	37	64,625
合 計				545	917,375	
H22	平成22年梅雨前線による大雨災害	7/3	鹿児島県	曾於市	2	3,000
		7/14	長野県	飯田市(旧南信濃村の区域)	2	4,000
		7/14・16	広島県	呉市(旧安浦町及び旧川尻町の区域), 庄原市	19	40,500
			山口県	美祢市, 山陽小野田市	14	21,750
		7/15	岐阜県	八百津町	1	3,000
		合 計		38	72,250	
	10月20日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害	10/20	鹿児島県	奄美市, 龍郷町	15	15,625
H23	東日本大震災	3/11	青森県	全域適用	512	780,000
			岩手県	全域適用	22,801	28,159,125
			宮城県	全域適用	120,459	168,638,000
			福島県	全域適用	26,860	40,082,125
			茨城県	全域適用	9,006	15,267,875
			栃木県	全域適用	852	1,902,375
			千葉県	全域適用	5,672	8,978,125
			埼玉県	加須市(旧大利根町及び旧北川辺町の区域), 久喜市	73	124,875
			東京都	板橋区	24	36,750
			新潟県	十日町市, 津南町	124	203,875
	7/28	長野県	栄村	108	212,375	
		合 計		186,491	264,385,500	
		福島県	只見町, 金山町, 南会津町	91	134,875	
		新潟県	長岡市(旧栃尾市の区域), 三条市, 加茂市, 十日町市, 見附市, 魚沼市, 南魚沼市, 阿賀町	147	236,375	
合 計		238	371,250			

年	対象災害	適用日	対象都道府県名	市町村名	支援金の支給状況	
					既支給世帯数	支援金支給額(千円)
H23	台風第12号災害	9/2	三重県	熊野市, 紀宝町	443	635,875
			奈良県	五條市, 天川村, 野迫川村, 十津川村	184	205,875
			和歌山県	全域適用	574	874,250
			岡山県	倉敷市, 玉野市	7	10,750
			合 計	1,208	1,726,750	
	台風第15号災害	9/21	青森県	南部町	4	5,500
			宮城県	石巻市	106	116,000
			福島県	郡山市	781	860,500
		9/22	岩手県	二戸市	2	3,000
	合 計	893	985,000			
9月25日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害	9/25	鹿児島県	龍郷町	4	3,500	
11月2日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害	11/2	鹿児島県	瀬戸内町	1	375	
H24	平成24年5月6日に発生した突風災害	5/6	茨城県	つくば市	103	164,625
	平成24年梅雨前線による大雨災害	6/27	鹿児島県	肝付町	2	1,750
		7/3・13	福岡県	柳川市, 八女市, うきは市, 朝倉市, みやま市	122	180,375
		7/3・12	大分県	中津市・日田市・竹田市	99	147,250
		7/12	熊本県	全域適用	350	450,000
		合 計	573	779,375		
	平成24年8月13日からの大雨災害	8/13	大阪府	守口市, 寝屋川市	0	0
		8/14	京都府	宇治市	21	27,750
		合 計	21	27,750		
	台風第16号災害	9/15	鹿児島県	与論町	108	131,000
	台風第17号災害	9/29	鹿児島県	天城町, 和泊町, 知名町, 与論町	102	123,250
沖縄県			南城市, 金武町, 伊江村, 伊平屋村	19	22,000	
合 計			121	145,250		
制度開始時からの総合計					207,805	292,530,279

(注1) 対象災害中※印は申請期間の終了した災害を示している。

(注2) 支援金支給額は、千円未満を四捨五入した数値である。

(注3) H17三宅島噴火災害(帰島関連分)は長期避難解除世帯特例経費等(平成17年2月1日以降支給分)である。

出典：内閣府資料

附属資料31 過去5年の激甚災害の適用実績

政 令 名	災 害 名	主な被災地	主 な 適 用 措 置											その他の適用措置			
			3,4条	5条	6条	7条	11条2	12,13条	16条	17条	19条	24条					
平成二十年岩手・宮城内陸地震による岩手県奥州市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成20年岩手・宮城内陸地震	岩手・宮城	●	●	●												●
平成二十年七月二十七日から同月二十九日までの間の豪雨による富山県南砺市及び石川県金沢市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成20年7月27日から29日までの間の豪雨	富山・石川		●	●												●
平成二十年における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成20年局激	—	●	●	●												●
平成二十一年六月九日から八月二日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線(7月中国・九州北部豪雨)	山口・福岡・佐賀		○													○
平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第9号	兵庫	●	○	●			●									○※1
平成二十一年十月六日から同月八日までの間の暴風雨による三重県津市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第18号	新潟・三重・大阪・奈良	●	●													●
平成二十一年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成21年等局激	—	●	●													●
平成二十二年二月二十八日の津波による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成22年2月28日の津波	岩手・宮城					○※2										
平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線	岐阜・広島・佐賀		○	○												○
平成二十二年九月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による神奈川県足柄上郡山北町及び静岡県駿東郡小山町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第9号	神奈川・静岡		●													●
平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	豪雨	鹿児島	●	●													●
東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	東日本大震災	青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木・千葉・新潟・長野	○	○	○		○※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成22年等局激	—	●	●													●
平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第6号	三重県・和歌山県・高知県	●	●													●
平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成23年7月新潟・福島豪雨	新潟県・福島県	○	○				●	○					○	○		
平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第12号	三重県・奈良県・和歌山県	○	○	○			●	○	○	○	○	○	○	○		
平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第15号	福島県・岐阜県・兵庫県		○	○												○
平成二十三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成23年等局激	—	●	●													●
平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線・台風第4号	福岡県・熊本県・大分県	○	○	○			●	○	○	○	○	○	○	○		
平成二十四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成24年等局激	—	●	●													●
平成十二年から平成二十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 ※3	三宅島火山現象	東京都三宅村	●	●				●									●

「○」は本激、「●」は局激

本激：地域を指定せず、災害そのものを指定

局激：市町村単位で災害を指定

※1 公共土木施設等に係るものについては局激

※2 第3号に係る部分に限る

※3 平成12年に噴火が始まり、平成15年3月に局地激甚災害に指定したが、災害が継続しているため、毎年、災害期間を1年ずつ延長

(注) 表中の適用措置は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に規定する次の措置

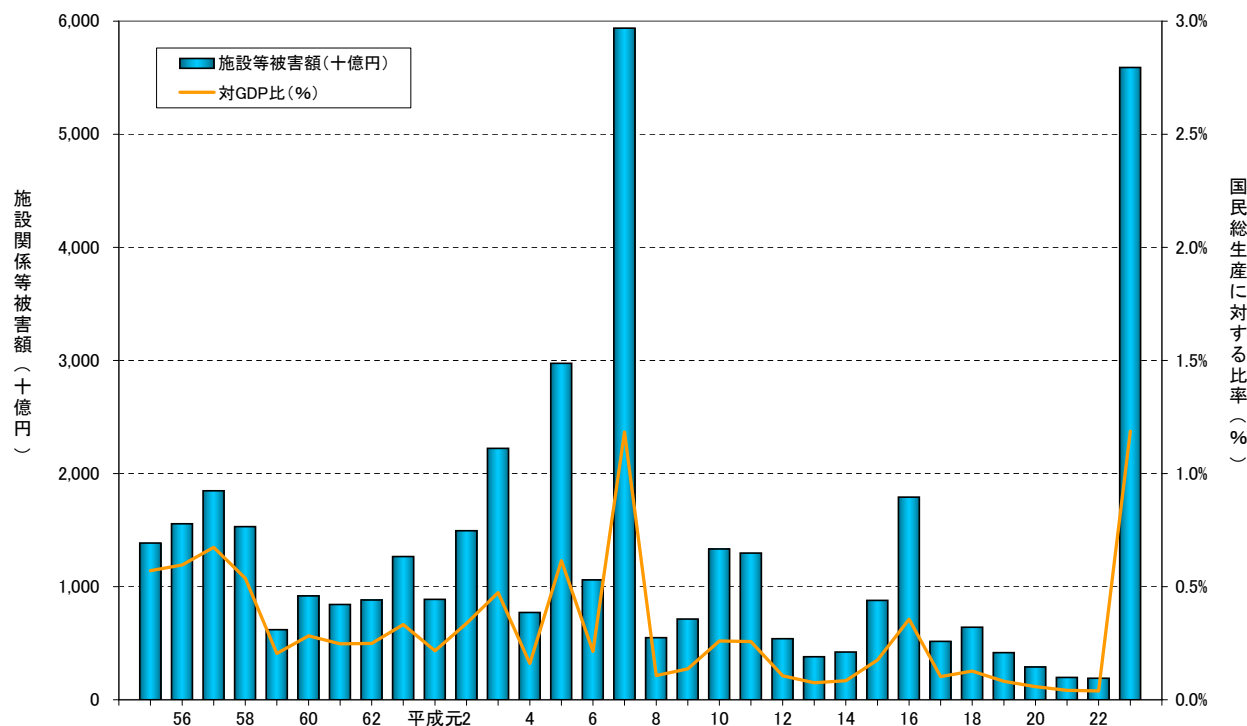
- 3, 4条 = 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 5条 = 農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- 6条 = 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 7条3号 = 水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助
- 11条の2 = 森林災害復旧事業に対する補助
- 12, 13条 = 中小企業に関する特別の助成
- 16条 = 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 17条 = 私立学校施設災害復旧事業等に対する補助
- 19条 = 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 24条 = 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

その他

- 8条 = 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の適用
- 9条 = 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 10条 = 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- 11条 = 共同利用小型漁船の建造費の補助
- 14条 = 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 20条 = 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- 22条 = 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- 25条 = 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

出典：内閣府資料

附属資料32 施設関係等被害額及び同被害額の国民総生産に対する比率の推移



出典：内閣府資料

附属資料33 平成23年発生災害による災害別施設関係等被害額

区分	台風 (百万)	豪雨 (百万)	地震 (百万)	豪雪 (百万)	その他 (百万)	合計 (百万)	備考
公共土木施設関係	221,774	104,214	2,848,129	34	11,211	3,185,362	河川，治山施設，港湾等
農林水産業関係	200,708	104,164	1,311,762	1,172	7,099	1,624,905	農地，農業用施設，林道， 漁業用施設，農林水産物等
文教施設等関係	3,886	259	82,689	24	48	86,905	学校施設，文化財等
厚生施設関係	5,259	1,378	486,458	0	2	493,096	社会福祉施設，水道施設等
その他の施設関係	4,256	85,125	109,719	143	229	199,472	自然公園，電信電話，都市施設等
合計	435,882	295,139	4,838,758	1,372	18,589	5,589,739	

(注) 単位未満四捨五入のため，合計と一致しないところがある。

出典：内閣府資料

【幼稚園教育要領（抄）】

第2章 ねらい及び内容

健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

2 内容

(10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

2 特に留意する事項

(1) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。

【小学校学習指導要領（抄）】

第2章 各教科

第2節 社会

第2 各学年の目標及び内容

〔第3学年及び第4学年〕

2 内容

(4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。

ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。

イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(4)の「災害」については、火災、風水害、地震などの中から選択して取り上げ、「事故の防止」については、交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。

〔第5学年〕

2 内容

(1) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。

エ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止

(4) 我が国の情報産業や情報化した社会の様子について、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。

イ 情報化した社会の様子と国民生活とのかわり

3 内容の取扱い

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イについては、情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育、福祉、医療、防災などの中から選択して取り上げること。

〔第6学年〕

2 内容

(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。

第4節 理科

第2 各学年の目標及び内容

〔第5学年〕

2 内容

B 生命・地球

(3) 流水の働き

地面を流れる水や川の様子を観察し、流れる水の速さや量による働きの違いを調べ、**流れる水の働きと土地の変化の関係についての考えをもつ**ことができるようにする。

ウ 雨の降り方によって、流れる水の速さや水の量が変わり、**増水により土の様子が大きく変化する**場合があること。

(4) 天気の変化

1日の雲の様子を観測したり、映像などの情報を活用したりして、雲の動きなどを調べ、**天気の変化の仕方についての考えをもつ**ことができるようにする。

ア **雲の量や動きは、天気の変化と関係がある**こと。

イ 天気の変化は、映像などの**気象情報を用いて予想できる**こと。

3 内容の取扱い

(4) 内容の「B生命・地球」の(4)のイについては、**台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係についても触れる**ものとする。

〔第6学年〕

2 内容

B 生命・地球

(4) 土地のつくりと変化

土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりや土地のでき方を調べ、**土地のつくりと変化についての考えをもつ**ことができるようにする。

ウ 土地は、**火山の噴火や地震によって変化する**こと。

第5節 生活

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕

1 目標

(1) 自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などのかかわりに関心を持ち、地域のよさに気付き、愛着をもつことができるようにするとともに、**集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切な行動ができる**ようにする。

2 内容

(1) 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、**通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心を持ち、安全な登下校ができる**ようにする。

第6章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

2 内容

〔共通事項〕

(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全
カ **心身ともに健康で安全な生活態度の形成**

〔学校行事〕

2 内容

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、**安全な行動や規律ある集団行動の体得**、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

【中学校学習指導要領（抄）】

第2章 各教科

第2節 社会

第2 各分野の目標及び内容

〔地理的分野〕

2 内容

(2) 日本の様々な地域

イ 世界と比べた日本の地域的特色

世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げ、我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。

(ア) 自然環境

世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、**自然災害と防災への努力を取り上げ**、日本の自然環境に関する特色を大観させる。

ウ 日本の諸地域

日本を幾つかの地域に区分し、それぞれの地域について、以下の(ア)から(キ)で示した考察の仕方を基にして、地域的特色をとらえさせる。

(ア) 自然環境を中核とした考察

地域の地形や気候などの自然環境に関

する特色ある事象を中核として、それを人々の生活や産業などと関連付け、自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、**地域の自然災害に応じた防災対策が大切であること**などについて考える。

エ 身近な地域の調査

身近な地域における諸事象を取り上げ、観察や調査などの活動を行い、**生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見だし**、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養うとともに、市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方や発表の方法の基礎を身に付けさせる。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イの(ア)から(エ)で示した日本の地域的特色については、指導に当たって内容の(1)の学習成果を生かすとともに、**日本の諸地域の特色について理解を深めるための基本的な事柄で構成すること。**

ウ ウについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 地域区分については、指導の観点や**学校所在地の事情などを考慮**して適切に決めること。

(イ) 指導に当たっては、**地域の特色ある事象や事柄を中核として、それを他の事象と有機的に関連付けて、地域的特色を追究する**ようにすること。

(ウ) (ア)から(キ)の考察の仕方については、学習する地域ごとに一つ選択すること。また、ウの学習全体を通してすべて取り扱うこと。

エ エについては、**学校所在地の事情を踏まえて観察や調査を指導計画に位置付け実施すること。**その際、縮尺の大きな地図や統計その他の資料に親しませ、それらの活用の技能を高めるようにすること。また、観察や調査の結果をまとめる際には、地図を有効に活用して事象を説明したり、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容の(2)のウの中の**学校所在地を含む地域の学習と結び付けて扱ってもよいこと。**

第4節 理科

第2 各分野の目標及び内容

[第2分野]

2 内容

(2) 大地の成り立ちと変化

大地の活動の様子や身近な岩石、地層、地形などの観察を通して、地表に見られる様々な事物・現象を大地の変化と関連付けて理解させ、大地の変化についての認識を深める。

ア 火山と地震

(イ) 地震の伝わり方と地球内部の働き

地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。

ウ 日本の気象

(ア) 日本の天気の特徴

天気図や気象衛星画像などから、**日本の天気の特徴を気団と関連付けてとらえること。**

(イ) 大気動きと海洋の影響

気象衛星画像や調査記録などから、日本の気象を**日本付近の大気動きや海洋の影響に関連付けてとらえること。**

(7) 自然と人間

イ 自然の恵みと災害

(ア) 自然の恵みと災害

自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。

3 内容の取扱い

(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ アの(イ)については、**地震の現象面を中心に取り扱い、初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。**また、「**地球内部の働き**」については、**日本付近のプレートの動きを扱うこと。**

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ ウの(イ)については、**地球を取り巻く大気動きにも触れること。**また、地球の大きさや大気の厚さにも触れること。

(8) 内容の(7)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ イの(ア)については、**地球規模でのプレートの動きも扱うこと。**また、「**災害**」

については、記録や資料などを用いて調べ、地域の災害について触れること。

第7節 保健体育

第2 各分野の目標及び内容

〔保健分野〕

2 内容

(3) 傷害の防止について理解を深めることができるようにする。

ア 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかかわって発生すること。

ウ 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。

第8節 技術・家庭（家庭分野）

第2 各分野の目標及び内容

2 内容

C 衣生活・住生活と自立

(2) 住居の機能と住まい方について、次の事項を指導する。

イ 家族の安全を考えた室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫できること。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

2 内容

(2) 適応と成長及び健康安全

キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

〔学校行事〕

2 内容

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

【高等学校学習指導要領（抄）】

第2章 各学科に共通する各教科

第2節 地理歴史

第2 世界史B

2 内容

(1) 世界史への扉

ア 自然環境と人類のかかわり

自然環境と人類のかかわりについて、生業や暮らし、交通手段、資源、災害などから適切な歴史的事例を取り上げて考察させ、世界史学習における地理的視点の重要性に気付かせる。

第5 地理A

2 内容

(2) 生活圏の諸課題の地理的考察

イ 自然環境と防災

我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させるとともに、国内にみられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることなどについて考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

(ウ) イについては、日本では様々な自然災害が多発することから、早くから自然災害への対応に努めてきたことなどを具体例を通して取り扱うこと。その際、地形図やハザードマップなどの主題図の読図など、日常生活と結び付いた地理的技能を身に付けさせるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること。

第5節 理科

第1 科学と人間生活

2 内容

(2) 人間生活の中の科学

エ 宇宙や地球の科学

(イ) 身近な自然景観と自然災害

身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、太陽の放射エネルギーによる作用や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて理解すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

オ（中略）(イ)については、地域の自然景観、その変化と自然災害に関して、観察、実験などを中心に扱うこと。その際、自然景観が長い時間の中で変化してできたことにも触れること。「自然景観の成り立ち」については、流水の作用、地震や火山活動

と関連付けて扱うこと。「自然災害」については、防災にも触れること。

第8 地学基礎

2 内容

(2) 変動する地球

エ 地球の環境

(イ) 日本の自然環境

日本の自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活とのかかわりについて考察すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ (中略) (イ) の「恩恵や災害」については、日本に見られる季節の気象現象、地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また、自然災害の予測や防災にも触れること。

第9 地学

2 内容

(2) 地球の活動と歴史

イ 地球の歴史

(ア) 地表の変化

風化、侵食、運搬及び堆積の諸作用による地形の形成について理解すること。

(3) 地球の大気と海洋

ア 大気の構造と運動

(イ) 大気の運動と気象

大循環と対流による現象及び日本や世界の気象の特徴を理解すること。

イ 海洋と海水の運動

(イ) 海水の運動

海水の運動や循環及び海洋と大気の相互作用について理解すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ (中略) イの(ア)については、段丘や海底堆積物も扱うこと。

ウ (中略) (イ) の「大循環」による現象については、偏西風波動と地上の高気圧・低気圧との関係も扱うこと。「対流」による現象については、大気の安定・不安定にも触れること。「日本や世界の気象の特徴」については、人工衛星などから得られる情報も活用し、大気の大循環と関連させて扱うこと。また、気象災害にも触れること。

(中略) (イ) の「海水の運動や循環」については、波浪や潮汐も扱うこと。「海洋と大気の相互作用」については、地球上の水の分布と循環にも触れること。

第6節 保健体育

第2 保健

2 内容

(1) 現代社会と健康

エ 交通安全

交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備などがかわること。また、交通事故には責任や補償問題が生じること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(1)のエについては、二輪車及び自動車を中心に上げるものとする。

また、自然災害などによる障害の防止についても、必要に応じ関連付けて扱うよう配慮するものとする。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕

2 内容

(2) 適応と成長及び健康安全

ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

〔学校行事〕

2 内容

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

出典：文部科学省資料

附属資料35 1900年以降の主な自然災害の状況（世界）

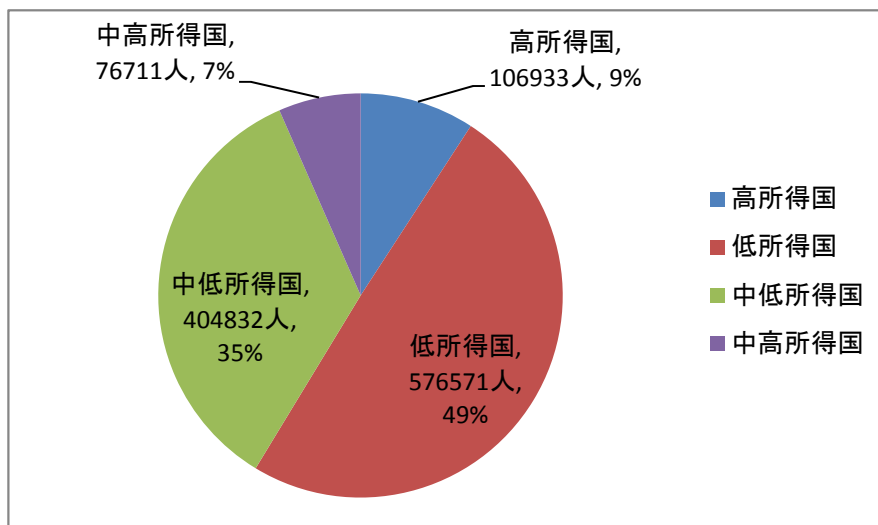
年	災害の種類	国名（地域名）	死者・行方不明者数 （概数）
1900	ハリケーン	米国, テキサス	6,000
1902	火山噴火	マルティニク（西インド, プレー山）	29,000
1902	火山噴火	グアテマラ, サンタマリア火山	6,000
1906	台風／津波	香港	50,000
1906	地震	台湾	6,000
1906	地震／火災	米国, サンフランシスコ	1,500
1908	地震	イタリア, シシリー	75,000
1911	火山噴火	フィリピン, タール火山	1,300
1915	地震	イタリア, 中部	30,000
1916	地すべり	イタリア, オーストリア	10,000
1919	火山噴火	インドネシア, クルー火山	5,200
1920	地震／地すべり	中国, 甘肅省	200,000
1923	地震／火災	日本, 関東	143,000
1927	地震	日本, 北丹後	2,930
1928	ハリケーン／洪水	米国, フロリダ	2,000
1930	火山噴火	インドネシア, メラピ火山	1,400
1932	地震	中国, 甘肅省	70,000
1933	津波	日本, 三陸	3,000
1935	地震	インド, バルチスタン	60,000
1939	地震／津波	チリ	30,000
1943	地震	日本, 鳥取	1,083
1944	地震	日本, 東南海	1,200
1945	地震	日本, 愛知	2,300
1945	台風	日本, 西日本	3,700
1946	地震／津波	日本, 南海	1,400
1947	台風	日本, 東北以北	1,900
1948	地震	日本, 福井	3,900
1948	地震	トルクメニスタン（旧ソ連）	100,000
1949	洪水	中国	57,000
1949	地震／地すべり	タジキスタン共和国（旧ソ連）	20,000
1951	火山噴火	バプアニューギニア, ラミントン山	2,900
1953	洪水	日本, 九州	1,000
1953	洪水	日本, 本州	1,100
1953	洪水	北海沿岸	1,800
1954	台風	日本	1,700
1954	洪水	中国	40,000
1965	サイクロン	バングラデシュ	57,000
1968	地震	イラン, 北西部	12,000
1970	地震／地すべり	ベルー, 北部	70,000
1970	サイクロン	バングラデシュ	500,000
1971	サイクロン	インド・オリッサ	10,000
1976	地震	中国, 天津～唐山	250,000
1976	地震	グアテマラ	24,000

年	災害の種類	国名(地域名)	死者・行方不明者数 (概数)
1977	サイクロン	インド, アンドラ・プラデシュ州	20,000
1978	地震	イラン, 北東部	25,000
1982	火山噴火	メキシコ, エルチチョン火山	17,000
1985	サイクロン	バングラデシュ	10,000
1985	地震	メキシコ, メキシコ市	10,000
1985	火山噴火	コロンビア, ネバド・デル・ルイス火山	22,000
1986	有毒ガス	カメルーン西部, ニオス湖	1,700
1986	地震	エルサルバドル, サンサルバドル市	1,000
1987	地震	エクアドル北西部	5000
1987	洪水	バングラデシュ	1,000
1988	地震	インド, ネパール	1,000
1988	地震	中国, 雲南省	1,000
1988	洪水	バングラデシュ	2,000
1988	地震	アルメニア共和国 (旧ソ連)	25,000
1989	洪水/地すべり	中国, 四川省他	2,000
1989	洪水	インド	1,000
1990	地震	イラン	41,000
1990	地震	フィリピン	2,000
1991	サイクロン	バングラデシュ	140,000
1991	洪水	中国, 江蘇省他	1,900
1991	台風	フィリピン	6,000
1992	洪水	パキスタン	1,300
1992	地震/津波	インドネシア	2,100
1993	洪水	インド	1,200
1993	洪水	ネパール	1,800
1993	地震	インド	9,800
1994	台風・洪水	中国南部6省	1,000
1994	豪雨・洪水	インド	2,000
1994	熱帯性暴風	ハイチ	1,100
1995	地震	日本	6,300
1995	洪水	中国	1,200
1995	地震	ロシア	1,800
1996	洪水/台風	中国南部7省, 北部及び北西部5省	2,800
1996	熱帯性暴風雨/洪水	ベトナム	1,000
1997	地震	イラン	1,600
1997	洪水	インド	1,400
1997	洪水	ソマリア	2,000
1997	台風	ベトナム	3,700
1998	地震	アフガニスタン	2,300
1998	洪水	中国	3,700
1998	地震	アフガニスタン	4,700
1998	洪水/地すべり	インド	3,000
1998	サイクロン	インド	2,900
1998	洪水	バングラデシュ	1,000
1998	津波	パプアニューギニア	2,600

年	災害の種類	国名（地域名）	死者・行方不明者数 （概数）
1998	ハリケーン	ニカラグア	3,300
1998	ハリケーン	ホンジュラス	13,700
1999	地震	コロンビア	1,200
1999	地震	トルコ	15,500
1999	地震	台湾	2,300
1999	サイクロン	インド	9,500
2000	洪水	ベネズエラ	30,000
2001	地震	インド	20,000
2001	地震	エルサルバドル	1,200
2003	地震	アルジェリア	2,300
2003	地震	イラン	26,800
2004	洪水	ハイチ	2,700
2004	ハリケーン	米国, ジャマイカ, プエルトリコ, ハイチ	3,000
2004	地震・津波	スリランカ, インドネシア, モルディブ, インド, タイ, マレーシア, ミャンマー, セイシェル, ソマリア, タンザニア, バングラデシュ, ケニア	226,000以上
2005	洪水／地すべり	インド	1,500
2005	ハリケーン	米国	5,300
2005	暴風雨	インド, バングラデシュ	4,000
2005	ハリケーン／洪水	グアテマラ, エルサルバドル, メキシコ, コスタリカ, ニカラグア	1,600
2005	地震	パキスタン, インド, アフガニスタン	75,000
2006	地すべり	フィリピン	1,100
2006	地震／火山噴火	インドネシア	5,800
2006	台風	フィリピン	1,500
2007	大雨, 洪水	インド	1,800
2007	サイクロン	バングラデシュ	4,200
2008	サイクロン	ミャンマー	138,400
2008	地震	中国	87,500
2008	洪水	インド	2,700
2009	地震	インドネシア	1,200
2009	洪水	インド	1,200
2010	地震	ハイチ	222,600
2010	地震	中国	3,000
2010	洪水	パキスタン	2,000
2010	豪雨・土石流	中国	1,800
2011	地震・津波	日本	19,000
2011	台風	フィリピン	1,400
2012	台風	フィリピン	1,900

出典：「EM-DAT: The OFDA/CRED International Disaster Database - www.emdat.net - Université catholique de Louvain - Brussels - Belgium.」（2012年4月12日現在）

附属資料36 国の1人あたり平均所得別自然災害による死者数の割合（2000～2011年）



出典：被害額：CRED-EMDAT（ルーベンカトリック大学・ベルギー）
所得分類：世界銀行

附属資料37 近年の自然災害による被災額のGDP比が大きい事例

国名	年	災害種別	被害額	被災年GDP	被害額/GDP (%)
			(10億ドル)	(10億ドル)	
ガイアナ	2005	洪水	0.47	0.79	59%
ガイアナ	2006	洪水	0.17	0.82	21%
オマーン	2007	サイクロン	3.90	36.8	11%
タジキスタン	2008	異常気温	0.84	3.72	23%
ハイチ	2010	地震	8.00	6.48	123%
タイ	2011	洪水	40.00	318.52	13%
サモア	2012	サイクロン	0.13	0.64	20%

GDPは災害発生年前年の値を使用。
出典：CRED, 世界銀行, アジア防災センター資料をもとに内閣府作成

附属資料38 技術協力プロジェクト事業における防災関係の事例（2012年度）

国名	協力年度	事業名	協力概要
インドネシア	2009-2012	インドネシアにおける地震火山の総合防災策（科学技術協力）	地震・津波、火山噴火の予測に関する基礎的研究、及び災害に強い社会を作るためのハード・ソフト両面の対策について研究し成果の社会での実践・適用を目指す。
インドネシア	2010-2013	ジャカルタ首都圏総合治水能力向上プロジェクト	人口2400万人を有するジャカルタ首都圏は急速に都市化が進展しており、無秩序な開発によるチリウン川流域の流出増加による洪水頻度が増加している。これに対して、我が国の都市河川でも実施されている「総合治水」による流域全体の洪水被害の軽減を支援する。
インドネシア	2011-2015	国家防災庁及び地方防災局の災害管理能力強化プロジェクト	同国の防災を担う国家防災庁を中核として、対象地域の州・県・市レベルの地方防災局の地域防災計画や標準対応要領（SOP）等の策定を通じて、災害対応能力の強化を支援する。
フィリピン	2012-2015	災害リスク低減・管理能力向上プロジェクト	同国の災害リスク軽減・管理法及び国家防災計画に基づいて、防災を担う中核機関である市民防衛局を軸にフィリピンの災害対応能力強化を支援する。
フィリピン	2010-2015	地震・火山監視能力強化と防災情報の利活用推進プロジェクト（科学技術協力）	地震・火山の分野で最新の観測・監視システムを導入し、観測・分析能力の向上を支援するとともに、地震や火山に関する精度の高い観測データを発信し防災対策の強化に寄与する。また、津波予測システムの構築も支援する。
タイ	2010-2014	防災能力向上プロジェクト（フェーズ2）	タイの中央政府および災害リスクの高い地域のコミュニティレベルにおける防災行政体制の構築支援と、学校における防災教育の促進を目的とした技術支援を行う。
マレーシア	2011-2016	マレーシアにおける地すべり災害及び水害による被害低減に関する研究プロジェクト（科学技術協力）	マレーシアにおける災害管理プログラムの実施促進のために、リモートセンシングを用いて地表環境を観測し、地すべりおよび洪水災害に関する総合的なデータベースを含む高度な災害リスク管理システムの試行版作成のための研究を実施する。
ベトナム	2011-2016	ベトナムにおける幹線交通網沿いの斜面災害危険度評価技術の開発と教育（科学技術協力）	ベトナムの山岳地域では、脆弱な地盤、熱帯強風化、熱帯モンスーンなどの要因により斜面災害が多発しており、北部・南部をつなぐ基幹道路及び山岳域の住民の安全確保のため斜面災害危険度評価技術の開発と、早期警戒、土地利用、人材育成を含む地すべり災害軽減対策技術の構築を行う。
ラオス	2010-2014	河岸侵食対策技術プロジェクト（フェーズ2）	フェーズ1で実施した首都ビエンチャンでの河川伝統工法による河岸侵食対策技術をラオス全国に普及展開させるため、地方3県にて低コストかつ環境負荷の少ない粗朶沈床工のパイロット施工等を通して人材育成を行う。
ミャンマー	2013-2017	自然災害早期警報システム構築プロジェクト	ミャンマーにおける自然災害の早期警報システムの構築と、対象地域において同システムを機能させるために中央・地方政府機関に対する人材育成や避難活動等の住民啓発活動を行い、他の地域への展開計画を作成する。
スリランカ	2010-2012	気候変動に対応した防災能力強化プロジェクト	スリランカの災害観測・予報活動から対象地域住民の防災活動、避難行動に至る防災体制モデルの確立を支援する。
中国	2009-2012	日中協力地震緊急救援能力強化計画プロジェクト	中国地震局の研修機関である地震応急救援センター教官の「行政官の地震対応能力強化」と「救助隊員の救助技術能力強化」のための指導能力向上に向けた技術支援を行う。
フィジー・ソロモン	2010-2013	大洋州地域コミュニティ防災能力強化プロジェクト	洪水発生前の適切な予警報発出を行うための体制づくりを支援し、合わせてコミュニティレベルでの避難訓練等を通じた防災能力強化を行い、洪水時に適切に避難が実施できる体制を確立する。
ツバル	2010-2013	海面上昇に対するツバル国の生態工学的維持（科学技術協力）	島の形成・維持メカニズムの生態工学的観点から解明を行い、同メカニズムを考慮した長期的な視点に立った海岸保全政策作りの支援を行う。

国名	協力年度	事業名	協力概要
ケニア	2011-2014	洪水に脆弱な地域における効果的な洪水管理のための能力開発プロジェクト	開発調査、環境無償プロジェクトによる先行事例の全国展開に向けて3つのパイロットサイトでの構造物、非構造物対策の実践によるコミュニティ、行政府の洪水能力の強化を図るもの。
ペルー	2010-2015	ペルーにおける地震・津波減災技術の向上プロジェクト（科学技術協力）	ペルー沿岸の海溝型巨大地震による地震動・津波予測シミュレーションの開発を通じた被害予測とそれに基づく減災施策と技術の開発・策定することを目標とする。
トルコ	2013-2018	マルマラ地域における地震・津波防災および防災教育（科学技術協力）	地震発生リスクが高まっているマルマラ地域における地震発生予測と被害予測の高度化のための観測システムの開発とそれによる被害軽減を目標とする。
トルコ	2013-2017	リスク評価に基づく効果的な災害リスクのための能力開発プロジェクト	災害リスク評価ガイドライン（地震、地滑り、津波）の作成支援と同ガイドラインを用いてパイロット県において防災・減災計画を作成し、効果的な防災体制の構築を図る。
イラン	2012-2015	テヘラン地震災害軽減プロジェクト	地震リスクの高いイランにおいて、首都テヘラン市周辺地域を対象として、道路防災、市民啓発、早期警報の3分野における技術支援を行い、地震防災対応能力の向上を図る。
エルサルバドル	2011-2014	公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト	災害リスクの高いエルサルバドルにおいて、公共事業省内に新設されたリスク管理戦略局に対し、適切な公共インフラ強化事業の推進体制、自然災害発生時の被害調査・緊急復旧作業実施体制、エルサルバドル国内での技術者育成体制の構築・整備を図る。
モーリシャス	2012-2014	地すべり対策プロジェクト	同国は、近年は人口の増加や都市の拡大に伴い傾斜地の家屋・住民が増える傾向にあり、地すべりが発生する度に深刻な被害が発生している。モーリシャス本島の地すべり地を対象に現状・課題を分析すると共に、実証事業により対策を実施する。
モーリシャス	2012-2015	海岸保全・再生に関する能力向上プロジェクト	同国は、気候変動の影響に脆弱な島嶼国であり、狭い国土を海岸部における侵食および浸水から守る必要性が高く、観光業や沿岸部の住民において大きな課題となっている。優先海岸における現状・課題を調査・分析すると共に、実証事業により対策を実施する。
ニカラグア	2010-2013	地震に強い居住建設技術改善プロジェクト	同国は、地震多発国であるが、被害が拡大してしまう主要因の一つに建物の耐震性能が低いことが挙げられる。日本の技術移転により現地で調達可能な資材を用いた建物の耐震に向けた基礎実験を実施している。
トルコ	2011-2014	防災教育プロジェクト	北アナトリア断層は、巨大地震の可能性を孕んでおりマルマラ海近県は被災リスクが高い。技術協力で学校教員の防災教育能力向上を支援し、地震災害に関する基礎知識の習熟に加え学校における災害時の一次対応を強化する。
ブラジル	2013-2017	統合自然災害リスク管理国家戦略強化プロジェクト	近年急激に発展している同国では、土地不正利用による災害危険地域への居住が拡大している。技術移転により、リスク評価を行い、地すべり対策を中心に土地利用規制等を整備し、今後の発展における被災リスクの軽減を目指す。
中米地域	2007-2012	中米広域防災能力向上プロジェクト"BOSAI"	多様な自然災害のリスクを抱える中米6カ国において、対象コミュニティ及び自治体の防災能力強化の向上及び各国防災関連機関・中米防災センター事務局のコミュニティ防災を推進する能力（防災イベント支援等）の向上を図る。

出典：独立行政法人国際協力機構（JICA）

附属資料 39 国際緊急援助隊の派遣及び緊急援助物資供与の実績

国際緊急援助隊の派遣及び緊急援助物資供与の実績 (1)

単位：回

年度	緊急援助物資の供与 (民間援助物資の 輸送を含む)	救助チームの派遣	医療チームの派遣	専門家チームの派遣	自衛隊部隊の派遣
62	3	0	0	2	
63	12	0	4	2	
元	7	0	2	0	
2	14	2	2	2	
3	19	1	7	1	
4	19	0	1	2	0
5	18	1	1	1	0
6	14	0	0	1	0
7	16	0	0	1	0
8	24	1	1	0	0
9	19	0	0	4	0
10	30	1	4	1	1
11	22	2	5	3	1
12	11	0	3	0	1
13	9	0	0	0	0
14	22	0	0	2	0
15	15	2	2	2	1
16	29	1	8	4	2
17	19	1	3	0	2
18	15	0	1	1	1
19	22	0	0	1	0
20	23	1	2	0	0
21	14	1	3	1	2
22	15	3	2	4	2
23	19	0	0	5	0
24	17	0	0	0	0
合計	447	17	51	40	13

(注)「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の施行以降の実績。

出典：外務省資料

国際緊急援助隊の派遣及び緊急援助物資供与の実績 (2) (2012年度)

被災国名	災害名	援助決定日	援助内容
フィジー	洪水	2012年 4月 5日	発電機, 簡易水槽, 浄水器, ポリタンク
コモロ連合	洪水	2012年 5月 15日	プラスチックシート, スリーピング・パッド, ポリタンク, 発電機
イラン	地震	2012年 8月 17日	簡易トイレ・シャワー
ニジェール	洪水	2012年 9月 7日	毛布, プラスチックシート, ポリタンク
キューバ	ハリケーン	2012年 11月 7日	毛布, スリーピング・パッド
ナイジェリア	洪水	2012年 11月 8日	テント, 毛布, 浄水器
パキスタン	洪水	2012年 11月 9日	テント, 毛布, プラスチックシート
グアテマラ	地震	2012年 11月 15日	毛布, 発電機, 浄水器, 簡易水槽
ミャンマー	地震	2012年 11月 21日	毛布, スリーピング・パッド, プラスチックシート, 発電機
フィリピン	台風	2012年 12月 8日	テント, プラスチックシート, ポリタンク, スリーピング・パッド
パラオ	台風	2012年 12月 13日	ポリタンク, プラスチックシート, 毛布, 浄水器
サモア	サイクロン	2012年 12月 20日	テント, ポリタンク
フィジー	サイクロン	2012年 12月 21日	テント, ポリタンク, スリーピング・パッド, 発電機, プラスチックシート
スリランカ	洪水	2013年 1月 4日	テント, プラスチックシート, スリーピング・パッド
ヨルダン	洪水	2013年 1月 28日	テント, 毛布
モザンビーク	洪水	2013年 1月 31日	テント, プラスチックシート, 浄水器, 浄水剤, 蚊帳, 石鹼
ソロモン諸島	地震	2013年 2月 12日	毛布, ポリタンク, 浄水剤

出典：独立行政法人国際協力機構（JICA）

附属資料 40 我が国の主な被害地震（明治以降）

災 害 名		年 月 日	死者・ 行方不明者数
濃尾地震	(M8.0)	1891年（明治 24年）10月 28日	7,273人
明治三陸地震津波	(M8 $\frac{1}{4}$)	1896年（明治 29年）6月 15日	約2万2,000人
関東大地震	(M7.9)	1923年（大正 12年）9月 1日	約10万5,000人
北丹後地震	(M7.3)	1927年（昭和 2年）3月 7日	2,925人
昭和三陸地震津波	(M8.1)	1933年（昭和 8年）3月 3日	3,064人
鳥取地震	(M7.2)	1943年（昭和 18年）9月 10日	1,083人
東南海地震	(M7.9)	1944年（昭和 19年）12月 7日	1,251人
三河地震	(M6.8)	1945年（昭和 20年）1月 13日	2,306人
南海地震	(M8.0)	1946年（昭和 21年）12月 21日	1,443人
福井地震	(M7.1)	1948年（昭和 23年）6月 28日	3,769人
十勝沖地震	(M8.2)	1952年（昭和 27年）3月 4日	33人
1960年チリ地震津波	(Mw9.5)	1960年（昭和 35年）5月 23日	142人
新潟地震	(M7.5)	1964年（昭和 39年）6月 16日	26人
1968年十勝沖地震	(M7.9)	1968年（昭和 43年）5月 16日	52人
1974年伊豆半島沖地震	(M6.9)	1974年（昭和 49年）5月 9日	30人
1978年伊豆大島近海地震	(M7.0)	1978年（昭和 53年）1月 14日	25人
1978年宮城県沖地震	(M7.4)	1978年（昭和 53年）6月 12日	28人
昭和58年（1983年）日本海中部地震	(M7.7)	1983年（昭和 58年）5月 26日	104人
昭和59年（1984年）長野県西部地震	(M6.8)	1984年（昭和 59年）9月 14日	29人
平成5年（1993年）北海道南西沖地震	(M7.8)	1993年（平成 5年）7月 12日	230人
平成7年（1995年）兵庫県南部地震	(M7.3)	1995年（平成 7年）1月 17日	6,437人
平成16年（2004年）新潟県中越地震	(M6.8)	2004年（平成 16年）10月 23日	68人
平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	(M7.2)	2008年（平成 20年）6月 14日	23人
平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	(Mw9.0)	2011年（平成 23年）3月 11日	1万8,559人

注)

1. 戦前については死者・行方不明者が1,000人を超える被害地震，戦後については死者・行方不明者が20人を超える被害地震を掲載した。
2. 関東地震の死者・行方不明者数は，理科年表（2006年版）の改訂に基づき，約14万2,000人から約10万5,000人へと変更した。
3. 兵庫県南部地震の死者・行方不明者については平成17年12月22日現在の数値。いわゆる関連死を除く地震発生当日の地震動に基づく建物倒壊・火災等を直接原因とする死者は，5,521人。

出典：理科年表，消防庁資料，警察庁資料，日本被害地震総覧，緊急災害対策本部資料

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動，屋内の状況，屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが，地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には，揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が，揺れを感じる。眠っている人の中には，目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が，わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが，揺れを感じる。歩いている人の中には，揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が，目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが，揺れを感じる。眠っている人のほとんどが，目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ，棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が，倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて，揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が，恐怖を覚え，物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ，棚にある食器類，書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり，不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が，物につかまらなると歩くことが難しいなど，行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で，落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり，停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し，倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下することがある。
6強	立っていることができず，はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ，動くこともできず，飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し，倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし，飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。 傾くものや、倒れるものが多い。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者・管理者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者・管理者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

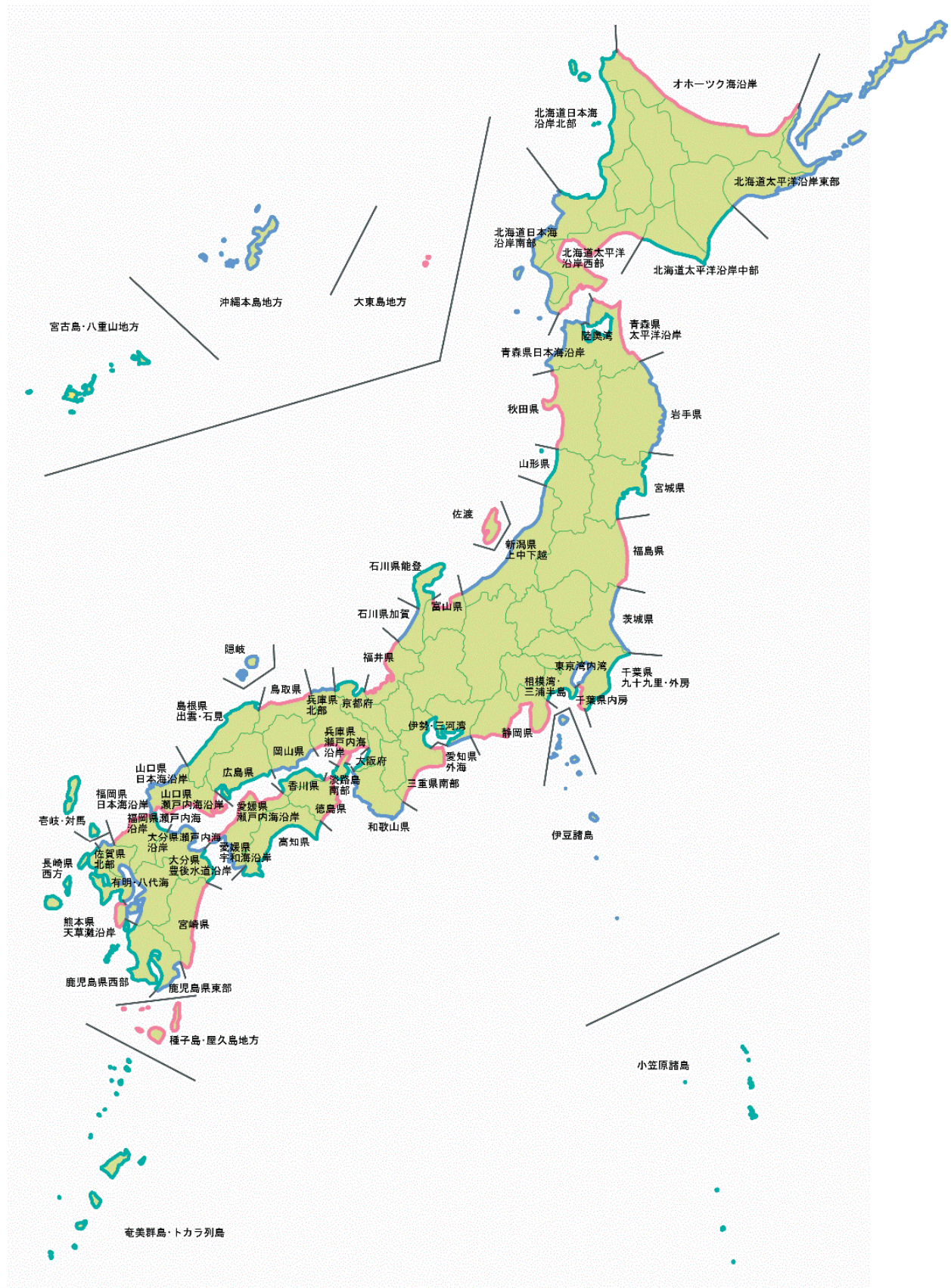
※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いので、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内容液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出ることなどがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

出典：気象庁資料



出典：気象庁資料

南海トラフで発生する地震のうち、東海地震については、近い将来に発生する可能性が高いと考えられ、また、予知体制の整備が講じられていることから、「大規模地震対策特別措置法」(昭和56年施行)に基づき、対策が講じられている(図表1)。同法では、大規模な地震による災害から、国民の生命、身体及び財産を保護するため、あらかじめ地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)の指定を行ったうえで、同地域に係る地震観測体制の強化を図るとともに、大規模な地震の地震予知情報が出された場合の地震防災体制を整備しておき、地震による被害の軽減を図ることを目的としている。

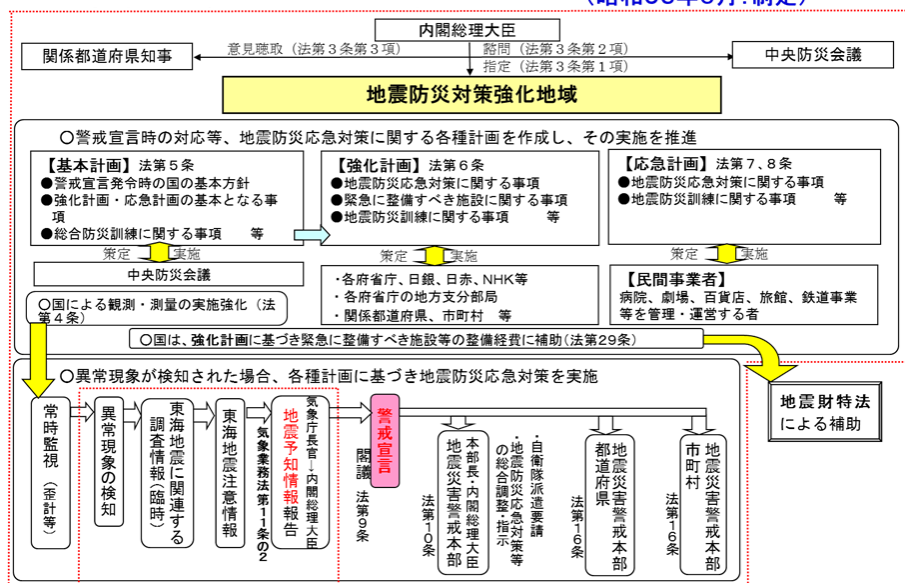
平成25年4月1日現在、東海地震に係る強化地域は8都県157市町村の区域が指定されている(図表2)。同法においては、内閣総理大臣による警戒宣言、国、地方公共団体、指定公共機関、特定の民間事業者等による強化地域に係る地震防災計画の作成等が規定されている。

また、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和55年5月公布・施行)では、強化地域における地震防災対策の推進を図るため、関係地方公共団体等が実施する地震対策緊急整備事業(地震防災強化計画に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備事業)の一部について国庫補助(負担)率の嵩上げ及び地方財政措置等の国の財政上の特別措置が講じられることとされている。同法は、昭和55年の制定後、昭和60年、平成2年、平成7年、平成12年、平成17年、平成22年に期限を延長する等の改正が行われている。

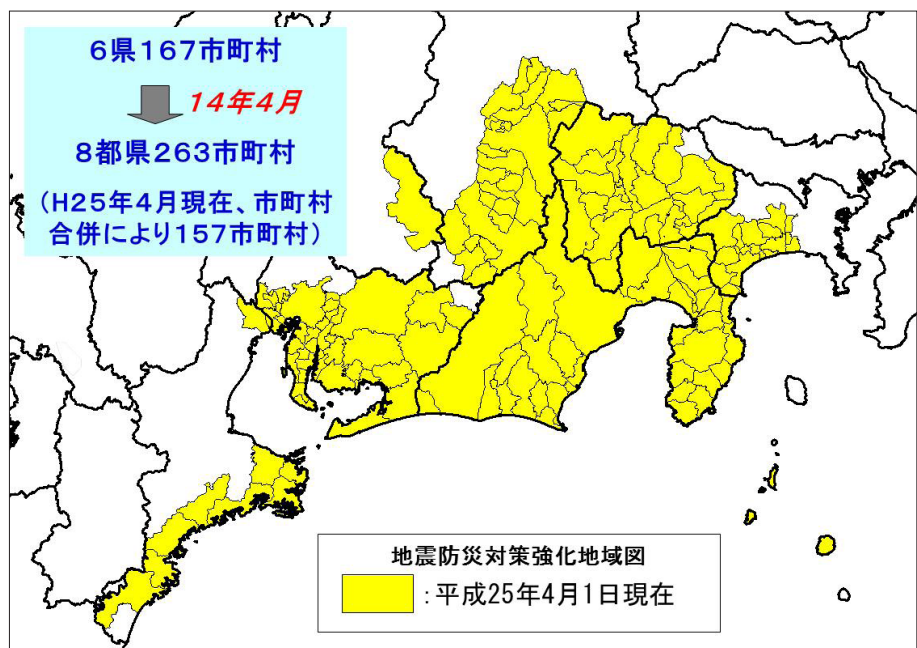
出典：内閣府資料

図表1 大規模地震対策特別措置法

(昭和53年6月:制定)



図表2 地震防災対策強化地域(東海地震)の図



附属資料 44 東海地震に係る地震防災対策強化地域（市町村一覧）

東京都	新島村，神津島村，三宅村
神奈川県	平塚市，小田原市，茅ヶ崎市，秦野市，厚木市，伊勢原市，海老名市，南足柄市，寒川町，大磯町，二宮町，中井町，大井町，松田町，山北町，開成町，箱根町，真鶴町，湯河原町
山梨県	甲府市，富士吉田市，都留市，山梨市，大月市，韮崎市，南アルプス市，北杜市，甲斐市，笛吹市，上野原市，甲州市，中央市，市川三郷町，早川町，身延町，南部町，富士川町，昭和町，道志村，西桂町，忍野村，山中湖村，鳴沢村，富士河口湖町
長野県	岡谷市，飯田市，諏訪市，伊那市，駒ヶ根市，茅野市，下諏訪町，富士見町，原村，辰野町，箕輪町，飯島町，南箕輪村，中川村，宮田村，松川町，高森町，阿南町，阿智村，下條村，天龍村，泰阜村，喬木村，豊丘村，大鹿村
岐阜県	中津川市
静岡県（全域）	静岡市，浜松市，沼津市，熱海市，三島市，富士宮市，伊東市，島田市，富士市，磐田市，焼津市，掛川市，藤枝市，御殿場市，袋井市，下田市，裾野市，湖西市，伊豆市，御前崎市，菊川市，伊豆の国市，牧之原市，東伊豆町，河津町，南伊豆町，松崎町，西伊豆町，函南町，清水町，長泉町，小山町，吉田町，川根本町，森町
愛知県	名古屋市，豊橋市，岡崎市，半田市，豊川市，津島市，碧南市，刈谷市，豊田市，安城市，西尾市，蒲郡市，常滑市，新城市，東海市，大府市，知多市，知立市，高浜市，豊明市，日進市，田原市，愛西市，弥富市，みよし市，あま市，長久手市，東郷町，大治町，蟹江町，飛鳥村，阿久比町，東浦町，南知多町，美浜町，武豊町，幸田町，設楽町，東栄町
三重県	伊勢市，桑名市，尾鷲市，鳥羽市，熊野市，志摩市，木曾岬町，大紀町，南伊勢町，紀北町

※ 平成25年4月1日現在 1都7県 157市町村

出典：内閣府資料

附属資料 45 地震対策緊急整備事業計画

(平成24年度末現在, 単位: 百万円)

区 分	昭和55～平成26年度		
	計画額 (a)	実績見込額 (b) (注1)	進捗率 (b)/(a)
1 避難地	157,275	132,345	84.1%
2 避難路	83,628	77,487	92.7%
3 消防用施設	129,332	115,829	89.6%
4 緊急輸送路	756,712	606,193	80.1%
4-1 緊急輸送道路	654,693	516,882	79.0%
4-2 緊急輸送港湾	63,571	58,444	91.9%
4-3 緊急輸送漁港	38,448	30,867	80.3%
5 通信施設	19,867	17,063	85.9%
6 公的医療機関	54,012	54,012	100.0%
7 社会福祉施設	57,640	55,161	95.7%
8 公立小・中学校	430,868	410,096	95.2%
9 津波対策	158,868	126,382	79.6%
9-1 河川管理施設	56,860	44,146	77.6%
9-2 海岸保全施設	102,008	82,236	80.6%
10 山崩れ対策	474,627	419,637	88.4%
10-1 砂防設備	80,243	68,518	85.4%
10-2 保安施設	143,988	127,845	88.8%
10-3 地すべり施設	76,804	71,293	92.8%
10-4 急傾斜地施設	156,598	138,039	88.1%
10-5 ため池	16,994	13,943	82.0%
合 計	2,322,829	2,014,205	86.7%

(注1) 地震対策緊急整備事業計画(昭和55年度～平成26年度)の内容は、平成24年度末現在のものである。また、実績見込額は、昭和55年度～平成21年度分については実績額、平成22、23年度分については実績見込額によって算出している。

(注2) 各事業費には、もっぱら地震防災のみを目的とした事業だけでなく、他の政策目的ではあるが地震防災政策上有効な事業全体の事業費を計上しているものもあり、もっぱら防災対策のみの事業費を計上したものではない。

出典: 内閣府資料

附属資料46 地震防災緊急事業五箇年計画の概算事業量等

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成7年7月に「地震防災対策特別措置法」が施行され、この法律により、都道府県知事は、著しい地震災害が生じるおそれがあるおそれがある地区について、「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができることとなり、同計画に基づき事業の一部については、国庫補助率の嵩上げ措置を受けられることになる。

これらにわたり同計画が都道府県知事により作成され、地震防災緊急事業が実施されてきた。同計画は、地震防災上緊急に整備すべき29施設等に関して作成される5か年間の計画であり、作成しようとするときは関係市町村の意見を聴いた上で、内閣総理大臣の同意を受けることとされている。4次にわたる計画における事業量等の概算は、以下の表のとおり。

区 分	第1次五箇年計画(平成8～12年度)				第2次五箇年計画(平成13～17年度)				第3次五箇年計画(平成18～22年度)				第4次五箇年計画(平成23～27年度)				
	計画額 (a)	実績額 (b)	進捗率 (b)/(a)		計画額 (c)	実績額 (d)	進捗率 (e)/(d)		計画額 (f)	実績額 (g)	進捗率 (h)/(g)		計画額 (i)	実績額 (h)	進捗率 (h)/(g)	備考	
1号 避難地	1,462,542	959,276	65.6%		3,168	931,413	54.3%		2,515	488,257	400,283	82.0%	1,317	284,440	58,893	20.7%	
2号 避難路	1,481,509	1,105,639	74.6%		2,601	1,188,051	900,446	75.8%	1,405	952,865	625,957	65.7%	741	1,286,426	158,103	12.3%	
3号 消防用施設	917,213	697,067	76.0%		28,153	540,784	297,301	55.0%	21,039	448,460	246,745	55.0%	19,401	639,354	53,338	8.3%	
4号 消防活動用道路	168,387	128,163	76.1%		161	119,329	92,958	77.9%	102	46,719	49,136	105.2%	54	23,394	3,514	15.0%	
5号 緊急輸送道路等	6,067,258	5,719,897	94.3%		3,920	4,998,577	4,067,023	81.4%	2,552	3,813,169	3,291,461	86.3%	2,077	2,335,269	430,755	18.4%	
5号-1 緊急輸送道路	23,900	21,017	87.9%		3,448	16,855	8,473	50.3%	2,439	9,242	6,844	74.0%	4,737	15,464	2,483	16.1%	
5号-2 緊急輸送交通管制施設	6,327	2,094	33.1%		1	550	387	70.4%	0	0	0	-	2	117	28	23.9%	
5号-3 緊急輸送ヘリポート	359,671	237,940	66.2%		113	181,503	119,869	66.0%	100	198,676	136,895	68.9%	72	145,698	29,605	20.3%	
5号-4 緊急輸送港湾施設	121,734	103,481	85.0%		73	70,423	46,387	65.9%	43	47,594	41,558	87.3%	18	19,071	4,669	24.5%	
5号-5 緊急輸送漁港施設	261,385	275,928	105.6%		844	394,948	257,890	65.3%	591	259,420	175,571	67.7%	452	242,654	37,940	15.6%	
6号 共同溝等	784,899	526,548	67.1%		115	391,016	277,721	71.0%	93	239,424	150,877	63.0%	195	550,549	86,268	15.7%	
7号 医療機関	482,317	219,490	45.5%		857	280,028	176,408	63.0%	521	114,756	56,400	49.1%	631	117,378	25,678	21.9%	
8号 社会福祉施設	-	-	-		-	-	-	-	995	35,198	7,074	20.1%	1,053	49,489	3,711	7.5%	
8の2号 公立幼稚園	-	-	-		-	-	-	-	16,256	3,077,544	1,399,624	45.5%	13,354	2,242,958	408,049	18.2%	
9号 公立小中学校等	1,359,672	765,344	56.3%		5,840	1,078,849	594,777	55.1%	264	56,834	23,262	40.9%	190	39,299	6,347	16.2%	
10号 公立特別支援学校等	84,577	29,685	35.1%		114	32,094	12,070	37.6%	670	62,975	24,429	38.8%	1,268	266,747	20,464	7.7%	
11号 公的建造物	24,169	5,267	21.8%		29	2,662	1,199	45.0%	491	237,787	182,911	76.9%	601	214,293	82,683	38.6%	
12号 海岸・河川施設	235,686	187,310	79.5%		334	272,744	225,598	82.7%	423	187,407	146,044	77.9%	491	160,242	72,891	45.5%	
12号-1 海岸保全施設	140,865	109,501	77.7%		215	196,496	146,699	74.7%	68	50,380	36,867	73.2%	110	54,051	9,793	18.1%	
12号-2 河川管理施設	94,821	77,809	82.1%		119	76,248	78,899	103.5%	10,504	1,069,686	976,742	91.3%	8,746	813,202	182,090	22.4%	
13号 砂防設備等	1,729,574	1,702,042	98.4%		14,332	1,622,048	1,339,438	82.6%	2,278	436,635	409,636	93.8%	2,004	298,271	73,596	24.7%	
13号-1 砂防設備	268,151	247,050	92.1%		2,278	436,635	409,636	93.8%	5,583	330,719	263,907	79.8%	2,279	130,861	28,821	22.0%	
13号-2 保安施設	409,216	469,126	114.6%		5,583	330,719	263,907	79.8%	1,651	275,558	219,200	79.5%	842	116,280	28,339	24.4%	
13号-3 地すべり防止施設	359,433	356,531	99.2%		1,651	275,558	219,200	79.5%	3,568	446,098	356,530	79.9%	2,586	191,377	41,837	21.9%	
13号-4 急傾斜地崩壊防止施設	522,261	497,690	95.3%		1,252	133,038	90,165	67.8%	1,147	100,913	66,870	66.3%	1,035	76,413	9,497	12.4%	
13号-5 ため池	170,513	131,645	77.2%		121	81,642	40,342	49.4%	78	60,905	34,277	56.3%	72	60,710	10,768	17.7%	
14号 地域防災拠点施設	162,319	102,857	63.4%		1,702	126,944	38,693	30.5%	5,844	239,525	78,112	32.6%	6,925	173,497	13,211	7.6%	
15号 防災行政無線設備	224,276	126,236	56.3%		444	89,822	55,599	61.9%	405	142,958	72,142	50.5%	457	110,904	12,921	11.7%	
16号 飲料水施設・電源施設等	221,622	126,320	57.0%		437	10,338	5,292	51.2%	296	4,081	3,868	94.8%	430	4,477	382	8.5%	
17号 備蓄倉庫	17,763	8,028	45.2%		610	1,133	697	60.6%	515	314	262	83.4%	304	4,177	11	1.2%	
18号 応急救護設備	3,595	659	18.3%		6,960	1,725,532	916,981	53.1%	7,839	846,197	563,811	66.6%	7,238	493,595	63,123	12.8%	
19号 老朽住宅密集市街地	281,405	1,431,714	509.9%		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	18,503,368	14,117,470	76.3%		14,157,285	10,018,773	70.8%		12,197,074	8,359,916	68.5%		10,129,876	1,695,034	16.7%		

(全都道府県・平成24年度末現在。単位：百万円)

(注1) 第3次五箇年計画(平成18～22年度)の内容は、平成23年度末現在のもの。ただし、岩手県、宮城県、及び福島県については、平成22年3月末現在である。

(注2) 第4次五箇年計画(平成23～27年度)の内容は、平成24年度末現在のもの。また、実績額は平成23年度末までのものである。

(注3) 各事業費には、もっぱら地震防災のみを目的とした事業だけでなく、都市基盤整備等、他の政策目的ではあるが地震防災政策上有効な事業の全体の事業費を計上している。

(注4) 公立特別支援学校は、平成18年度までは公立盲学校、ろう学校又は養護学校である。

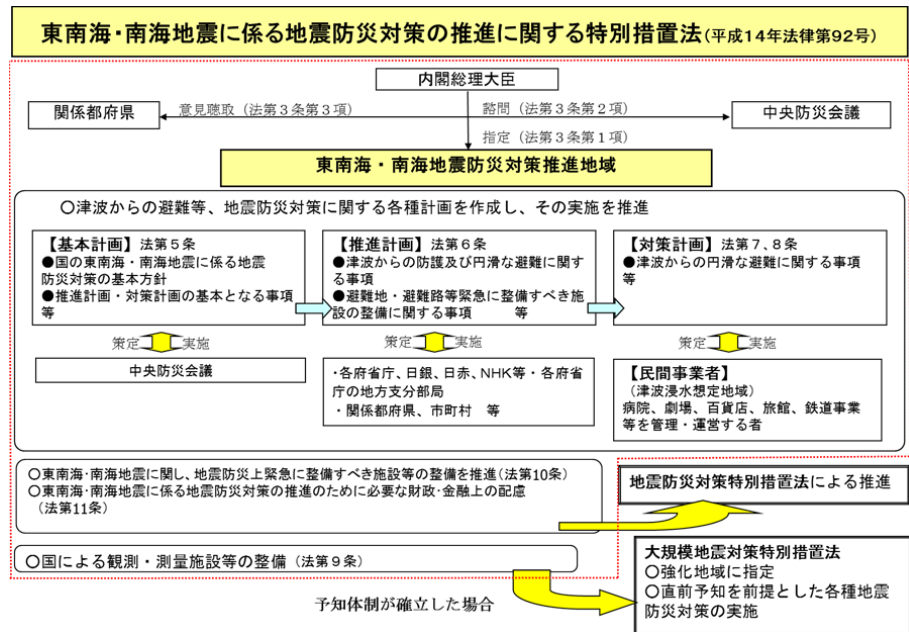
出典：内閣府資料

附属資料 47 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による東南海・南海地震対策

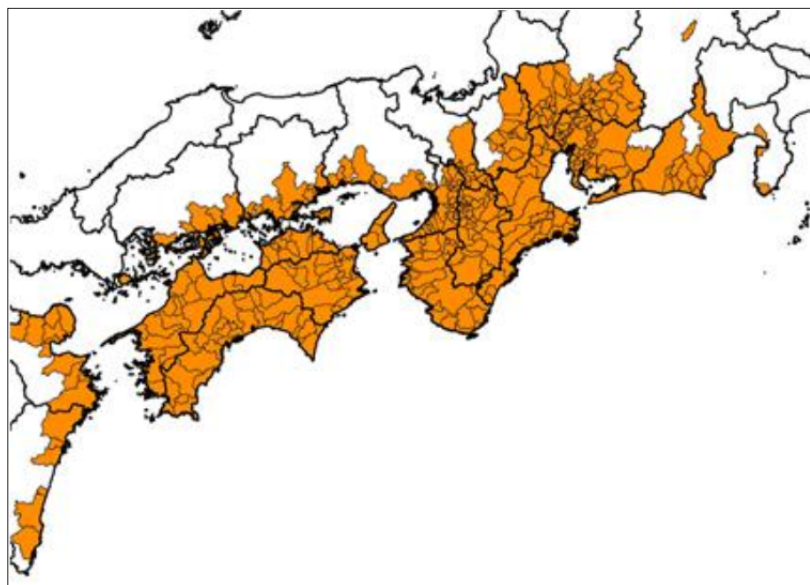
東南海・南海地震では、地震による強い揺れや津波により、極めて広域で甚大な被害が予想されることから、事前に計画的かつ着実に事前の防災対策を進める必要があるとして、議員立法により平成14年7月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、平成15年7月に施行された（図表1）。この特別措置法においては、東南海・南海地震で著しい被害が予想される地域を「東南海・南海地震防災対策推進地域」（図表2）として指定し、この推進地域内の地方公共団体、指定公共機関及び事業者等に対して津波からの避難対策等必要な防災対策に関する計画の策定を求めるとともに、国及び地方公共団体に地震防災上緊急に整備すべき施設の整備等を求めている。

また、観測施設等の整備や科学技術水準の向上により、東南海・南海地震の予知体制が確立された場合には、東南海地震と同様に大規模地震対策特別措置法を適用することとされている。

図表1 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法



図表2 東南海・南海地震防災対策推進地域



出典：内閣府資料

附属資料 48 東南海・南海地震防災対策推進地域（市町村一覧）

東京都	八丈町，小笠原村
長野県	諏訪市
岐阜県	岐阜市，大垣市，多治見市，関市，中津川市，美濃市，瑞浪市，羽島市，恵那市，美濃加茂市，土岐市，各務原市，可児市，山県市，瑞穂市，本巣市，海津市，岐南町，笠松町，養老町，垂井町，関ヶ原町，神戸町，輪之内町，安八町，揖斐川町，大野町，池田町，北方町，坂祝町，富加町，川辺町，七宗町，八百津町，白川町，東白川村，御嵩町
静岡県	静岡市，浜松市，沼津市，島田市，磐田市，焼津市，掛川市，藤枝市，袋井市，湖西市，御前崎市，菊川市，牧之原市，南伊豆町，吉田町，森町
愛知県	名古屋市，豊橋市，岡崎市，一宮市，瀬戸市，半田市，春日井市，豊川市，津島市，碧南市，刈谷市，豊田市，安城市，西尾市，蒲郡市，犬山市，常滑市，江南市，小牧市，稲沢市，新城市，東海市，大府市，知多市，知立市，尾張旭市，高浜市，岩倉市，豊明市，日進市，田原市，愛西市，清須市，北名古屋市，弥富市，みよし市，あま市，長久手市，東郷町，豊山町，大口町，扶桑町，大治町，蟹江町，飛島村，阿久比町，東浦町，南知多町，美浜町，武豊町，幸田町
三重県 (全域)	津市，四日市市，伊勢市，松阪市，桑名市，鈴鹿市，名張市，尾鷲市，亀山市，鳥羽市，熊野市，いなべ市，志摩市，伊賀市，木曾岬町，東員町，菰野町，朝日町，川越町，多気町，明和町，大台町，玉城町，度会町，大紀町，南伊勢町，紀北町，御浜町，紀宝町
滋賀県	彦根市，長浜市，近江八幡市，甲賀市，野洲市，東近江市，米原市，日野町，竜王町，愛荘町，豊郷町，甲良町，多賀町
京都府	京都市，宇治市，城陽市，向日市，長岡京市，八幡市，京田辺市，木津川市，大山崎町，久御山町，井手町，宇治田原町，笠置町，和束町，精華町，南山城村
大阪府	大阪市，堺市，岸和田市，吹田市，泉大津市，高槻市，貝塚市，守口市，枚方市，茨木市，八尾市，泉佐野市，富田林市，寝屋川市，河内長野市，松原市，大東市，和泉市，柏原市，羽曳野市，門真市，摂津市，高石市，藤井寺市，東大阪市，泉南市，四條畷市，交野市，大阪狭山市，阪南市，島本町，忠岡町，熊取町，田尻町，岬町，太子町，河南町，千早赤阪村
兵庫県	神戸市，姫路市，尼崎市，明石市，西宮市，洲本市，芦屋市，相生市，加古川市，赤穂市，高砂市，南あわじ市，淡路市，たつの市，播磨町
奈良県 (全域)	奈良市，大和高田市，大和郡山市，天理市，橿原市，桜井市，五條市，御所市，生駒市，香芝市，葛城市，宇陀市，山添村，平群町，三郷町，斑鳩町，安堵町，川西町，三宅町，田原本町，曾爾村，御杖村，高取町，明日香村，上牧町，王寺町，広陵町，河合町，吉野町，大淀町，下市町，黒滝村，天川村，野迫川村，十津川村，下北山村，上北山村，川上村，東吉野村
和歌山県 (全域)	和歌山市，海南市，橋本市，有田市，御坊市，田辺市，新宮市，紀の川市，岩出市，紀美野町，かつらぎ町，九度山町，高野町，湯浅町，広川町，有田川町，美浜町，日高町，由良町，印南町，みなべ町，日高川町，白浜町，上富田町，すさみ町，那智勝浦町，太地町，古座川町，北山村，串本町
岡山県	岡山市，倉敷市，玉野市，笠岡市，備前市，瀬戸内市，浅口市，早島町
広島県	呉市，竹原市，三原市，尾道市，福山市
山口県	周防大島町

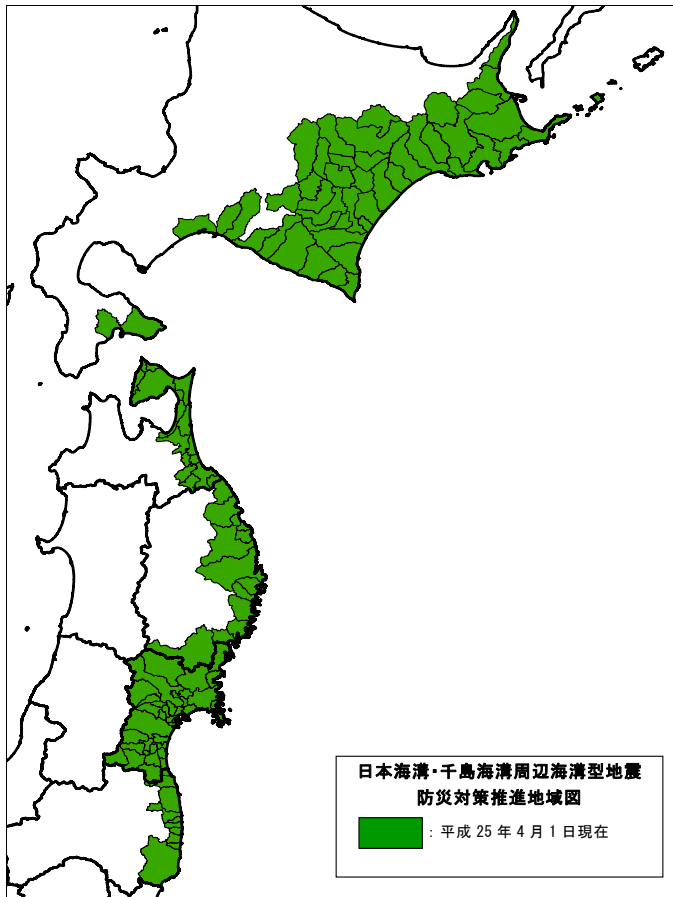
徳島県（全域）	徳島市，鳴門市，小松島市，阿南市，吉野川市，阿波市，美馬市，三好市，勝浦町，上勝町，佐那河内村，石井町，神山町，那賀町，牟岐町，美波町，海陽町，松茂町，北島町，藍住町，板野町，上板町，つるぎ町，東みよし町
香川県（全域）	高松市，丸亀市，坂出市，善通寺市，観音寺市，さぬき市，東かがわ市，三豊市，土庄町，小豆島町，三木町，直島町，宇多津町，綾川町，琴平町，多度津町，まんのう町
愛媛県（全域）	松山市，今治市，宇和島市，八幡浜市，新居浜市，西条市，大洲市，伊予市，四国中央市，西予市，東温市，上島町，久万高原町，松前町，砥部町，内子町，伊方町，松野町，鬼北町，愛南町
高知県（全域）	高知市，室戸市，安芸市，南国市，土佐市，須崎市，宿毛市，土佐清水市，四万十市，香南市，香美市，東洋町，奈半利町，田野町，安田町，北川村，馬路村，芸西村，本山町，大豊町，土佐町，大川村，いの町，仁淀川町，中土佐町，佐川町，越知町，檮原町，日高村，津野町，四万十町，大月町，三原村，黒潮町
大分県	大分市，別府市，中津市，佐伯市，臼杵市，津久見市，豊後高田市，杵築市，宇佐市，国東市，姫島村，日出町
宮崎県	宮崎市，延岡市，日南市，日向市，新富町，門川町

※ 平成25年4月1日現在 1都2府18県 414市町村

出典：内閣府資料

附属資料 49 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（市町村一覧）

北海道	函館市，釧路市，帯広市，苫小牧市，根室市，北斗市，勇払郡厚真町，同郡むかわ町，沙流郡日高町，新冠郡新冠町，浦河郡浦河町，様似郡様似町，幌泉郡えりも町，日高郡新ひだか町，河東郡音更町，同郡士幌町，同郡上士幌町，同郡鹿追町，上川郡新得町，同郡清水町，河西郡芽室町，同郡中札内村，同郡更別村，広尾郡大樹町，同郡広尾町，中川郡幕別町，同郡池田町，同郡豊頃町，同郡本別町，足寄郡足寄町，同郡陸別町，十勝郡浦幌町，釧路郡釧路町，厚岸郡厚岸町，同郡浜中町，川上郡標茶町，同郡弟子屈町，阿寒郡鶴居村，白糠郡白糠町，野付郡別海町，標津郡中標津町，同郡標津町，目梨郡羅臼町
青森県	八戸市，三沢市，むつ市，上北郡野辺地町，同郡六戸町，同郡横浜町，同郡東北町，同郡六ヶ所村，同郡おいらせ町，下北郡大間町，同郡東通村，同郡風間浦村，同郡佐井村，三戸郡五戸町，同郡南部町，同郡階上町
岩手県	宮古市，大船渡市，久慈市，一関市，陸前高田市，釜石市，上閉伊郡大槌町，下閉伊郡山田町，同郡岩泉町，同郡田野畑村，同郡普代村，九戸郡野田村，同郡洋野町
宮城県 (全域)	仙台市，石巻市，塩竈市，気仙沼市，白石市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，登米市，栗原市，東松島市，大崎市，刈田郡蔵王町，同郡七ヶ宿町，柴田郡大河原町，同郡村田町，同郡柴田町，同郡川崎町，伊具郡丸森町，亶理郡亶理町，同郡山元町，宮城郡松島町，同郡七ヶ浜町，同郡利府町，黒川郡大和町，同郡大郷町，同郡富谷町，同郡大衡村，加美郡色麻町，同郡加美町，遠田郡涌谷町，同郡美里町，牡鹿郡女川町，本吉郡南三陸町
福島県	いわき市，相馬市，南相馬市，双葉郡広野町，同郡楡葉町，同郡富岡町，同郡大熊町，同郡双葉町，同郡浪江町，相馬郡新地町



※ 平成 25 年 4 月 1 日現在 1 道 4 県 117 市町村

出典：内閣府資料

附属資料 50 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱の概要

平成18年2月中央防災会議決定



出典：内閣府資料

附属資料 51 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領について

平成19年6月中央防災会議決定



出典：内閣府資料

附属資料52 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略について

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による人的被害、経済被害について、今後10年間に達成すべき定量的な減災目標とその具体的な実現方法等を定めるものである。

平成20年12月中央防災会議決定



出典：内閣府資料

附属資料53 中部圏・近畿圏直下地震対策大綱の概要



出典：内閣府資料

附属資料54 火山防災対策の取組状況

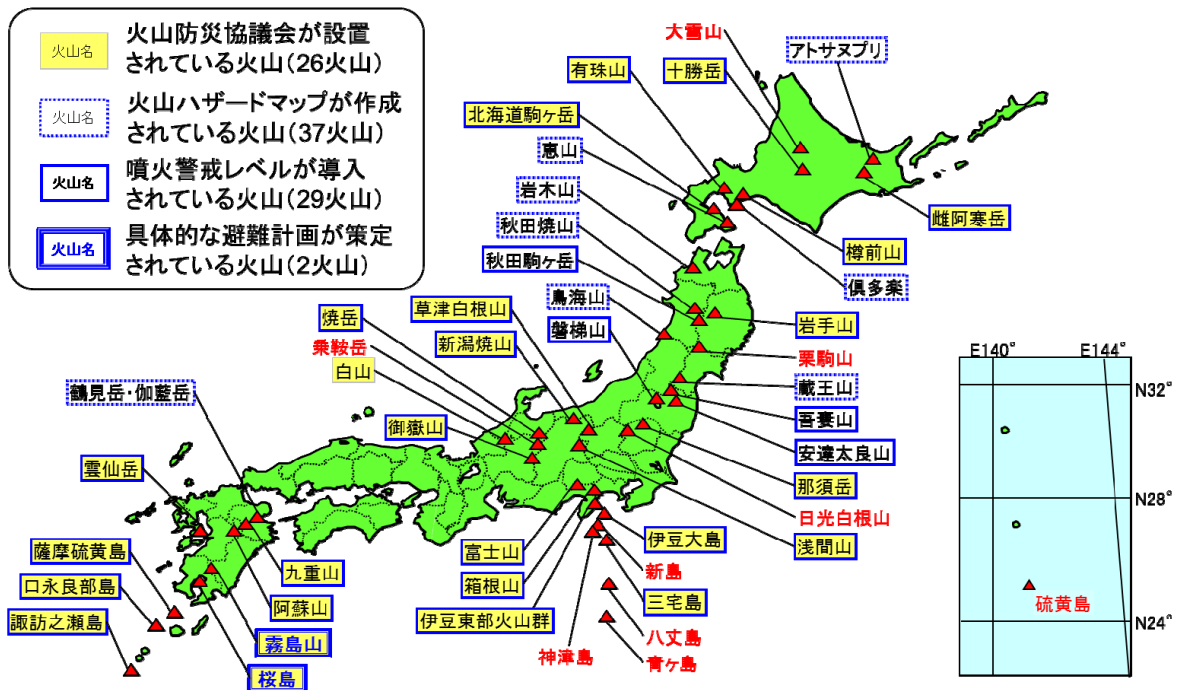
監視・観測体制の充実等が必要な火山として火山噴火予知連絡会によって選定された47火山

火山名	火山防災協議会設置火山	火山ハザードマップ整備火山	噴火警戒レベル導入火山	具体的で実践的な避難計画策定火山	火山名	火山防災協議会設置火山	火山ハザードマップ整備火山	噴火警戒レベル導入火山	具体的で実践的な避難計画策定火山
アトサヌプリ		○			焼岳	○	○	○	
雌阿寒岳	○	○	○		乗鞍岳				
大雪山					御嶽山	○	○	○	
十勝岳	○	○	○		白山	○			
樽前山	○	○	○		富士山	○	○	○	
倶多楽		○			箱根山	○	○	○	
有珠山	○	○	○		伊豆東部火山群	○	○	○	
北海道駒ヶ岳	○	○	○		伊豆大島	○	○	○	
恵山		○			新島				
岩木山		○			神津島				
秋田焼山		○			三宅島	○	○	○	
岩手山	○	○	○		八丈島				
秋田駒ヶ岳		○	○		青ヶ島				
鳥海山		○			硫黄島				
栗駒山					鶴見岳・伽藍岳		○		
蔵王山		○			九重山	○	○	○	
吾妻山		○	○		阿蘇山	○	○	○	
安達太良山		○	○		雲仙岳	○	○	○	
磐梯山		○	○		霧島山	○	○	○	○
那須岳	○	○	○		桜島	○	○	○	○
日光白根山					薩摩硫黄島	○	○	○	
草津白根山	○	○	○		口永良部島	○	○	○	
浅間山	○	○	○		諏訪之瀬島	○	○	○	
新潟焼山	○	○	○						

○火山防災協議会設置火山：26火山
○火山ハザードマップ整備火山：37火山

○噴火警戒レベル導入火山：29火山
○具体的で実践的な避難計画策定火山：2火山

出典：内閣府資料



出典：内閣府資料

附属資料55 我が国の主な火山噴火及び噴火災害

噴火年	火山名	犠牲者数	噴火及び被害の特徴
1640年（寛永17年）	北海道駒ヶ岳※	700余	山体崩壊，岩屑なだれ，津波，多量の降灰，火砕流
1663年（寛文3年）	有珠山※	5	近辺の家屋は消失または埋没
1663年（寛文3年）	雲仙岳	30余	溶岩流，火口よりの出水が氾濫
1667年（寛文7年）	樽前山※		火砕流，多量の降灰・軽石
1694年（元禄7年）	北海道駒ヶ岳		地震・火山雷を伴う噴火，軽石降下，火砕流発生
1707年（宝永4年）	富士山※		「宝永噴火」，多量の降灰，終息後の土砂災害
1721年（享保6年）	浅間山	15	噴石
1739年（元文4年）	樽前山※		火砕流，多量の降灰・軽石
1741年（寛保元年）	渡島大島	1467	山体崩壊，岩屑なだれによる大津波発生
1769年（明和5年）	有珠山		大量の降灰・軽石，火砕流
1777年（安永6年）	伊豆大島		「安永の大噴火」，溶岩流，スコリア降下
1779年（安永8年）	桜島※	150余	「安永大噴火」，噴石，溶岩流
1781年（天明元年）	桜島	15	高免沖の島で噴火，津波
1783年（天明3年）	浅間山	1151	「天明大噴火」，火砕流，溶岩流，土石なだれ，吾妻川，利根川の洪水
1785年（天明5年）	青ヶ島	130～140	噴石，泥土，島民の1/3以上が犠牲。以後50年余無人島
1792年（寛政4年）	雲仙岳	15,000	「島原大変肥後迷惑」，眉山の崩壊による対岸の津波
1822年（文政5年）	有珠山	50～103	火砕流，旧アブタ集落全滅
1853年（嘉永6年）	有珠山		多量の火山灰・軽石，溶岩ドーム形成，火砕流
1856年（安政3年）	北海道駒ヶ岳	21～29	降下軽石，火砕流
1888年（明治21年）	磐梯山※	461～477	岩屑なだれによる5村11部落が埋没，土石流（火山泥流）
1900年（明治33年）	安達太良山	72	噴石，火口の硫黄採掘所全壊
1902年（明治35年）	伊豆鳥島	125	全島民が犠牲
1914年（大正3年）	桜島※	58	「大正大噴火」，火山雷，溶岩流，地震，空振，村落埋没，多量の降灰
1926年（大正15年）	十勝岳	144	大規模火山泥流，上富良野，美瑛埋没
1929年（昭和4年）	北海道駒ヶ岳	2	多量の降灰・軽石，火砕流，火山ガス被害
1940年（昭和15年）	三宅島	11	多量の火山灰・火山弾，溶岩流
1952年（昭和27年）	ベヨネース列岩（明神礁）	31	火砕サージ
1943～45年（昭和18～20年）	有珠山	1	多量の火山灰，噴石，昭和新山形成
1958年（昭和33年）	阿蘇山	12	噴石
1991年（平成3年）	雲仙岳	43	火砕流，土石流

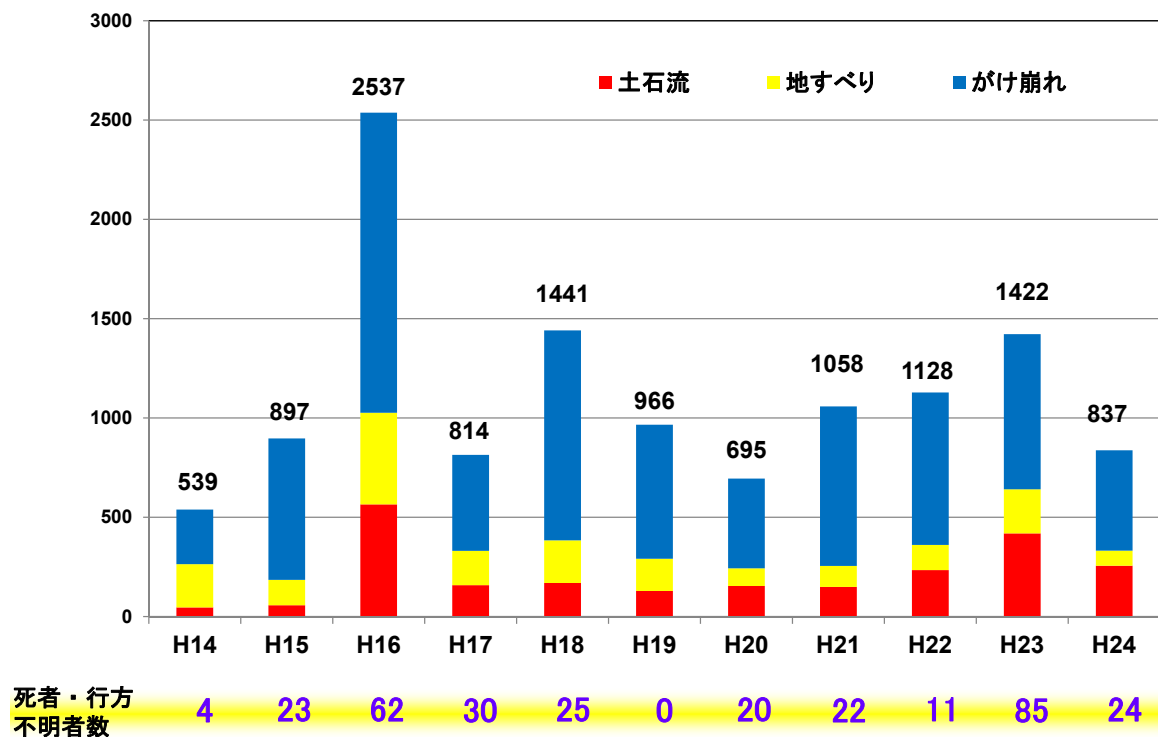
注：「死者行方不明者10名以上の噴火災害」または「見かけ体積0.1km³以上の噴出物があったとされる大規模噴火」について掲載

※は，見かけ体積1km³以上の噴出物があった噴火

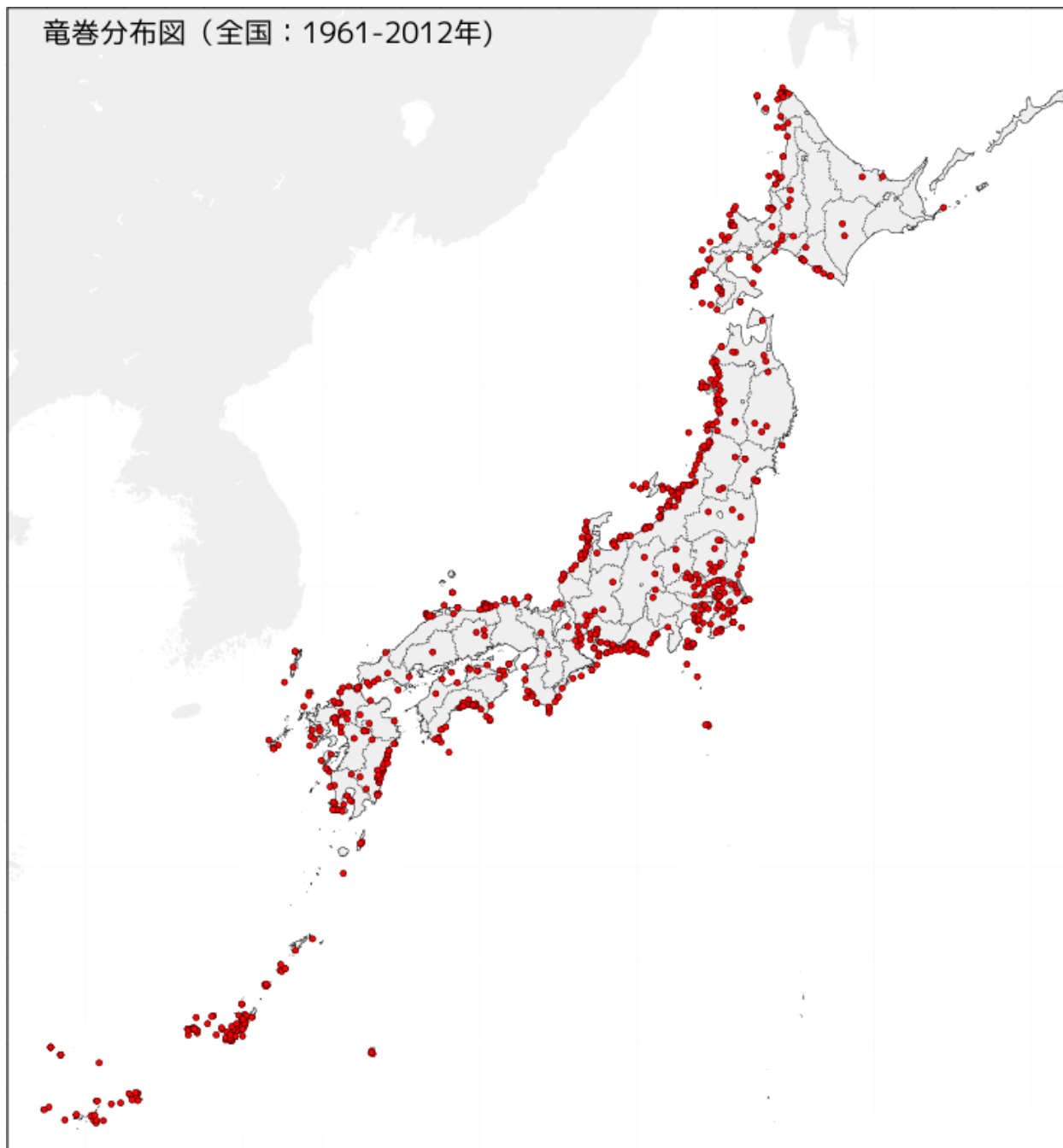
出典：日本活火山総覧（第4版）（気象庁編 平成25年）をもとに内閣府作成

附属資料56 土砂災害の発生状況の推移

土砂災害発生件数



出典：国土交通省資料



出典：気象庁資料